# 平成19事業年度

# 業務実績報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

# 目 次

1.	国民の皆様へ	1
2.	基本情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2) 本部・地域センター等の住所	
	(3) 資本金の状況	
	(4) 役員の状況	
	(5) 常勤職員の状況	
3.	簡潔に要約された財務諸表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4 .	財務情報 ·····	11
	(1) 財務諸表の概況	
	(2) 施設等投資の状況	
	(3) 予算・決算の概況	
	(4) 経費削減及び効率化目標との関係	
5.	事業の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(1) 財源構造	
	(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	
別添	年度計画に定められた項目ごとの実績	

#### 1. 国民の皆様へ

(1) 農林水産消費安全技術センターについて

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)は、平成19年4月1日に独立行政法人農林水産消費技術センター(以下「旧センター」という。)、独立行政法人肥飼料検査所(以下「旧肥飼検」という。)及び独立行政法人農薬検査所(以下「旧農薬検」という。)(以上の3法人を以下「旧3法人」という。)が統合して発足しました。

センターは、統合した旧3法人が有する専門的知見を結集し、農場から食卓までの一連の過程(フードチェーン)を通じて、肥料、農薬、飼料等の品質・安全性や、食品の表示が適正かどうかの監視のため、科学的な手法による検査や事業者への立入検査等を行い、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とする独立行政法人です。

(2) 平成19年度の主な業務の取組・成果について

平成19年度は牛挽肉偽装事案、賞味期限の改ざんなどの食品表示の偽装、有機 J A S マークの不正使用、輸入冷凍ギョーザによる薬物中毒事案等、消費者の食に対する信頼を大きく損なう事件が相次ぎました。

また、肥料においては、有機資源の再生利用が進む中で、汚泥肥料等有害成分を含むおそれの高い肥料の生産が増加し、カドミウムなどの有害成分が基準値を超えて混入した肥料の流通、飼料においては、残留農薬等の有害物質による汚染、未承認遺伝子組換え作物の混入、農薬においては無登録農薬の流通などの事案が発生しました。

このような中、センターは、

- ① 牛挽肉偽装事案では、肥飼料検査部門が特許を有するDNA分析による飼料中の肉骨粉の動物種を判別する技術を食品の肉種鑑別に利用し、食品検査部門と肥飼料検査部門が連携して農林水産省の要請による緊急調査等に迅速に対応しました。また、その後の度重なる偽装表示やJASマークの不正使用等の事案にも農林水産省と一体的に立入検査等を行うなど、農林水産省等の関係機関と連携して対応しました。
- ② 食品中の残留農薬等にポジティブリスト制度が導入された中で、前作に使用された農薬の土壌残留に伴う後作の作物中の残留農薬に係るリスク低減に資するためのデータを得るため、農薬検査部門と食品検査部門が協力して土壌残留性の高い農薬の分析に取り組みました。
- ③ 肥飼料に関する立入検査については、有害物質を含むおそれの高い肥料の流通防止、牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の発生の防止、飼料等の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等に重点化・効率化を図りました。

- ④ 無登録農薬と疑われる資材について農林水産省と一体的に立入検査を実施し、 安全性の確保を図りました。
- ⑤ 輸入冷凍ギョーザによる薬物中毒事案では、消費者の不安解消のため、消費者 相談窓口を土日も開設するとともに、保健所、農林水産省、国民生活センター等 の関係機関に対して迅速な情報提供を行いました。

#### (3) 独立行政法人の整理合理化計画への対応について

平成19年12月24日に閣議決定された独立行政法人の整理合理化計画への対応は、

- ① 独立行政法人国民生活センターとの連携については、当センターに全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の端末を設置し、情報の共有化を図るとともに、両機関が実施する研修会、講習会等や分析技術面についても連携
- ② 大阪・岡山事務所の廃止(神戸センターへの統合)、小樽事務所の廃止については、効率的な業務運営を推進するため、検査等業務に支障が生じないよう考慮しつ、整理合理化計画に定められた期間内に統廃合を実施

するとともに、アウトソーシングの実施、内部統制に係る体制整備など適切に対応 することとしています。

また、随意契約の見直しについては、すでに原則一般競争入札とし、随意契約によることができる額の限度額等については国と同じ基準としています。

# (4) 今後の取り組みについて

平成19年度は、牛挽肉偽装事案等に各分野の技術力やマンパワーを結集して迅速かつ的確に対応するなど、統合メリットを発揮しつつ、効率的かつ効果的に業務を推進して参りました。

近年、消費者の食に対する信頼が著しく失われている状況の中で、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献する法人として、センターの果たすべき役割を役職員一同、十分に認識し、今後とも高い使命感と倫理観を持って的確に業務を推進して参ります。

さらに、中期目標を達成すべく、各分野の技術力を結集して検査・分析能力の向上に不断に取り組むとともに、分析の精度管理を的確に実施しつつ、業務の重点化、効率化を図って参りますので、皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

#### 2. 基本情報

- (1) 法人の概要
  - ① 法人の目的

センターは、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号。以下「センター法」という。)第3条)

#### ② 業務内容

ア センターは、センター法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- (7) 農林水産物、飲食料品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。
- (イ) (7) に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に 関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- (ウ) 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物 資の検査を行うこと。
- (I) 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- (オ) (ウ)に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の 調査及び指導を行うこと。
- (カ) (I) 及び(オ) に掲げるもののほか、(ウ) に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。
- (キ) 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。
- (1) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。
- (ケ) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- (コ) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。
- (サ) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- イ センターは、前項の業務のほか、次の業務を行います。
- (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに同法第20条の2第1項及び第2項の規定による立入検査
- (イ) 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項の規定による立入検査、 質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問

- (ウ) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査
- (I) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号) 第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去
- (オ) 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査
- (カ) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去
- ③ 沿革

(旧センター関係)

平成 3年4月 農林水産省農林規格検査所から農林水産省農林水産消費技術

センターに改組

平成13年4月 独立行政法人農林水産消費技術センターとして設立

(旧肥飼検関係)

昭和38年1月 農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して農林省肥飼

料検査所となる

平成13年4月 独立行政法人肥飼料検査所として設立

(旧農薬検関係)

昭和22年6月 農林省農薬検査所設置

平成13年4月 独立行政法人農薬検査所として設立

平成19年4月 上記旧3法人を統合して独立行政法人農林水産消費安全技術

センターとして設立

4 設立根拠法

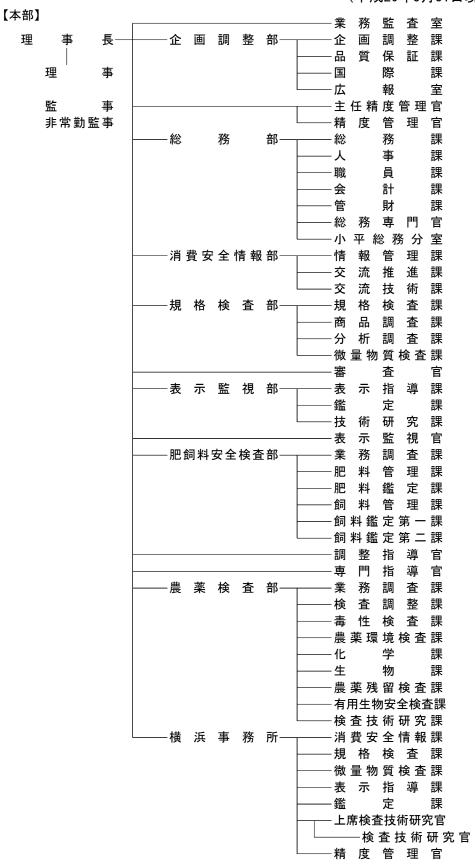
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法 (平成11年法律第183号)

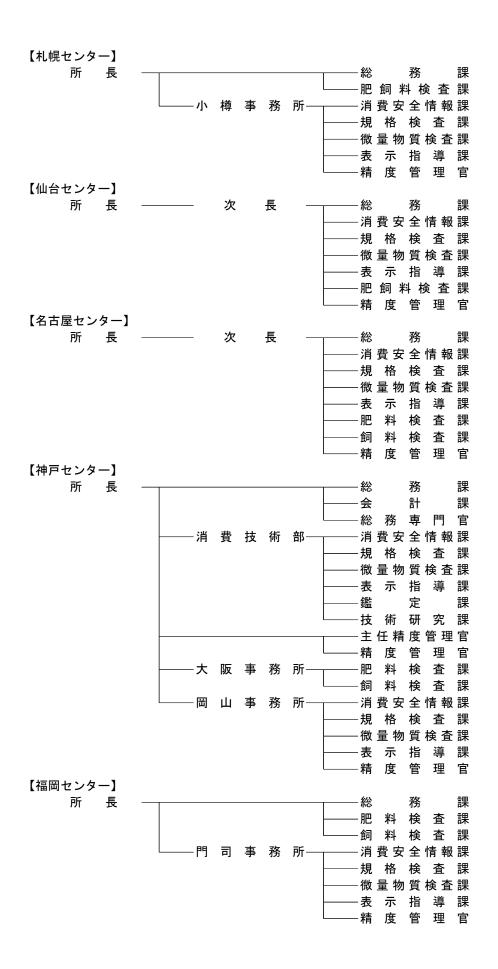
⑤ 主務大臣(主務省所管課等)

農林水産大臣(農林水産省消費・安全局総務課、表示・規格課、農産安全管理課、畜水産安全管理課)

# ⑥ 組織図

(平成20年3月31日現在)





# (2) 本部・地域センターの住所

部:さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

農薬検査部:小平市鈴木町2-772

横浜事務所:横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

札 幌 センター:札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎

小樽事務所:小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎

仙台センター: 仙台宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎

名古屋センター:名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館

神戸センター:神戸市中央区小野浜町1-4

大阪事務所:大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館

岡山事務所:岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

福岡センター:福岡市東区千早3-11-15

門司事務所:北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎

# (3) 資本金の状況

(単位:百万円) 当期減少額 当期増加額 区分 期首残高 期末残高 政府出資金 3.541 6.845 10.386 その他出資金 3, 541 6.845 10, 386 資本金合計

各計数は単位未満を四捨五入して記載しています。

#### (4) 役員の状況

#### (平成20年3月末現在)

役職	氏名		任期		担当		経歴
理事長	山口 勇	自	平成19年			元 独立行政法	去人農薬検査所
		至	平成23年	3月31日			
理事	戸谷 亨	自	平成19年	4月 1日	総合調整・	昭和50年 4月	農林省採用
		至	平成21年	3月31日	食品等検査	平成15年10月	独立行政法人農畜産業
					担当		振興機構総括調整役
						平成17年 4月	独立行政法人農林水産
							消費技術センター理事長
理事	杉浦勝明	自			評価・肥飼	昭和53年 4月	農林省採用
		至	平成21年	3月31日	料検査担当	平成17年10月	消費・安全局畜水産安全
							管理課長
理事	阪本 剛	自			農薬検査	昭和47年 4月	農林省採用
		至	平成21年	3月31日	担当	平成15年 7月	消費・安全局植物防疫課
							課長補佐(農業航空班担当)
						平成16年 4月	独立行政法人農薬検査所
							検査部長
監事	本多一郎	自	平成19年	4月 1日		昭和51年 4月	農林省採用
		至	平成21年	3月31日		平成18年 1月	生産局総務課予算調整官
監事	碓井憲男	自	平成19年	4月 1日		現 公認会計	t
(非常勤)		至	平成21年	3月31日			

<注>理事長は、平成20年3月31日付けで山口勇が退任し、平成20年4月1日付けで吉羽雅昭(元東 京農業大学教授)が就任しています。

# (5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成20年1月1日時点において688人(前期末比6人減少、0.9%減)であり、平均年齢は40.9歳(前期末40.4歳)となっています。このうち、国等からの出向者は111人、他の独立行政法人(旧3法人は除く)からの出向者は2人です。

(注) 常勤職員数は平成20年1月1日現在国会報告データによる。

# 3. 簡潔に要約された財務諸表

以下の計数は単位未満を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

# ① 貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	2, 116	流動負債	2, 100
現金・預金等	1, 874	運営費交付金債務	937
その他	242	その他	1, 163
固定資産	11, 846	固定負債	1, 921
有形固定資産	11, 839	資産見返負債	1, 877
無形固定資産	7	その他	45
投資その他の資産	0	負債合計	4, 021
		純資産の部	
		資本金	10, 386
		政府出資金	10, 386
		資本剰余金	△ 480
		利益剰余金	34
		純資産合計	9, 940
資産合計	13, 962	負債純資産合計	13, 962

# ② 損益計算書(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	7, 640
調査指導業務費	6, 080
人件費	4, 610
減 価 償 却 費	323
その他	1, 146
一般管理費	1, 559
人件費	1, 227
減 価 償 却 費	27
その他	304
財務費用	1
経常収益(B)	7, 640
運営費交付金収益	7, 225
事業収益等自己収入	106
その他	308
臨 時 損 益 ( C )	1
その他調整額(D)	18
当期総利益(B-A+C+D)	19

# ③ キャッシュ・フロー計算書(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	477
人件費支出	△ 5, 766
運営費交付金収入	7, 858
事業収益等自己収入	116
その他収入・支出	△ 1, 732
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 194
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△ 27
IV 資金増加額(D=A+B+C)	256
VI 資金期首残高(E)	1, 165
V 統合による資金増加(F)	453
Ⅲ 資金期末残高(D+E+F)	1, 874

# ④ 行政サービス実施コスト計算書(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

(単位:百万円)

		金額
Ι	業務費用	7, 542
	損益計算書上の費用	7, 647
	(控除)事業収入等自己収入	△ 105
	(その他の行政サービス実施コスト)	
Π	損益外減価償却相当額	435
Ш	損益外固定資産除却相当額	13
IV	引当外賞与見積額	2
V	引当外退職給付増加見積額	128
VI	機会費用	819
VII	行政サービス実施コスト	8, 939

# <注>国民一人あたりの行政サービス実施コスト 70.0円

行政サービス実施コスト 8,938,754,752円/127,768千人

総務省統計局公表の人口推計月報平成19年12月1日現在確定値 (127,768千人)によっています。

# Iのうち損益計算書上の費用(臨時損失を除く。) 事業費用の国民一人あたりセグメント費用

(1)	肥料及び土壌改良資材関係経費	4.8円	(事業費用)	611, 188, 716円
(2)	農薬関係経費	5.6円	"	719, 540, 185円
(3)	飼料及び飼料添加物関係経費	5.8円	"	739, 351, 281円
(4)	食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費	12.4円	"	1, 586, 615, 742円
(5)	農林物資の検査、指導業務関係経費	16.5円	"	2, 108, 957, 646円
(6)	農林物資の調査分析、講習業務関係経費	2.5円	"	314, 018, 278円
(7)	一般管理費 (共诵経費)	12.2円	"	1. 560. 030. 114円

# ■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金・預金等 : 現金、預金、郵便貯金

有形固定資産 : 土地、建物、機械及び装置、車両、工具など独立行政法人

が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

その他(固定資産):有形固定資産以外の長期資産で、特許権など具体的な形

態を持たない無形固定資産が該当

運営費交付金債務:独立行政法人の業務を実施するために国から交付された

運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

政府出資金: 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金:国から交付された施設費などを財源として取得した資産で

独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金:独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

調査指導業務費:独立行政法人の業務に要した費用

人件費 : 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要す

る経費

減価償却費 :業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたっ

て費用として配分する経費

財務費用:利息の支払に要する経費

運営費交付金収益:国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識し

た収益

事業収益等自己収入:手数料収入、受託収入などの収益

臨時損益:固定資産の売却損益又は、除却損が該当

その他調整額 : 前期中期目標期間繰越積立金の取崩額が該当

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー:独立行政法人の通常の業務の実施に係る る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、

商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー:将来に向けた運営基盤の確立のために

行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取

得・売却等による収入・支出や施設整備費補助金の交付によ

る収入が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー:リース債務の償還額が該当

統合による資金増加:統合に伴う旧肥飼検及び旧農薬検の現金及び預金が該

#### ④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用 : 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額:償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている)

損益外固定資産除売却相当額: 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益 の獲得が予定されないものとして特定された資産の除売却相 当額(損益計算書には計上していないが、累計額、除売却差 額は貸借対照表に記載されている)

引当外賞与見積額:財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額(損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を 貸借対照表に注記している)

引当外退職給付増加見積額:財源措置が運営費交付金により行われることが 明らかな場合の退職給付引当金増加見積額(損益計算書には 計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう 退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している)

機会費用 : 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額などが該当

# 4. 財務情報

センターは廃止・統合した旧肥飼検及び旧農薬検の資産を承継したことから、平成 18年度以前の財務諸表等の計数は原則として旧3法人の決算数値の合計額としていま す。

#### (1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析(内容・増減理由)

#### (経常費用)

(経常収益)

平成19年度の経常費用は7,640百万円と、前年度比36百万円増(0.5%増) となっています。これは、統合による役員数の減に伴う役員報酬の前年度比 30百万円減(32.6%減)、効率化による一般管理費の減等を行ったものの、退 職金費用が前年度比57百万円増(12.0%増)となったこと等が主な要因です。 平成19年度の経常収益は7,640百万円と、前年度比167百万円減(2.1%減)となっています。これは、前年度で旧肥飼検及び旧農薬検の運営費交付金の執行残額等を国庫返納するために全額収益化(204百万円)したことにより前年度の経常収益が多くなっていることが主な要因です。

#### (当期総損益)

上記経常損益の状況、固定資産除売却に伴う臨時損益1百万円の計上及び自己財源で取得した固定資産の減価償却費等の財源に充てるため積立てた前中期目標期間繰越積立金の取崩18百万円の計上の結果、平成19年度の当期総利益は19百万円と、前年度比200百万円減(91.3%減)となっています。

#### (資産)

平成19年度末現在の資産合計は13,962百万円と、前年度末比169百万円増 (1.2%増)となっています。これは、旧肥飼検及び旧農薬検の資産承継時に 承継資産の再評価により土地が前年度比387百万円減(6.7%減)となったこ と、建設仮勘定(建設中の神戸新庁舎の出来高分)が前年度比641百万円増 (996.1%増)となったこと、その他の固定資産の除却、減価償却等によりそ の他の固定資産が前年度比468百万円減(7.6%減)となったこと、預金及び 現金、施設整備費補助金の未収金等が383百万円増(22.1%増)となったこと が主な要因です。

#### (負債)

平成19年度末現在の負債合計は4,021百万円と、前年度末比1,090百万円増(37.2%増)となっています。これは、建設中の神戸新庁舎の出来高分を計上した建設仮勘定見返施設費が前年度比641百万円増(1,061.9%増)となったこと及び人件費の執行残等による運営費交付金債務が前年度比433百万円増(85.8%増)となったことが主な要因です。

#### (業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の業務活動によるキャッシュ・フローは477百万円と、前年度比313百万円増(191.4%増)となっています。これは、前年度は前中期目標期間終了に伴う旧3法人の積立金を国庫納付しましたが、平成19年度は統合・廃止に伴い旧肥飼検及び旧農薬検における運営費交付金の残額等を国庫納付したことから、国庫納付額が前年度比764百万円減(79.1%減)となったこと及び運営費交付金収入が前年度比308百万円減(3.8%減)となったことが主な要因です。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△194百万円と、前年度 比76百万円増(28.3%増)となっています。これは、神戸センター新庁舎建 設中の有形固定資産(建設仮勘定)の取得に係る施設費による収入が前年度 比89百万円増(16.9%増)となったことが主な要因です。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、全額リース資産の支払利息分であり、27百万円の支払額は概ね前年度と同額となっています。

#### 表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経常費用	7, 940	7, 865	8, 006	7, 603	7, 640
経常収益	7, 928	7, 862	8, 947	7, 806	7, 640
当期総利益	△ 98	131	945	219	19
資産	14, 296	14, 139	13, 740	13, 792	13, 962
負債	5, 898	3, 123	2, 230	2, 931	4, 021
利益剰余金(又は繰越金)	△ 78	53	998	236	34
業務活動によるキャッシュ・フロー	298	542	511	164	477
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2, 205	1, 925	△ 466	△ 270	
財務活動によるキャッシュ・フロー	1, 748	△ 2, 381	△ 33	△ 27	△ 27
資金期末残高	1, 654	1, 740	1, 752	1, 618	1, 874

(注) 平成18年度以前は、旧3法人の決算額の合計値です。

(キャッシュ・フローに与える影響)

i 15年度投資活動

旧センター:施設費14年度補正予算繰越及び15年度計画増による固定資産の取得に伴う 支出増

旧農薬検:高度情報管理施設の建替えに伴う支出増

ii 15年度財務活動

旧農薬検: i のための長期借入金による収入増

iii 16年度投資活動

旧農薬検:高度情報管理施設の建替えに伴う施設整備資金貸付金償還時補助金収入増

iv 16年度財務活動

旧農薬検:高度情報管理施設の建替えに伴う無利子貸付金の償還による支出増

v 19年度統合による資金増加額

旧肥飼検及び旧農薬検から新法人が承継した資金増加額は、453百万円です。

# ② セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・増減理由)

セグメント事業損益の経年比較については、平成18年度までは旧3法人ごとのセグメント情報を利用していますが、平成19年度は統合に伴い配分算定方法の見直し等の調整を行った上でセグメント情報を算定していますので、両者間で整合性の取れた経年比較・分析を行うことは困難な状況です。

このため、経年比較については実施せず、平成19年度における各セグメントの 事業損益についての分析のみを行いました。

#### (肥料及び土壌改良資材関係経費によるセグメント情報)

当該経費の事業損益は△7百万円(前年度の旧セグメントでの計上額との対比67百万円減)となっています。これは、事業費用に計上されている減価償却費のうち7百万円については、その収益相当額を事業収益ではなく前中期目標期間繰越積立金の取崩しで処理することとしたことから、損失が生じました。

#### (農薬関係経費によるセグメント情報)

当該経費の事業損益は△2百万円(前年度の旧セグメントでの計上額との対 比29百万円減)となっています。これは、棚卸資産の費用化3百万円に見合 う収益相当額を事業損益ではなく前中期目標期間繰越積立金の取崩しで処理 することとしたことから、損失が生じました。

#### (飼料及び飼料添加物関係経費によるセグメント情報)

当該経費の事業損益は2百万円(前年度の旧セグメントでの計上額との対比 63百万円減)となっており、19年度は概ね当初計画どおりの事業費用で業務 を実施したところです。

#### (食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費によるセグメント情報)

当該経費の事業損益は0百万円(前年度の旧セグメントでの計上額との対比 0百万円減)となっており、19年度は概ね当初計画どおりの事業費用で業務を 実施したところです。

#### (農林物資の検査、指導業務関係経費によるセグメント情報)

当該経費の事業損益は1百万円(前年度の旧セグメントでの計上額との対比 1百万円減)となっています。19年度は特に、相次ぐ食品の偽装表示やJAS マークの不正使用等への対応が生じましたが、経費の節減等を図りつつ、概 ね当初計画どおりの事業費用で業務を実施したところです。

#### (農林物資の調査研究、講習業務関係経費によるセグメント情報)

当該経費の事業損益は4百万円(前年度の旧セグメントでの計上額との対比 6百万円減)となっており、19年度は概ね当初計画どおりの事業費用で業務を 実施したところです。

#### (一般管理費(共通経費))

当該経費については、統合に伴い旧農薬検のセグメントから一般管理費を分離し、旧センター及び旧肥飼検の一般管理費のセグメントと合わせて配分算定方法の見直し等を行いました。その事業損益は2百万円(旧センター及び旧肥飼検の前年度のセグメントの合計額との対比36百万円減)となっており、19年度は概ね当初計画どおりの事業費用で業務を実施したところです。

#### 表 事業損益の経年比較(セグメント情報)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
肥料及び土壌改良資材関係経費	0	3	103	60	Δ 7
農薬関係経費	0	0	101	28	△ 2
飼料及び飼料添加物関係経費	△ 14	△ 9	117	65	2
食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費	0	Δ8	203	0	0
農林物資の検査、指導業務関係経費	Δ 1	5	224	2	1
農林物資の調査研究、講習業務関係経費	1	3	19	10	4
一般管理費 (共通経費)	2	3	174	37	2
合 計	Δ 12	Δ 4	941	203	0

(注) 平成18年度以前は、旧3法人の決算額の合計値です。

#### (著しい変動が生じている理由)

- i 平成17年度は中期目標期間最終年度であり、残額を国庫納付するために運営費交付金債務を 全額収益化したため収益の変動が生じています。
- ii 平成18年度は廃止した2法人について、iと同様に残額を国庫納付するため全額運営費交付金の収益化したため収益の変動が生じています。

# ③ セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)

#### (肥料及び土壌改良資材関係経費)

当該経費の総資産は976百万円と、前年度比315百万円増(47.6%増)となっています。これは、統合に伴う各セグメントの配分割合の見直し等により預金に係る配分額等流動資産が前年度比153百万円増(525.3%増)及び分析機器等固定資産の増が前年度比162百万円増(25.6%増)となったことが主な要因です。

#### (農薬関係経費)

当該経費の総資産は2,515百万円と、前年度比3,277百万円減(56.6%減)となっています。これは、統合に伴う各セグメントの配分割合の見直し等により預金に係る配分額等流動資産が前年度比50百万円増(34.3%増)並びに統合に伴う調整により土地等を一般管理費(共通経費)のセグメントに振り替えたこと等により、固定資産が前年度比3,327百万円減(58.9%減)となったことが主な要因です。

# (飼料及び飼料添加物関係経費)

当該経費の総資産は817百万円と、前年度比325百万円増(66.1%増)となっています。これは、統合に伴う各セグメントの配分割合の見直し等により預金に係る配分額等流動資産が前年度比166百万円増(417.4%増)及び分析機器等固定資産の増が前年度比159百万円増(35.2%増)となったことが主な要因です。

# (食品等の調査、分析、情報提供関係経費)

当該経費の総資産は1,180百万円と、前年度比215百万円減(15.4%減)と

なっています。これは、統合に伴う各セグメントの配分割合の見直し等により預金に係る配分額等流動資産が前年度比3百万円増(0.7%増)及び分析機器等固定資産のセンター内部門間調整や廃棄処分による減に伴い、前年度比218百万円減(23.1%減)となったことが主な要因です。

# (農林物資の検査、指導業務関係経費)

当該経費の総資産は1,535百万円と、前年度比238百万円増(18.4%増)となっています。これは、統合に伴う各セグメントの配分割合の見直し等により預金に係る配分額等流動資産が前年度比134百万円増(25.2%増)及びセンター内部門内調整を含む分析機器等固定資産の増が前年度比104百万円増(13.6%増)となったことが主な要因です。

#### (農林物資の調査研究、講習業務関係経費)

当該経費の総資産は253百万円と、前年度比83百万円増(48.8%増)となっています。これは、統合に伴う各セグメントの配分割合見直し等により預金に係る配分額等流動資産が前年度比22百万円増(45.3%増)及び分析機器等固定資産の増が前年度比61百万円増(50.1%増)となったことが主な要因です。

#### (一般管理費(共通経費))

当該経費の総資産は6,687百万円と、前年度比2,699百万円増(67.8%増) となっています。これは、統合に伴う各セグメントの配分割合見直し等によ り預金に係る配分額等流動資産が前年度比146百万円減(29.9%減)及び統合 に伴いセグメント調整のため農薬検査所の土地等を農薬関係経費から振替え ること等による固定資産が前年度比2,845百万円増(81.3%増)となったこと が主な要因です。

#### 表 総資産の経年比較(セグメント情報)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
肥料及び土壌改良資材関係経費	744	740	685	661	976
農薬関係経費	6, 187	6, 065	5, 956	5, 792	2, 515
飼料及び飼料添加物関係経費	658	621	517	492	817
食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費	1, 434	1, 520	1, 427	1, 394	1, 180
農林物資の検査、指導業務関係経費	1, 409	1, 375	1, 275	1, 296	1, 535
農林物資の調査研究、講習業務関係経費	228	157	158	170	253
一般管理費(共通経費)	3, 636	3, 660	3, 723	3, 987	6, 687
合 計	14, 296	14, 139	13, 740	13, 792	13, 962

(注) 平成18年度以前は、旧3法人の決算額の合計値です。

(著しい変動が生じている理由)

19年度の農薬関係経費の減額については、旧農薬検1本のセグメントでしたので、一般管理費(共通経費)と業務セグメントに分離されていませんでしたが、統合に伴い当該セグメントを分離し、土地等を一般管理費に振り替えて整理しました。

- ④ 目的積立金の申請、取崩内容等 目的積立金はありません。
- ⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析(内容・増減理由) 平成19年度の行政サービス実施コストは8,939百万円と、前年度比254百万円増 (2.9%増)となっています。これは、独立行政法人会計基準の改訂による算定方 法の変更及び今期末在職者退職給付見積額の増等により引当金外退職給付増加見 積額が増加したことが主な要因です。

#### 表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
業務費用	7, 910	7, 751	7, 891	7, 493	7, 542
うち損益計算書上の費用	8, 028	7, 873	8, 013	7, 610	7, 647
うち自己収入	Δ 118	△ 122	△ 122	△ 117	△ 105
損益外減価償却累計額	544	516	462	441	435
損益外減損損失相当額	_		_	5	ı
損益外固定資産除却相当額	28	1	3	13	13
引当外賞与見積額	_		_	_	2
引当外退職給付増加見積額	△ 427	△ 57	△ 376	△ 184	128
機会費用	559	553	617	917	819
行政サービス実施コスト	8, 614	8, 763	8, 596	8, 685	8, 939

- (注) 平成18年度以前は、旧3法人の決算額の合計値です。
- (2) 施設等投資の状況 (重要なもの)
  - ① 当事業年度中に完成した主要施設等本部小平分室農薬散布棟施設改修(工事費44百万円)

仙台センター検査設備等改修(工事費67百万円)

- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充 神戸センター新庁舎建設(平成21年2月完成予定)
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等 本部横浜事務所生糸検査施設である合同庁舎の一部を財務省に返還

# (3) 予算・決算の概況

(単位:百万円)

区分	1 5	年度	1 6	年度	17	年度	18年度			19年度	Ę
		決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	8, 008	8, 008	7, 922	7, 922	7, 957	7, 957	8, 166	8, 166	7, 858	7, 858	
施設整備費補助金	277	759	197	169	109	59	136	607	731	752	
施設整備資金貸付金償還時補助金	0	0	2, 978	2, 978	0	0	0	0	0	0	
無利子借入金	1, 785	1, 785	0	0	0		0	0	0	0	
受託収入	15	64	31	62	20		0	61	0	48	*A
諸収入	25	53	25	57	25	52	36	57	36	57	
検査手数料収入	5	8	5	3	5		8	2	8	1	
検定手数料収入	20	36	20	43	20		24	36	21	17	
その他の収入	0	10	0	10	0		4	19	7	39	
前年度よりの繰越金	366	292	413	419	336		0	0	0	0	
計	10, 477	10, 961	11, 565	11, 606	8, 447	8, 475	8, 338	8, 892	8, 625	8, 716	
支出											
業務経費	1, 148	1, 143	1, 130	1, 259	1, 116	1, 194	1, 051	1, 083	1, 040	1, 028	
生産段階の安全性等確保関係経費	480	461	472	579	467	540	423	479	418	412	
肥料及び土壌改良資材関係経費	112	104	110	113	109		91	107	90	91	
農薬関係経費	194	155	190	256	188		183	182	181	169	
飼料及び飼料添加物関係経費	175	201	172	211	170		150	190	148	152	
農林水産物の品質及び表示適正化関係経費	668	682	657	680	650		628	604	621	616	
食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費	430	381	423	403	418		407	332	403	263	*B
農林物資の検査、指導業務関係経費	173	223	170	205	168		159	195	157	267	*C
農林物資の調査研究、講習業務関係経費	65	78	64	72	63		63	78	62	85	
施設整備費	2, 075	2, 566	209	169	122	81	147	617	731	752	
施設整備資金貸付金償還時補助金	0	0	2, 978	2, 978	0		0	0	0	0	
受託経費	15	63	31	62	20	71	0	61	0	49	*A
一般管理費	802	813	789	759	786		772	726	748	674	
人件費	6, 436	6, 057	6, 428	5, 914			6, 367	5, 691	6, 106	5, 763	
計	10, 477	10, 642	11, 565	11, 140	8, 447	8, 121	8, 338	8, 178	8, 625	8, 266	

(注) 平成18年度以前は、旧3法人の決算額の合計値です。

#### (予算額と決算額との乖離理由)

- \* A: 平成18年度以降、国等の委託費は企画競争の実施が原則となったことから、 予算計画では予算額を計上していません。
- \*B、\*C:食品の偽装表示問題の対応等緊急的、重点的な措置を図るため、経費配分を予算額に比べて大幅に変更しました。具体的には、農林物資の検査、指導業務関係経費(\*C)の検査計画を維持しつつ、食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費(\*B)の効率的な執行による節減等を行い、経費を(\*C)に振り向けました。

# (4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、業務運営の効率化による経費の抑制として、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制することを目標としています。(平成17年度以前は人件費を除く運営費交付金で行う事業全体で対前年度比1%抑制することを目標としていました。)

(単位:百万円、%)

											• •
		前中期目標期間			当中期目標期間						
区分	1 5	年度	1 6	年度	17	年度	18	年度		19年	度
	削減額	比率	削減額	比率	削減額	比率	削減額	比率	削減額	比率	差額理由
(平成17年度以前)											
消費技術センター	△ 13	△ 1.3	△ 19	△ 1.6	△ 28	△ 2.4		$\setminus$		$\setminus$	
肥飼料検査所	$\triangle$ 5	Δ 1.1	△ 18	△ 3.8	△ 15	△ 3.1		$\setminus$			
農薬検査所	Δ 2	Δ 1.0	△ 4	△ 1.5	△ 10	△ 3.2		$\setminus$		$\setminus$	
(平成18年度~)											
一般管理費	$\setminus$	/	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$		$\setminus$	△ 27	△ 3.7	* ア
消費技術センター				$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	△ 16	△ 3.0			
肥飼料検査所	$\setminus$	/	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	Δ8	△ 4.5		$\setminus$	
農薬検査所	$\setminus$	/	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	△ 3	△ 3.6		$\setminus$	
業務経費				$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$			△ 60	△ 5.8	* 1
消費技術センター							△ 36	△ 5.6			
肥飼料検査所							△ 19	△ 6.7			
農薬検査所							△ 39	△ 8.2			

- \*ア 保有自動車の削減、経費の節減、一括発注等による調達の効率化等を図りました。
- \*イ アンケート調査等のアウトソーシング、経費の節減、一括発注による調達の効率化等を図りました。

更に、平成19年度の3法人統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化を行い、統合メリットを発現することにより、中期目標期間の最終年度において、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額を抑制することを目標としています。この目標を達成するため、本年度は平成18年度予算における一般管理費比で1.5%相当額の抑制を講じているところであり、具体的には統合に伴う管理部門の効率化を図ることにより人件費を抑制しています。

(単位:百万円)

	平成 1 8 年	当中期目標期間		
区分	金額			年度
	並似	几年	削減額	比率
運営費交付金	772	100%	12	1. 5%
うち人件費	772	100%	12	1. 5%

# 5. 事業の説明

#### (1) 財源構造

当法人の経常収益は7,640百万円で、その内訳は、運営費交付金収益7,225百万円 (収益の94.6%)、検査・検定手数料収入等事業収益56百万円(0.7%)、受託事業収 益48百万円(0.6%)、その他諸収入2百万円(0.0%)のほかに資産見返運営費交付金 戻入302百万円(4.0%)及び資産見返物品受贈額戻入6百万円(0.1%)となっていま す。これを事業別に区分すると下表のとおりとなっています。

(単位:百万円)

# ① 生産段階の安全性等確保関係事業

# ア 肥料及び土壌改良資材関係事業

財源	19年度決算 額(I)	当該事業収益に占め る割合 (Ⅱ/Ⅰ)
運営費交付金収益	573	94. 7%
事業収益(標準試料収入等)	1	0. 2%
資産見返運営費交付金戻入	29	4. 9%
資産見返物品受贈額戻入	1	0. 2%
合計(Ⅱ)	604	

# イ 農薬関係事業

財源	19年度決算 額(I)	当該事業収益に占め る割合 (Ⅱ/Ⅰ)
運営費交付金収益	682	95. 1%
事業収益(講習事業収入)	0	0. 0%
受託調査研究収益	1	0. 1%
資産見返運営費交付金戻入	34	4. 7%
資産見返物品受贈額戻入	0	0.0%
合計(Ⅱ)	718	

# ウ 飼料及び飼料添加物関係事業

財源	19年度決算 額(I)	当該事業収益に占め る割合 (Ⅱ/Ⅰ)
運営費交付金収益	650	87. 7%
事業収益(検定手数料収入等)	43	5. 8%
受託調査研究収益	8	1. 1%
資産見返運営費交付金戻入	39	5. 3%
資産見返物品受贈額戻入	1	0. 2%
合計(Ⅱ)	741	

# ② 農林水産物の品質及び表示適正化関係事業

ア 食品等の調査、分析、情報提供業務関係事業

# (7) JAS規格等見直し関係事業

財源	19年度決算 額(I)	当該事業収益に占め る割合 (I/I)
運営費交付金収益	250	90. 5%
事業収益(講習事業収入)	0	0.0%
受託調査研究収益	22	8. 0%
資産見返運営費交付金戻入	4	1. 5%
資産見返物品受贈額戻入	0	0.0%
合計(Ⅱ)	276	

(単位:百万円)

# (イ) 情報提供関係事業

(1) 113 1103/210 (1) 214		
財源	19年度決算 額(I)	当該事業収益に占め る割合 (Ⅱ/Ⅰ)
運営費交付金収益	583	99.0%
資産見返運営費交付金戻入	6	0. 9%
資産見返物品受贈額戻入	0	0.0%
合計(Ⅱ)	588	

# (ウ) リスク管理のための有害物質分析関係事業

財源	19年度決算 額(I)	当該事業収益に占め る割合 (I/I)
運営費交付金収益	645	89. 4%
資産見返運営費交付金戻入	76	10. 6%
資産見返物品受贈額戻入	0	0.0%
合計(Ⅱ)	722	

# イ 農林物資の検査、指導業務関係事業

# (7) 表示監視関係事業

財源	19年度決算 額(I)	当該事業収益に占め る割合 (II/I)
運営費交付金収益	1, 227	96. 4%
事業収益(検査手数料収入)	1	0. 1%
受託調査研究収益	0	0.0%
資産見返運営費交付金戻入	45	3. 5%
資産見返物品受贈額戻入	0	0.0%
合計(Ⅱ)	1, 273	

# (イ) 登録認定機関等技術上の調査・定期的調査関係事業

財源	19年度決算 額(I)	当該事業収益に占め る割合 (II/I)
運営費交付金収益	819	97. 9%
事業収益 (生糸残糸売払収入)	0	0. 1%
資産見返運営費交付金戻入	15	1. 8%
資産見返物品受贈額戻入	2	0. 2%
合計(Ⅱ)	837	

(単位:百万円)

# ウ農林物資の調査研究、講習業務関係事業

# (7) 調査研究関係事業

(// 阴且则九因尔尹木		
財源	19年度決算 額(I)	当該事業収益に占め る割合 (I/I)
運営費交付金収益	220	83. 4%
受託調査研究収益	17	6. 5%
資産見返運営費交付金戻入	27	10. 1%
資産見返物品受贈額戻入	0	0. 1%
合計(Ⅱ)	264	

#### (イ) 講習関係事業

<u> </u>		
財源	1 9 年度決算 額( I )	当該事業収益に占め る割合 (Ⅱ/Ⅰ)
運営費交付金収益	43	80.0%
事業収益(講習事業収入等)	11	19. 5%
資産見返運営費交付金戻入	0	0. 5%
資産見返物品受贈額戻入	0	0.0%
合計(Ⅱ)	54	

# (2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

#### ① 生産段階の安全性等確保関係事業

#### ア 肥料及び土壌改良資材関係事業

この事業は、肥料取締法に基づき肥料の品質等を保全し、その公正な取引と 安全な施用を図るため、肥料の登録調査、立入検査等に関する業務を行うとと もに、地力増進法に基づき土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための 措置を講ずるため、土壌改良資材の立入検査等に関する業務を行う事業です。

平成19年度業務実績は、肥料登録調査1,133件、肥料立入検査691件(うち緊急立入検査11件)、土壌改良資材立入検査32件でした。この他、肥料等に関する事業者等の相談(7,026件)等に対応しました。

事業の財源は、運営費交付金(平成19年度573百万円)のほか資産見返運営費 交付金戻入(平成19年度29百万円)等となっています。

事業に要する費用は、人件費、水道光熱費、庁舎等保守修繕費、通信費等の 事務費501百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代、検査旅費等の事業費 66百万円及び減価償却費44百万円となっています。

# イ 農薬関係事業

この事業は、農薬取締法に基づき農薬の品質の適正化及びその安全性の確保 を図るため、農薬の登録検査、立入検査、農薬GLP適合確認業務、調査研究 等を行う事業です。 平成19年度業務実績は、農薬登録検査1,697件、立入検査87件、農薬GLP適合確認業務15試験施設、調査研究5課題等でした。

事業の財源は、運営費交付金(平成19年度682百万円)、独立行政法人農業環境技術研究所からの受託収入(平成19年度1百万円)のほか資産見返運営費交付金戻入(平成19年度34百万円)等となっています。

事業に要する費用は、人件費、水道光熱費、庁舎等保守修繕費、通信費等の 事務費539百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代、検査旅費等の事業費 132百万円及び減価償却費49百万円となっています。

#### ウ 飼料及び飼料添加物関係事業

この事業は、飼料安全法に基づき飼料の安全性を確保するとともに飼料の品質の改善を図るため、飼料及び飼料添加物に係る立入検査、特定添加物の検定、BSEに係る製造事業場の確認検査、飼料分析基準(公定法)の作成等を行う事業です。

平成19年度業務実績は、飼料の立入検査624件、特定添加物の検定324件でした。また、飼料等に関する調査研究を7課題行いました。この他、飼料等に関する事業者等からの相談(1.550件)等に対応しました。

事業の財源は、運営費交付金(平成19年度650百万円)、検定手数料収入(平成19年度17百万円)、講習事業等収入(平成19年度26百万円)及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構からの受託収入(平成19年度8百万円)のほか資産見返運営費交付金戻入(平成19年度39百万円)等となっています。

事業に要する費用は、人件費、水道光熱費、庁舎等保守修繕費、通信費等の 事務費563百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代、検査旅費等の事業費 121百万円及び減価償却費55百万円となっています。

#### ② 農林水産物の品質及び表示適正化関係事業

ア 食品等の調査、分析、情報提供業務関係事業

#### (7) JAS規格等見直し関係事業

この事業は、JAS規格及び品質表示基準の改正等に資するとともに、国際規格に我が国の意見を反映させるため、所要の調査等を行う事業です。

平成19年度業務実績は、25品目(53規格)のJAS規格及び15基準の品質表示基準の見直しについての意見書を作成するとともに、9品目9項目のJAS規格の分析方法の妥当性確認等を行いました。また、ISO/TC34等の国内審議団体事務局として、委員会等の開催、国際会議への職員派遣を行いました。

事業の財源は、運営費交付金(平成19年度250百万円)、並びに農林水産省及び(社)日本即席麺食品工業協会からの受託収入(平成19年度22百万円)

等となっています。

事業に要する費用は、人件費、水道光熱費、庁舎等保守修繕費、通信費等の事務費220百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代、検査旅費等の事業費53百万円等となっています。

#### (イ) 情報提供関係事業

この事業は、食品等の品質及び表示等、食に関する各種の情報の提供を行うため、インターネット、広報誌等の多様な媒体により情報発信を行うとともに、消費者、食品事業者等からの相談(食品表示110番による情報提供含む)に対応する事業です。

平成19年度業務実績は、メールマガジンの配信49回、消費者相談及び企業相談への対応22,152件(この他、肥飼料部門において8,576件の相談に対応(前掲))等でした。

事業の財源は、運営費交付金(平成19年度583百万円)等となっています。 事業に要する費用は、人件費、水道光熱費、庁舎等保守修繕費、通信費等 の事務費492百万円、情報機器の整備費、情報通信費等の事業費91百万円等と なっています。

#### (ウ) リスク管理のための有害物質分析関係事業

この事業は、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき、有害化学物質である残留農薬、かび毒等の分析調査を行う事業です。

平成19年度業務実績は、残留農薬の分析調査2,038検体、かび毒の分析調査 210検体でした。

事業の財源は、運営費交付金(平成19年度645百万円)のほか資産見返運営費交付金戻入(平成19年度76百万円)等となっています。

事業に要する費用は、人件費、水道光熱費、庁舎等保守修繕費、通信費等の事務費536百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代等の事業費109百万円及び減価償却費77百万円となっています。

#### イ 農林物資の検査、指導業務関係事業

# (7) 表示監視関係事業

この事業は、表示の適正化に資することを目的として、科学的手法を用いて市販品の分析検査を行い、当該市販品に偽装の疑いが生じた場合や食品表示110番を通じて疑義が寄せられた場合に、農林水産大臣からの指示等に基づき、立入検査等を行う事業です。

平成19年度業務実績は、市販品の分析検査を6,055件、不正表示等に関する

立入検査等114件(161事業所)等でした。

事業の財源は、運営費交付金(平成19年度1,227百万円)のほか資産見返運 営費交付金戻入(平成19年度45百万円)等となっています。

事業に要する費用は、人件費、水道光熱費、庁舎等保守修繕費、通信費等 事務費1,099百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代、検査旅費等の事業 費128百万円及び減価償却費46百万円となっています。

# (イ) 登録認定機関等技術上の調査・定期的調査関係事業

この事業は、JAS制度に基づく登録認定機関等の登録申請があった場合の技術上の調査及び登録後も引き続き登録基準に適合しているかを確認するための定期的調査を行う事業です。

平成19年度業務実績は、技術上の調査436件、登録認定機関等に対する定期 的調査113機関、JAS不正格付に関する立入検査等27件(43事業所)等でした。

事業の財源は、運営費交付金(平成19年度819百万円)のほか資産見返運営費交付金戻入(平成19年度15百万円)等となっています。

事業に要する費用は、人件費、水道光熱費、庁舎等保守修繕費、通信費等の事務費738百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代等の事業費81百万円及び減価償却費17百万円となっています。

# ウ農林物資の調査研究、講習業務関係事業

#### (7) 調査研究関係事業

この事業は、食品表示の真正性判別のための検査技術の開発・実用化を目的として、調査研究を行う事業です。

平成19年度業務実績は、調査研究24課題(このうち食品表示の真正性判別のための検査技術の研究22課題)でした。

事業の財源は、運営費交付金(平成19年度220百万円)及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構からの受託収入(平成19年度17百万円)のほか資産見返運営費交付金戻入(平成19年度27百万円)等となっています。

事業に要する費用は、人件費、水道光熱費、庁舎等保守修繕費、通信費等 の事務費150百万円、分析機器等の整備費、検査用試薬代等の事業費88百万円 及び減価償却費27百万円となっています。

# (イ) 講習関係事業

この事業は、食品、肥料、農薬、飼料等、土壌改良資材等に関する各種の 情報の提供を行うため、事業者等からの依頼により講習会に講師を派遣する 事業です。 平成19年度業務実績は、講習会への役職員の派遣回数298回でした。

事業の財源は、運営費交付金(平成19年度43百万円)、講習事業等収入(平成19年度11百万円)等となっています。

事業に要する費用は、人件費、水道光熱費、庁舎等保守修繕費、通信費等の事務費44百万円及び講習会出張旅費等の事業費5百万円等となっています。

以上

# 年度計画に定められた項目ごとの実績

第2期中期目標項目	第2期中期計画項目	年度計画項目	事業年度実績
【前文】	【前文】		
食品は、国民が毎日消費する	平成19年4月1日に、独立行政法		
ものであり、安全な食品の安定	人農林水産消費技術センター(以		
的な供給を図ることは、国の最	下「旧センター」という。)、独立		
も基本的な責務である。このた	行政法人肥飼料検査所(以下「旧		
め、国として、生産段階から消	肥飼検」という。)及び独立行政法		
費段階にわたるリスク管理の徹			
底など、科学的知見に基づく食	という。)が統合し、これらが推進		
品安全行政を推進するとともに、	してきた事務及び事業を独立行政		
食品の品質及び表示の適正化を	法人農林水産消費安全技術センタ		
図ることが重要な課題となって	一(以下「センター」という。)に		
いる。	おいて実施することとなり、肥飼		
このような状況の下で、食の	料や農薬等の生産資材から食品等		
安全と消費者の信頼の確保に資	までの検査等を一体的に行う体制		
するため、これまで独立行政法			
人肥飼料検査所(以下「旧肥飼	センターは、高い使命感を持っ		
検」という。) 及び独立行政法人	て国民の期待に応えるべく、「独立		
農薬検査所(以下「旧農薬検」	行政法人農林水産消費安全技術セ		
という。)が推進してきた事務及	ンターが達成すべき業務運営に関		
び事業を、平成19年4月1日以降、			
独立行政法人農林水産消費安全			
技術センター(以下「センター」	という。)を踏まえ、統合メリット		
という。)において一体的に行う			
こととする。	の一連の過程(フードチェーン)		
センターが、国や都道府県と			
の連携及びその明確な役割分担			
の下で、管理部門の効率化等の			
合理化、消費者等に対する情報	このため、国又は都道府県との		
提供の一元化、検査・分析能力	連携及びその明確な役割分担の下		
の向上、緊急時等における検査			
能力の結集等の統合によるメリ			
ットを発揮しつつ、農場から食			
卓までの一連の過程を対象に、	者、生産者、事業者等への情報提		
	供業務の一元化及び提供内容の充		
な実施に努め、もって技術を通	実、一元的な分析精度の管理、組		

	織一体的な分析方法の開発や人材 育成、機動的かつ柔軟な組織体制 の整備等を行い、専門技術的知見 を駆使して、業務を効率的かつ効 果的に実施する。		
第1 中期目標の期間 センターの中期目標の期間は、 平成18年4月1日から平成23年3月 31日までの5年間とする。 なお、センターが旧肥飼検及 び旧農薬検から引き継いだ業務 に係る平成18年4月1日から平成 19年3月31日までの実績について は、当該中期目標の期間の終了 時における評価の際に、センタ ーの平成18年4月1日から平成23 年3月31日までの実績と併せて取 り扱うものとする。			
第2 業務運営の効率化に関す る事項	目標を達成するためとるべき措	第1 業務運営の効率化に関する目標を 達成するためとるべき措置	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき 措置
1 共通事項 食の安全と消費者の信頼の 確保に資するため、管理部門 の効率化、検査・分析能力の 向上等の統合メリットを発揮 しつつ、業務運営の効率化を 図ることとし、以下の取組を 実施する。	1 共通事項	1 共通事項	1 共通事項
(1) 組織体制の強化 ① 統合メリットの発現による 効率的な業務の実施体制の整 備	(1) 組織体制の強化 ① 統合メリットの発現による効 率的な業務の実施体制の整備	(1) 組織体制の強化 ① 統合メリットの発現による効率的な 業務の実施体制の整備	(1) 組織体制の強化 ① 統合メリットの発現による効率的な業務の実施体制の整備
順 理事長の指導の下、統合メ リットを発揮させ、検査等業 務を効率的かつ効果的に推進	検査等業務を効率的かつ効果 的に推進するため、各分野の専 門家からなるプロジェクトチー	検査等業務を効率的かつ効果的に推 進するため及び緊急時や繁忙時におい て機動的で柔軟な業務運営ができるよ	次のとおり組織運営及び組織体制の整備を行うことにより、検査等業務の効率的かつ効果的な推進及び緊急時や繁忙時における機動的で柔軟な業務運営に努めた。

<b>১</b>	業務で得られた知見やノウハウの活用を図るとともに、緊急時や繁忙時において検査等に従事する職員を重点的に投入することができるよう、スタッフ制を拡大する等により、機動的かつ柔軟な業務運営を行う。	の整備を行う。  〇 理事長は独立行政法人農林水産消費 安全技術センター(以下「センター」 という。)の現状の課題を認識し、的 確な業務運営を行うとともに業務の改善 を図るため、農林水産省独立行行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け た後、マネジメントレビューを実施する。 なお、実施に当たっては、センターが業務の信頼性を確保するために行う 内部監査や苦情処理等の結果を踏まえるものとする。	○ 平成18年度の業務実績の評価結果、平成19年度の業務の進捗状況、内部監査・苦情処理の結果等を踏まえ、マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、センターの現状の課題である統合メリットの一層の発揮、中期目標・中期計画の確実な進捗管理及び独立行政法人整理合理化計画への対応等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示を行った。
		○ 本部の各部及び各地域センターの業務部門に、緊急時や繁忙時において検査等に従事する職員を重点的に投入することができるようスタッフ制を拡大し、業務の進捗状況等に対応して、職員の業務内容を調整する。	○ 本部の各部及び各地域センターにおいて、一般管理部門及び企画部門を除くすべての部署にスタッフ制を導入した。また、各課長の指示により、業務の進捗状況等に対応して、スタッフ職員の業務内容を調整した。
		○ 各検査業務で得られた専門的知見の 最大限の活用等を図るため、必要に応 じて各分野の専門家からなるプロジェ クトチームを設置する。	○ 各分野の専門家からなるプロジェクトチームを次のとおり 2件設置し、各部門で蓄積された専門的知見を最大限に活用 した。 ・牛挽肉加工品緊急調査プロジェクトチーム ・前作に使用された農薬の残留分析プロジェクトチーム
② 内部監査の一体的実施 業務運営(会計を含む。)を 横断的に監査する内部監査体 制の充実・強化を図る。	② 内部監査の一体的な実施 内部監査体制を充実・強化 し、業務の改善及び効率化を図 るため、業務運営(会計を含む。) を横断的に監査する専任の部署 を設置する。	② 内部監査の一体的な実施 内部監査体制を充実・強化し、業務 の改善及び効率化を図るため、次に掲 げる措置を講ずる。 〇 業務運営(会計を含む。)を横断的	<ul><li>② 内部監査の一体的な実施 次に掲げる措置を講ずることにより、内部監査体制を充実 ・強化し、業務の改善及び効率化を図った。</li><li>〇 平成18年度に設置した業務監査室を、平成19年度から役員</li></ul>
	また、担当する職員の監査能力の向上を図るため、内部監査	に監査する業務監査室を役員直属の組織とする。  〇 監査能力の維持・向上を図るため、	直属の組織とし、業務を継続的に改善し、業務の信頼性を確保する体制を強化した。  ○ 職員に対して内部監査員研修を2回(延べ332名)実施した。

員研修を毎事業年度1回以上実施する。

さらに、外部の有識者を活用 した業務運営の改善を定期的に 行う。 〇 業務運営の改善を定期的に行うため、第2四半期終了後を目途に外部の 有識者を含めた業務評価委員会(仮称) による点検・評価を行う。 〇 平成20年3月に外部の有識者を含めた業務評価委員会を開催し、平成18年度における業務実績の評価結果及びこれへの対応状況、平成19年度マネジメントレビューの結果、平成19年度の事業の実施状況等について点検・評価を行った。

なお、従来、業務評価委員会は8月の農林水産省独立行政 法人評価委員会における前事業年度の評価結果を踏まえて行 うマネジメントレビュー後の第3四半期に実施していたが、 前事業年度の評価の後追いではなく、より早く業務改善に着 手できるよう独立行政法人評価委員会の評価に先立ち、当該 年度の事業の実施状況について意見を伺うとともに、プロジェクト課題の評価及び次年度の課題選定に係る意見を伺うた め、開催時期を第4四半期とした。

#### ③ 本部及び地方組織の再編・ 統合

統合メリットを最大限発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、本部及び地方組織の役割を踏まえ、管理部門等の合理化を含む再編・統合を行う。

具体的には、3法人の統合 時において管理部門の統合等 により1本部5地方組織に再編 したこと (注) を踏まえ、更に 中期目標期間中に、可能な限 り同一地方組織を同一庁舎に 移転するよう努めることとす る。

(注)本部(独立行政法人農林水産消費技術センター(以下「旧センター」という。)本部、旧肥飼検本部、旧農薬検及び旧センター横浜センター(日地方組織(札幌センター(旧

③ 本部及び地方組織の再編・統合

統合メリットを発揮させるた め、3法人の統合後は旧センタ 一神戸センターと一体的に運営 することとなる旧肥飼検大阪事 務所及び旧センター岡山センタ 一の組織・業務については、旧 センター神戸センターの庁舎の 移転・新築 🕾 と併せて、神戸 センターの庁舎に移管すること とし、旧肥飼検大阪事務所及び 旧センター岡山センターの事務 所については、これらを廃止す る。なお、これらの廃止に際し ては、あらかじめ、利用者等に 周知徹底し、業務の円滑な引継 ぎ等を行うこととする。

(注) 旧センター神戸センターの現 庁舎については、老朽化と耐震 上の問題から、平成20年度を目 途に移転・新築する予定であ ③ 本部及び地方組織の再編・統合

大阪事務所及び岡山事務所の神戸センターへの移転統合を円滑に行うため、所要の準備を進め、事務・事業の効率的かつ効果的な運営を図る。

③ 本部及び地方組織の再編・統合

平成19年4月の3法人の統合に伴い、統合メリットを最大限 発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点 から、本部及び地方組織の役割を踏まえ、管理部門の統合等 により、従来の3本部12地方組織を1本部5地方組織に再編し た。また、次に掲げる準備を行うことにより、大阪事務所及 び岡山事務所の神戸センターへの円滑な移転統合に努めた。

- 平成20年度末に予定されている神戸センター新庁舎完成に 向け、工程表に則した工事の進捗状況の把握に努めた。
- 〇 神戸センター新庁舎完成後は、大阪事務所及び岡山事務所 を移転し、一体的に運営することから、大阪事務所が入居し ている大阪合同庁舎第2号館別館及び岡山事務所が入居して いる岡山第2合同庁舎の各合同庁舎管理官庁と、退去に伴う 原状回復工事内容等の打ち合わせを行った。
- 〇 神戸センターへの移転統合に先立ち、平成20年3月末をもって岡山事務所の消費安全情報課及び微量物質検査課を廃止し、神戸センター消費安全情報課及び微量物質検査課にそれぞれの業務を移管した。廃止に当たっては、同事務所の管轄区域内における情報提供業務及びリスク管理に係る分析業務

る。

に支障が生じないよう、各センター・事務所間の業務分担の 整理・見直し等必要な措置を講じた。

④ 一般管理部門の合理化及び 検査等業務への重点化

③の本部及び地方組織の再編・統合と併せて一般管理部門の統合など合理化を図るをもに、業務部門への振替等により、一般管理部門の要員が全体に占める割合を、平成18年1月1日を基準として、中期目標期間中に3ポイント程度低下させる。

また、検査検定機関として 検査等業務への重点化を図る ため、一般管理部門の合理化 と併せて検査等業務以外の業 務の重点化及び効率化を図る ことにより、検査等業務の ことにより、検査等業別で 事する要員が全体に当 合を、平成18年1月1日を基準 として、中期目標期間中に2 ポイント程度向上させる。 ④ 一般管理部門の合理化及び検 査等業務への重点化

新規採用を抑制するとともに、一般管理部門から業務部門への人事異動により一般管理部門の要員を削減し、一般管理部門の要員が全体に占める割合を、平成18年1月1日を基準として、中期目標期間中に3ポイント程度低下させる。

なお、一般管理部門から業務 部門への人事異動を円滑に行う ため、一般管理部門の職員を対 象に必要な研修を実施する。

また、検査検定機関として検査等業務への重点化を図るため、一般管理部門の合理化と併せて情報提供業務など検査等業務以外の業務の重点化及び効率化を図ることにより、検査等業務に従事する要員が全体に占める割合を、平成18年1月1日を基準として、中期目標期間中に2ポイント程度向上させる。

④ 一般管理部門の合理化及び検査等業 務への重点化

検査検定機関として検査等業務への 重点化を図るため、平成18年1月1日を 基準として、一般管理部門の要員が全 体に占める割合を低下させ、検査等業 務に従事する要員が全体に占める割合 を向上させるため、トップマネジメン トにより、組織活動の責任と権限を明 確化した上で適切な人員配置を行うと ともに、次に掲げる取組を行う。

- 一般管理部門の職員の退職に伴う補 充に対応した新規採用を抑制する。
- 一般管理部門から業務部門への人事 異動を円滑に行うため、異動する一般 管理部門の職員を対象に必要な研修を 実施する。
- 〇 情報提供業務などの重点化及び効率 化について検討する。

④ 一般管理部門の合理化及び検査等業務への重点化

次に掲げる取組を行うことにより、平成18年1月1日(注)を基準として、平成20年1月1日時点における一般管理部門の要員が全体に占める割合(%)を18.4%から15.4%に3.0ポイント低下させ、検査業務に従事する要員が全体に占める割合を67.2%から70.9%に3.7ポイント向上させ、検査検定機関として検査業務への重点化を図った。

- 注:独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。なお、平成18年1月1日における職員数は旧3法人の職員数を合算したものである。
- 一般管理部門の職員の退職に伴う補充に対応した新規採用 は実施しなかった。
- 本部及び地方組織の再編・統合と併せて一般管理部門の統合など合理化を図り、一般管理部門から業務部門へ4名の異動を行った。これに伴い、業務部門へ異動した一般管理部門の職員4名を対象に、業務部門異動者研修を実施した。
- 情報提供業務などの重点化及び効率化について検討し、肥 飼料、農薬等の生産資材や食品等に関する情報を消費者、生 産者、事業者等へ一元的に提供できるよう、各部門の担当者 を情報提供部門に配置し、情報提供の体制を整備した。

# (2) 業務運営能力の向上 科学技術の進歩に対応しつ つ的確な検査・分析の実施に 資するよう、職員の技術水準 の維持・向上を図るための研 修及び資格の取得をセンター 全体で計画的に推進するとと もに、先進的な技術、知識等 の導入に努める。

#### (2) 業務運営能力の向上

的確な検査・分析の実施に資す るよう、職員の技術的水準の維 持・向上を図るため、次に掲げ る研修及び資格等の取得をセン ター全体で計画的に推進する。

- ① 研修
  - 機器分析研修
  - · IS09000審查員研修
- ② 資格の取得
  - 放射線取扱主任者
  - X線作業主任者

#### (2) 業務運営能力の向上

- 査・分析の実施に資するため、次に掲 げる取組を行う。
- 職員の技術的水準の向上及び資格等 の取得を計画的に実施するため、別に 定める職員技術研修中期計画(仮称) に基づき研修を行うとともに、研修企 画委員会(仮称)を開催し、必要に応 じて当該計画の見直しを行う。
- 〇 職員技術研修中期計画(仮称)に基 づき、IS09000審査員研修コースを受 講させ、修了試験の合格者を確保する。
- 放射線を利用した分析・測定機器を 適切に取り扱うため、放射線取扱主任 者又はX線作業主任者を配置するとと もに、必要に応じて、職員にこれらの

#### ⑤ コンプライアンス体制の整備

次の取組を実施することにより、内部統制の目的の一つで あるコンプライアンス体制を整備した。

- 〇 法令、社会的規範を遵守し、倫理、良識に従って行動する ことを明記した「行動理念」を策定し役職員に周知徹底を図 った。
- 法令、社会的規範や内部規程の遵守状況の確認のみならず、 法人の業務改善活動の重要な取組として内部監査を実施し、 その結果については、理事長が行うマネジメントレビューに 反映した。
- 内部監査、マネジメントレビュー等の業務改善活動は、外 部有識者を含めた業務評価委員会において点検・評価を受け た。

#### (2) 業務運営能力の向上

- 科学技術の進歩に対応しつつ │ ① 業務運営能力を向上させ、的確な検 │ ① 次に掲げる資格の取得又は研修等を行うことにより、職員 の技術的水準の向上による業務運営能力の向上を図った。
  - 職員技術研修中期計画に基づき、研修を次のとおり行った。 また、研修企画委員会の審議結果を踏まえ、職員技術研修 中期計画を改正した。
    - 専門技術研修及び技術能力向上研修

91回(延べ594名)

(うち機器操作研修

15回 (延べ 56名))

- 〇 職員技術研修中期計画に基づき、ISO9000審査員研修コー スを6名に受講させ、次のとおり有資格者を確保した。
  - IS09000審查員研修修了者 47名 (新規 6名)
- 有資格者の必要なセンターに、放射線取扱主任者又はX線 作業主任者を配置するとともに、放射線取扱主任者養成研修 を6名に受講させ、資格を取得させた。

なお、新たにX線作業主任者の資格を取得させる必要はな

また、試験研究機関等との共 同研究の実施等を通じて、検査 分析に関する先進的な技術、知 識等の導入に努める。 資格を取得させる。

- 〇 職員の技術力の向上を図るため、遺 伝子組換え食品の検査技術、安定同位 体比測定技術等の最新の分析技術に関 する研修を行う。
- ② 科学技術の進歩に対応し、検査分析 等に係る先進的な技術、知識等の導入 を図るため、必要に応じて大学及び研 究機関等との共同研究及び技術交流を 行う。

かった。

・放射線取扱主任者79名 (新規 6名)・X線作業主任者23名 (新規 0名)

- 〇 遺伝子組換え食品の検査技術、安定同位体比測定技術等、 最新の分析技術に関する研修を35回(延べ233名)行った。 このうち、研究機関等が実施する研修に4回(9名)受講させた。
- ② 次のとおり職員を研究機関等に派遣するとともに、大学及 び試験研究機関等との共同研究を18課題実施する等の技術交 流を行うことにより、検査分析等に係る先進的な技術、知識 等の導入を図った。

・食品総合研究所 2名・中央水産研究所 1名

(3) 外部委託 (アウトソーシング) による業務の効率化

専門技術的知見の必要性が低い作業等のうち次に掲げる業務については、早期にアウトソーシングを行う。また、次に掲げる業務以外についても、アウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理し、当該業務のアウトソーシングを推進する。

- ① アンケート調査票の発送 及び回答の集計作業
- ② 専門技術的知見の必要性 が低い試薬調製作業等
- ③ JASマークの付された農林物資(以下「JAS製品」という。)の検査データ、肥飼料等の登録及び届出情報並びに立入検査結果等の入力
- 4 ホームページの運営管理

(3) 外部委託(アウトソーシング) による業務の効率化

専門技術的知見の必要性が低い作業等のうち次に掲げる業務については、早期にアウトソーシングを行う。また、次に掲げる業務以外についても、アウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、検討を行う。

- ① JAS規格見直し業務並びに 肥料及び農薬の検査等業務に 係るアンケート調査票の発送 及び回答の集計作業
- ② 専門技術的知見の必要性が 低い試薬調製作業等
- ③ JASマークの付された農林 物資(以下「JAS製品」とい う。)の検査データ並びに肥 飼料等の登録、届出情報及び 立入検査結果等のデータの入 カ

- (3) 外部委託(アウトソーシング)による業務の効率化
- ① 次に掲げる業務については、平成18 年度に引き続き、アウトソーシングに 係る関連規程等に基づき適切にアウト ソーシングを実施する。
  - O JAS規格見直し業務及び農薬の検 査等業務に係るアンケート調査票の 発送及び回答の集計作業
  - 専門技術的知見の必要性が低い試 薬調製作業
  - 専門知識を要しない外国文献の翻訳
- ② 次に掲げる業務については、情報の 取扱いや検査分析業務の信頼性の確保 に留意しつつ、早期にアウトソーシン グを行うため、検討委員会を設置し検 討を行い、可能なものについては実施 する。
  - 肥料の検査等業務に係るアンケー ト調査票の発送及び回答の集計作業

- (3) 外部委託 (アウトソーシング) による業務の効率化
- ① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部の専門業者に委託した方が業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化に努めた。
  - ・JAS規格見直し業務及び農薬の検査等業務に係るアンケート調査票の発送及び回答の集計作業
  - 試薬調製作業
  - 専門知識を要しない外国文献の翻訳
  - 広報誌の編集及び発送
- ② 次に掲げる業務について、情報の取扱いや検査分析業務の信頼性の確保に留意しつつ、アウトソーシングを実施するとともに、ホームページの運営管理業務について、他機関における状況の調査を行った。
  - ・肥料の検査等業務に係るアンケート調査票の発送及び回答の集計作業

及び農薬検索システムの運営管理 (5) 専門知識を要しない外国 文献の翻訳	<ul> <li>④ ホームページ及び農薬の検索システムの運営管理</li> <li>⑤ 専門知識を要しない外国文献の翻訳このため、次に掲げる規程等を整備する。ア業務外部委託規程イ委託(入札)仕様書ウ委託先(業者)選定基準</li> </ul>	○ JAS製品の検査データ並びに肥飼料等の登録、届出情報及び立入検査結果等のデータの入力 ○ ホームページ及び農薬の検索システムの運営管理 ③ ①及び②以外の業務についても、効率化を図るため、アウトソーシングの可能性を検討する。	③ ①及び②以外の業務についてアウトソーシングの可能性を検討した結果、職員が行っていたメールマガジン配信管理業務のアウトソーシングを行い、平成19年7月12日以降の配信作業の効率化を図った。  なお、官民競争入札については、センターが行っている立入検査等の業務は民間の事業主体に対する行政処分の前提となるものであることから、被検者からの隔離が必要であること、さらに、厳正な検査を実施するためには事前に検査内容等の情報が漏えいしないようにする必要があることから、あらかじめ検査内容等を公表することとなる公募等による入札の対象とすることは適当でないため実施していない。
(4) 分析機器等に関する効率化センターに設置されている分析機器等については、その稼働状況等を踏まえ、その有効活用及び効率的な運用を図るとともに、その更新に当たっては、センター全体における必要性を踏まえた精査を行う。	(4) 分析機器等に関する効率化センターに設置されている分析機器等については、定期的にその稼働状況等の調査を行い、その結果を踏まえた検査計画を策定することにより、既存の分析機器等の稼働率の向上を図る。また、分析機器等の更新に当たっては、耐用年数の経過における必要性を十分に検討する。	(4) 分析機器等に関する効率化 分析機器等の稼働率の向上を図るため、その稼働状況等の調査を行い、次の事業年度の検査計画の策定に反映させる。 また、分析機器等の新規購入及び更新に当たっては、耐用年数の経過状況等のほか、センター全体における必要性を十分に踏まえたものとする。	(4) 分析機器等に関する効率化 分析機器の稼働状況等の調査を行い、その結果を踏まえて 分析件数を見直す等、平成20年度の検査計画の策定に反映さ せ、分析機器の稼働率の向上を図った。 また、分析機器の新規購入及び更新に当たっては、分析試 験業務担当課から要求のあった機器について、稼働状況等の 調査結果を踏まえてセンター全体における必要性について十 分な検討を行った上で整備方針を決定した。この結果、食品 等検査部門の所有する冷却遠心分離機及びマイクロウェーブ
 (5) 業務運営の効率化による経	 (5) 業務運営の効率化による経費	 (5) 業務運営の効率化による経費の抑制	試料分解装置を肥飼料検査部門で、肥飼料検査部門の所有する吸光マイクロプレートリーダー及び蛍光X線分析装置を食品等検査部門でそれぞれ活用するなど、効率的な運用を行った。 (5) 業務運営の効率化による経費の抑制

# 費の抑制

業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前事業年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。

さらに、3法人の統合後に おいては、センター全体として、管理部門等の効率化を行い、統合メリットを発現することにより、中期目標期間の最終事業年度において、平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額の抑制を行う。

#### の抑制

業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対前事業年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。

さらに、センター全体として、 本部及び地方組織の再編・統合 に伴う一般管理部門の統合等本 化、検査等業務の重点化及びび 移間の連携・調整の実施により が率化を行うなど、統合メリー 目標期間の最終事業年度におり で、平成18年度予算における一 般管理費比で10%相当額の抑制 を行う。 上記(1)~(4)に掲げる措置により、 人件費を除く運営費交付金で行う事業 について、少なくとも対前事業年度比 で一般管理費を3%、業務経費を1%抑 制する。

さらに、センター全体として、本部 及び地方組織の再編・統合に伴う一般 管理部門の統合等による管理部門の合 理化及び効率化、検査等業務の重点化 及び業務間の連携・調整の実施による 効率化を行うなど、統合メリットを発 現することにより、中期目標期間の最 終事業年度において、平成18年度予算 における一般管理費比で10%相当額の 抑制を行うため、本事業年度は平成18 年度予算における一般管理費比で1.5 %相当額の抑制を行う。 人件費を除く運営費交付金で行う事業に要した経費について、検査等業務の合理化及び効率化を図ること等により、対平成18年度比(注)で一般管理費を3.7%、業務経費を5.8%抑制した。

注: 平成18年度における一般管理費及び業務経費は、旧3法 人の一般管理費及び業務経費をそれぞれ合算したもので ある。

さらに、センター全体として、本部及び地方組織の再編・統合に伴う管理部門の合理化及び効率化、検査等業務の重点 化及び業務間の連携・調整の実施による効率化を行うなど、 統合メリットを発現することにより、平成19年度においては 人件費を抑制し、平成18年度予算における一般管理費比で 1.5%抑制した。

# (6) 人件費の削減

簡素で効率的な政府を実現 するための行政改革の推進に 関する法律(平成18年法律第 47号) に基づき、平成18年度 以降の5年間において、セン ター全体の人件費(退職金及 び福利厚生費(法定福利費及 び法定外福利費)並びに非常 勤役職員給与及び人事院勧告 を踏まえた給与改定部分を除 く。)について5%以上の削減 を行うとともに、(5)の10% 相当額の抑制を行うに当た り、一般管理部門の統合等に よる管理部門の合理化等の統 合メリットを発現することに より、更なる人件費の削減を

#### (6) 人件費の削減

簡素で効率的な政府を実現す るための行政改革の推進に関す る法律(平成18年法律第47号) に基づき、平成18年度以降の5 年間において、センター全体の 人件費(退職金及び福利厚生費 (法定福利費及び法定外福利費) 並びに非常勤役職員給与及び人 事院勧告を踏まえた給与改定部 分を除く。) について5%以上の 削減を行うとともに、(5)の10 %相当額の抑制を行うに当た り、一般管理部門の統合等によ る管理部門の合理化等の統合メ リットを発現することにより、 更なる人件費の削減を行う。

# (6) 人件費の削減

業務の効率化を図り、人員を削減することにより、人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、平成17年度決算額を基準して2%以上の削減を行うとともに、(5)の1.5%相当額の抑制を行うによる管理部門の合理化等の統合メリットを発現することにより、更なる人件費の削減を行う。

# (6) 人件費の削減

業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点(注)の 常勤職員722名から688名(平成20年1月1日時点)と34名削減 することにより、平成17年度決算額を基準として人件費(退 職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに 非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除 く。)を4.8%削減した。

注:独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国 会報告基準日である。なお、平成18年1月1日における職 員数は旧3法人の職員数を合算したものである。

なお、平成19年度において、センターの給与体系は国と同一であったものの、国に比べて地域手当の異動保障を受給する者の割合が高かったことから、給与水準が国と比べて高くなった(ラスパイレス指数100.1)ところであるが、人件費抑制に向けた人員削減を行っていくに当たり、組織の見直しの際に併せて管理職数も合理化していくことで、今後解消を

行う。

また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえた給与体系の見直しを進める。更に、「経済財政営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

また、国家公務員の給与構造 改革に併せ、人事院勧告を踏ま えて、役職員の給与について必 要な見直しを進める。更に、「経 済財政運営と構造改革に関する 基本方針2006」(平成18年7月7 日閣議決定)に基づき、国家公 務員の給与構造改革を踏まえ、 人件費改革を平成23年度まで継 続する。 また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費改革を進めるものとする。

図る見通しである。

また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、平成18年度において見直した俸給表を引き続き職員給与規程に適用するとともに、地域手当の支給割合の改定等を行い、人件費改革を進めた。

- 2 業務の重点化・効率化
- (1) 生産段階における安全性等の確保に関する業務
- ① 肥料関係業務
- ア 肥料の検査等業務

調査結果の報告について は、肥料の安全性の確保の効 率的かか効果的な推進に資者 の質を確保しつつ、業務の 率化、職員の資質の向上標 ででは、 、農林水産大臣の期目標 がら報告でに、 、現行の目標期間(新規登 録申請:30日)に対して5% 削減する。

- 2 業務の重点化・効率化
- (1) 生産段階における安全性等の 確保に関する業務
- ① 肥料関係業務
- ア 肥料の検査等業務

再生資源の利用促進により、 汚泥等有害成分を含むおそれの 高い肥料の銘柄の登録申請数が 依然として高水準で推移するとが見込まれる中で、肥料の銘中で 全性の確保と食の安全の効率的な推進に資のする の中請に係る調査の中に のもい、中期目標期間中に、 当該調査結果の報告までの期間 を5%削減することができる。 次に掲げる事項を推進する。

(7) 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの改訂・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行うとともに、職員の問い合わせ対応能力の向上を図ることにより、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。

- 2 業務の重点化・効率化
- (1) 生産段階における安全性等の確保に 関する業務
- ① 肥料関係業務
- ア 肥料の検査等業務

(ア) 登録申請に関する問合せ事務の合理化を図るため、その申請マニュアル及び登録Q&Aを改訂し要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等の活用促進に努める。

また、併せて接遇研修等を実施し 職員の問合せ対応能力の向上を図 る。

- 2 業務の重点化・効率化
- (1) 生産段階における安全性等の | (1) 生産段階における安全性等の確保に | (1) 生産段階における安全性等の確保に関する業務
  - ① 肥料関係業務
  - ア 肥料の検査等業務

登録申請1,133件に係る調査の質を確保しつつ、結果報告に要する期間を削減するため、次に掲げる事項に取組み、年間平均で27.7日と目標期間に対して7.7%削減し、肥料の安全性の確保と食の安全の効率的かつ効果的な推進を図った。

(7) 登録申請マニュアル及び登録Q&Aを改訂し、要請に基づき配布するとともに、ホームページに肥料登録申請手続きの概要及び諸手続き等を掲載し、最新情報の活用を促進した。

また、窓口業務に係る職員10名に対して接遇研修を実施し、問合せ対応能力の向上を図った。

- (イ) 肥料用原材料のデータベースを、LANを用いて本部及び地方組織で共有化することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図る。
- (ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の 効率化等を図る。

また、収去品の検査につい

ては、重金属等肥料中に含ま

れる有害成分の含有量等の分

分析技術の高度化、分析技術

の向上、分析機器の有効活用

及び効率的な運用を図ること

等により、中期目標期間中に、

成分1点当たりに要する分析

時間を、平成17年度を基準と

して5%削減する。

析を重点的に行うとともに、

また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたとこまでのあるを性に係る有害成分のを発生に係る有害数にはないでを超えるに、輸入肥らはでいるに、特にはないので速いるに、判このため、中のがおりに、成分1点当たが、中にはでいるに、成分1点当に対しているがである。がはありができる。をはまする。

- (ア) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うこと等により、検査の効率化を図る。
- (イ) 専門技術的知見の必要性が 低い作業等についてアウトソ ーシングを推進することによ り、業務の合理化を図る。
- (ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入等分析技術の高度化に努め、分析・鑑定業務の効率化

- (イ) 新たな製法による銘柄の登録申請があった場合には、LAN等を用いて本部及び地方組織で情報を共有化し、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るとともに、肥料用原材料のデータベース化を引き続き行う。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化等を図る ため、最新の分析・鑑定手法に関す る文献・報文の収集を行う。

また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料ので、これら成分の検査結果を迅速に判定することが求められている。このため、中期目標期間中に、成分1点当ことができるよう、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うこと等により検査の効率化を図る。また、汚泥肥料の原料の溶出試験を本部に集中して実施する。
- (イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討することにより、アウトソーシングを推進し、 業務の合理化を図る。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。

(イ) 新規に登録申請があった1,133件について、登録申請書 を電子データ (PDF) 化し、インターネットVPNを用いて事 務所間で情報の共有化を行った。

また、新たな製法の肥料の原料や材料のデータベース化を引き続き行い、原料47件、材料151件を集積した。

(ウ) 日本土壌肥料学会等9件に延べ16名参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。

また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料においても同様な事例が認められる中、これら成分の検査結果を迅速に判定するため、次に掲げる事項を推進することにより検査等の効率化、合理化を図り、分析時間を2.0%削減した。

- (7) 収去品の検査については、有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行い、成分分析点数として12,044点実施した。このうち、汚泥肥料の原料の溶出試験(51試料、969点)を本部で集中して実施した。
- (イ) ICP質量分析法用標準液の調製のアウトソーシングを実施した。
- (ウ) 日本土壌肥料学会等9件に延べ16名が参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。

を図る。

(I) 機器分析研修等を積極的に 受講させ、職員の分析技術の 向上に努め、分析・鑑定業務 の効率化を図る。

さらに、調査研究等業務については、次に掲げる分野を始め、肥料の施用による人畜に有害な農産物の生産の未然防止及び国民の健康の確保に資する分野に重点化する。

- (7) 産業廃棄物や汚泥を原料とした肥料の経年施用による有害成分の土壌への蓄積量や農産物への残留量の調査等、公定規格の設定の検討に資する調査
- (イ) 肥料中の有害成分の適正な 評価手法の開発

なお、農林水産省から要請の あった事項については、最重点 課題として対応する。 (I) 機器分析研修等を積極的に受講させ、職員の分析技術の高度化に努め、 分析・鑑定業務の効率化を図る。

さらに、調査研究等業務については、 次に掲げる分野を始め、肥料の施用に よる人畜に有害な農産物の生産の未然 防止と国民の健康の確保に資する分野 に重点化する。

- (7) 産業廃棄物や汚泥を原料とした肥料の経年施用による有害成分の土壌への蓄積量や農産物への残留量の調査等、公定規格の設定の検討に資する調査
- (イ) 肥料中の有害成分の適正な評価手 法の開発

なお、農林水産省から要請のあった 事項については、最重点課題として対 応する。 (I) 環境省主催の機器分析研修に職員(3名)を参加させ、 分析技術の高度化に努めた。

さらに、調査研究等業務について、肥料の施用による人畜 に有害な農産物の生産の未然防止と国民の健康の確保に資す る分野に重点化し、次の調査研究等を行った。

- ・汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び 作物への吸収試験
- ・カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査
- ・産業廃棄物中の有害物質の含有実態調査
- 汚泥肥料中の重金属の分析法の検討

なお、農林水産省からの要請があった、肥料中のメラミンの定量法及び定性法の開発については、最重点課題として対応し、ホームページに掲載した。

イ 肥料取締法に基づく立入検 査、質問及び収去等業務

さらに、調査研究等業務に

ついては、肥料中の人畜に被

害を生じさせる農産物が生産

されるおそれのある有害成分

の評価手法の開発等安全性の

確保に資する分野に重点化す

る。

肥料取締法(昭和25年法律 第127号)に基づく立入検査 については、有害成分を含む おそれの高い肥料の生産業者 への重点化を図ることとし、 中期目標期間中に、全体の立 入検査事業所数に占める目で、 30%増加させる。また、立入 検査時の収去については、用 害成分を含むおそれの高い肥 イ 肥料取締法に基づく立入検 査、質問及び収去等業務

肥料取締法(昭和25年法律第 127号)に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への立入 検査事業所数に占める割合を、 平成17年度を基準として、中期 目標期間中に30%増加させる。 また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料について重点的に行う イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問 及び収去等業務

肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、中期目標期間中に30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料について重点的に行うこととし、全体の収去点数に占める割合を、平成17年度を基準として、

イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務

肥料取締法に基づく立入検査については、各月毎の集中検査や集中分析により、効果的かつ効率的な検査の実施に努めた。また、立入検査及び立入検査時の収去について、次に掲げる事項を推進し、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることにより、汚泥肥料等の生産事業場への立入検査及び収去点数の占める割合を平成17年度に対してそれぞれ27.3%及び61.5%増加させ、安全性確保の充実を図った。

表 1 有害成分を含むおそれの高い肥料の全体の立入検査 事業所及び収去点数に占める割合

料を重点的に行うこととし、 中期目標期間中に、全体の収 去点数に占める割合を、平成 17年度を基準として、50%増 加させる。

立入検査の結果の報告につ

いては、中期目標期間中に、

農林水産大臣の指示から報告

までに要する期間を、現行の

目標期間(40業務日)に対し

て10%削減する。

こととし、全体の収去点数に占める割合を、平成17年度を基準として、中期目標期間中に50%増加させる。以上の目標を達成するため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対るとにより、立入検査件数とにより、立入検査件数とによ数を中期目標期間中にいずれも30%以上削減するとともに、
- (イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を、中期目標期間中に、それぞれ30%、50%以上増加させることとする。

また、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間(40業務日)に対して10%削減させるため、次に掲げる事項を推進する。

(ア) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより、 検査の効率化を図る。 中期目標期間中に50%増加させる。以上の目標を達成するため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数をいずれも10%以上削減するとともに、
- (イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有する おそれの高い肥料の生産事業場に対 する立入検査件数と収去点数をそれ ぞれ15%、25%以上増加する。

また、立入検査の結果の報告については、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間(40業務日)に対して10%削減させるため、次に掲げる事項を推進する。

(ア) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより、検査の効率化を図る。また、汚泥肥料の原料の溶出試験を本部に集中して実施する。

	H19実績	H17実績	増減率
立入検査件数	45. 7%	35.9%	27. 3%
収去点数	30. 2%	18. 7%	61.5%

(7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数を平成17年度に対してそれぞれ15.0%、20.2%削減した。

表 2 汚泥肥料等以外の普通肥料の立入検査件数及び 収去点数

	H19実績	H17実績	増減率
立入検査件数	369件	434件	△15.0%
収去点数	733点	919点	△20. 2%

(イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を平成17年度に対してそれぞれ28.0%、49.5%増加した。

表3 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数

	H19実績	H17実績	増減率
立入検査件数	311件	243件	28.0%
収去点数	317点	212点	49.5%

また、立入検査の結果の報告については、次に掲げる事項を推進することにより、検査等の効率化、合理化を図り、農林水産省の指示から報告までに要する期間を現行の目標期間(40業務日)に対して5%(2業務日)削減した。

(ア) 立入検査において収去した汚泥肥料の原料の溶出試験 (51試料、969点)を本部に集中して実施した。

- (イ) 専門技術的知見の必要性が 低い作業等についてアウトソ ーシングを推進することによ り、業務の合理化を図る。
- (ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。
- (I) LANの活用により、本部へ の報告等事務処理の効率化を 図る。

- (イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討することにより、アウトソーシングを推進し、 業務の合理化を図る。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化等を図る ため、最新の分析・鑑定手法に関す る文献・報文の収集を行う。
- (I) 本部への報告等事務処理の効率化 を図るためLAN等の活用を実施する。

- (イ) ICP質量分析法用標準液の調製のアウトソーシングを実施した。
- (ウ) 日本土壌肥料学会等9件に延べ16名が参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。
- (I) 立入検査実施計画等について、インターネットVPNへの 掲載様式を定め、活用した。

# ② 農薬関係業務

# ア 農薬の検査等業務

農薬の登録申請に係る検査 の実施については、GLP (Good Laboratory Practice:優良 試験所規範)制度に基づいて 実施することを求めている試 験項目について、当該試験の 信頼性に係る検査を定型化す ることにより、検査精度の維 持を図りつつ検査を効率的か つ効果的に実施することとす る。これにより、旧農薬検の 前中期目標において目標とし た検査期間を、中期目標期間 中に更に5%程度短縮するこ ととし、具体的には、次に掲 げる目標期間内 (\*\*) に検査を 完了させる。

(7) 農薬取締法(昭和23年法 律第82号)第3条第1項第4 号から第7号までのいずれ かに掲げる場合に該当する かどうかの基準の設定が必 要な農薬の検査について は、1年4か月以内

## ② 農薬関係業務

#### ア 農薬の検査等業務

農薬の登録申請に係る検査の 実施については、GLP(Good Laboratory Practice: 優良試 験所規範)制度に基づいて実施 することを求めている試験項目 の検査について、当該試験の信 頼性に係る検査項目等の定型化 を図る等、効率的かつ効果的に 実施することにより、旧農薬検 の前中期目標において目標とし た検査期間を、中期目標期間中 に更に5%程度短縮することと し、具体的には、次に掲げる目 標期間内(ま)に検査を完了させ るため、次の(ア)から(エ)までの 措置を講じる。

- a 農薬取締法(昭和23年法律 第82号)第3条第1項第4号か ら第7号までのいずれかに掲 げる場合に該当するかどうか の基準の設定が必要な農薬に ついては、1年4か月以内
- b a 以外の農薬の検査につい ては、10.5か月以内

## ② 農薬関係業務

# ア 農薬の検査等業務

農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP(Good Laboratory Practice:優良試験所規範)制度に基づいて実施することを求めている試験の信目の検査について、当該試験の信望性に係る検査項目等の定型化を図を等、効率的かつ効果的に実施することは、独立行政法人農薬検査所において目標とした検査期間を、の前中期目標において目標とした検査期間をを縮することとし、具体的には、次には関けることとし、具体的には、次には関けることとし、具体的には、次に対して、関目標期間内(注)に検査を完けるとは、次の(ア)から(エ)までの措置を講ずる。

- a 農薬取締法(昭和23年法律第82号) 第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬については、1年4か月以内
- b a 以外の農薬の検査については、 10.5か月以内
- (注)検査の過程で追加試験成績等の提

# ② 農薬関係業務

# ア 農薬の検査等業務

農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等について平成18年度に作成したチェックリストを活用し効率化を図るとともに、次の(ア)から(エ)までの措置を講じた。

平成19年度は、農林水産大臣から継続分を含め3,012件(平成18年度比16.2%減)の検査指示があった。

このうち、基準設定必要農薬の検査指示は321件(平成18年度比19.3%増)であったが、平成19年度内に検査が完了した105件のうち、迅速化に係る目標期間である1年4か月以内に検査を完了したものは97件(検査完了件数に対する割合:92.4%)であった。

基準必要農薬で目標を達成できなかった8件は、同じ有効成分で先行して申請している農薬がある場合においては、当該農薬の残留農薬基準が告示(あるいは確定)されるまでの間は、関係資料を農林水産省に送付できないこととなっているためである。

また、基準設定不要農薬の検査指示は2,691件(平成18年度比19.1%減)であったが、平成19年度内に検査を完了した1,592件のうち、迅速化に係る目標期間である10.5か月以内に検査を完了したものは1,524件(検査完了件数に対する割合:95.7%)であった。

基準設定不要農薬で目標を達成できなかった68件は、防除 現場での混乱を防止し、円滑な防除指導を行うため、異なる

- (イ) (7)以外の農薬の検査に ついては、10.5か月以内
- (注)検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI(Acceptable Daily Intake:体重1kg当たりの1日摂取許容量)等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

(注)検査の過程で追加試験成績 等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI(Acceptable Daily Intake: 体重1kg当たりの1日摂取許容量)等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

(7) 検査項目の重点化

GLP試験成績の信頼性に係る項目についてチェックリストを作成し、農薬の登録申請に係る検査を効率的かつ効果的に実施する。

(イ) 検査業務の進行管理の充実 検査を行うに当たり、検査 進行管理表に基づき各検査の 進捗状況を総合的かつ定期的 に点検し、検査の遅延の要因 を分析して、検査の迅速化を 図る。

具体的には、

- a 検査全体の進捗状況を検 査職員全員が随時把握でき るよう、LANシステムを改 良する。
- b 農薬取締法第3条第1項第 4号から第7号までのいずれ かに掲げる場合に該当する かどうかの基準の設定が必 要な農薬の検査について は、
- (a) 農林水産大臣からの検

出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI (Acceptable Daily Intake: 体重1kg当たりの1日摂取許容量)等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

(7) 検査項目の重点化

GLP試験成績の信頼性に係る項目 について前事業年度に作成したチェックリストを活用する。

(イ) 検査業務の進行管理の充実

登録検査に係る農薬について、検 査進行管理表を作成し、これに基づ き概ね3か月に1回の頻度で検査進行 管理会議を開催し、検査の遅延の要 因を分析し、適切な措置を講ずる。

また、検査遅延防止のため、毎月 1回、各検査担当課において検査進 行状況を確認し、遅延がある場合は 適切な措置を講ずる。さらに、

- a 検査進行状況の把握及び管理の 効率化を図るため、現状を分析の 上システム化を検討する。
- b 検査進行状況の把握及び遅延の 要因分析に資するため、検査期間 を検査指示から食品安全委員会送 付までの検査期間及び全検査期間 別に把握、整理する。

時期の申請について登録時期を合わせる必要があったこと等によるものであった。

表4 平成19年度における目標期間の達成状況

	指示件数	検査完了	目標達成	目標達成	目標期間
	(注1)	件数	件数	率 (注2)	
基準必要	321	105	97	92.4%	16月
基準不要	2, 691	1, 592	1, 524	95. 7%	10.5月

- 注1) 平成19年度+継続分。
- 注2) 対検査完了件数比。

その他、1,129件の農薬について再登録に係る検査を行った。

#### (7) 検査項目の重点化

平成18年度に作成したGLP試験成績の信頼性に係る項目についてチェックリストを活用し、定型的な検査項目の簡略化を図った。

# (イ) 検査業務の進行管理の充実

「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎(5・8・11・2月)に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行うとともに、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課において検査進行状況を確認するなどにより検査の迅速化に努めた。なお、検査に遅延は見られなかった。さらに、

- a 現状を分析し、現行システムの改良すべき点を明らか にした。
- b 四半期ごとに検査が完了した農薬について検査期間を 検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及び全 検査期間別に把握、整理を行った。

査指示から、基準の設定 等を行う厚生労働省、環 境省及びリスク評価を行 う食品安全委員会に対し て必要な資料を送付する まで

- (b) 農林水産大臣からの検査指示から、同大臣に対する検査結果の報告までの検査期間について、きめ細かく検査の進捗状況を把握し、検査期間の削減を図る。
- (ウ) 機動的な人員配置の強化 検査の進行状況を踏まえ、 必要に応じて検査職員を機動 的に配置する。
- (I) 職員に対する研修のカリキュラムの策定及び研修の実施業務内容の高度化及び専門化に対応しつつ、検査の迅速化を図るため、新たに体系的な研修カリキュラムを策定し、これに基づく研修を実施する。

(ウ) 機動的な人員配置の強化

機動的な人員配置を行うため、本 事業年度から拡充されたスタッフ制 を活用し、部長及び課長は、必要に 応じて職員の業務内容を調整する。

(エ) 職員に対する研修の実施

前事業年度に策定した体系的な研修カリキュラムを見直すとともに、 見直されたカリキュラムに基づいて 研修を実施する。 (ウ) 機動的な人員配置の強化

無介類に対する残留農薬基準の設定に対する協力及び農薬の疑いのある資材(疑義資材)の分析に関して、職員を機動的に配置した。

(エ) 職員に対する研修の実施

登録検査に要求される毒性及び残留性等に関する高度の専門知識の涵養を行うため、平成18年度に策定した体系的な研修カリキュラムを見直すとともに、見直されたカリキュラムに基づき13回(80名)の研修を実施した。また、内部研修で習得が難しい技術、知識等については9件の外部研修を活用し、19名の職員を参加させた。

イ アの業務に附帯する業務 調査研究等、これまで附帯 業務として実施してきた業務 については、検査検定を主た る業務として実施する法人に ふさわしいものに特化・重点 化する。 イ アの業務に附帯する業務 調査研究等、これまで附帯業 務として実施してきた業務については、検査検定を主たる業務 として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化する(具 体的措置は、第2の2(2)の② のウにおいて後述)。 イ アの業務に附帯する業務

調査研究等、これまで附帯業務として実施してきた業務については、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化する(具体的措置は、第2の2(2)の②のウにおいて後述)。

イ アの業務に附帯する業務

(7) 調査研究課題の選定等

全調査研究費41百万円のうち、a及びbに該当する調査研究経費は、39百万円であり、全調査研究費の95.1%をこれらに配分した。

- a 農薬登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠 組の策定に当たり、これが我が国へ導入された場合の可 否の検証
- b 残留農薬基準の対象品目の拡大等に対応した新たな検 査手法の開発
- c その他研究課題

- ③ 飼料及び飼料添加物関係業 務
- ア 飼料中の飼料添加物及び有 害物質のモニタリング検査業 務

分析試験業務の効率化を図り、中期目標期間中に、試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数を平成17年度の実績に対して少なくとも5%増加させ、もって輸入飼料等のモニタリング検査を充実・強化する。

また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。

さらに、分析法の開発・改良、調査研究等の業務については、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、毎事業年度、適正な評価を図りつつ、重点化して実施する。

- イ 飼料の安全性の確保及び品 質の改善に関する法律(昭和 28年法律第35号。以下「飼料 安全法」という。)に基づく 立入検査等業務
- (7) 検査の重点化 各事業年度における飼料 の流通状況を勘案して、輸 入飼料中の動物由来たん

- ③ 飼料及び飼料添加物関係業務

また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。

さらに、分析法の開発・改良、 調査研究等の業務については、 飼料の安全性に関する課題を勘 案し、かつ、飼料分析基準検討 会等における適正な評価を図り つつ、効率的に重点化して実施

- する。 イ 飼料の安全性の確保及び品質 の改善に関する法律(昭和28年 法律第35号。以下「飼料安全法」 という。) に基づく立入検査等
- 業務 (ア) 検査の重点化

立入検査等については、年間600箇所以上を目途とし、 各事業年度における飼料の流

- ③ 飼料及び飼料添加物関係業務
- ア 飼料中の飼料添加物及び有害物質のモニタリング検査について、試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数を増加させるために、試験の精度管理を的確に実施しつつ平成18年度に対立れたポジティブリスト制度に対対し、GC-MS、LC-MSによる一斉分析法の開発及び収去品分析への適用により分析業務の効率化を図り、職員1人当にりの目標とする試験成分点数を年間2,000点とし、平成17年度の実績に対して5%以上増加させる。

また、モニタリング検査については、 輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料 の安全性に関する課題を勘案し、検査 の必要性に応じて重点化して実施す る。

さらに、分析法の開発・改良、調査 研究等業務については、飼料の安全性 に関する課題を勘案し、かつ、飼料分 析基準検討会等における適正な評価を 図りつつ、効率的に重点化して実施す る。

- イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善 に関する法律(昭和28年法律第35号。 以下「飼料安全法」という。)第57条 第1項の規定に基づく立入検査等につ いては、次に掲げる事項を実施する。
- (7) 検査の重点化

立入検査等については、牛海綿状 脳症の発生の防止、飼料の有害物質 による汚染防止、未承認遺伝子組換

- ③ 飼料及び飼料添加物関係業務
- ア 飼料中の飼料添加物、有害物質のモニタリング検査について、試験の精度管理を的確に実施しつつ、平成18年度に開発したGC-MS、LC-MSによる有害物質等の一斉分析法を活用することにより、試験に従事する職員1人当たりの分析成分点数を平成19年度の目標値2,000点に対して3,541点実施した。

また、モニタリング検査については、飼料等による家畜等への被害を未然に防止する観点から、飼料原料の大部分を占める輸入飼料を中心とした飼料中の有害物質等に重点化し、飼料等の安全性の確保の充実を図った。

さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、 農林水産省からの要請や飼料等の安全性に関する課題を勘案 し、重点化して10課題(20成分)について実施した。

これらの分析法は、「飼料分析基準検討会」において学識経験者による評価を受けた上で農林水産省に報告した。

- イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「飼料安全法」という。)第57条第1項の規定に基づく立入検査等については、次に掲げる事項を実施した。
- (7) 検査の重点化

立入検査等については、農林水産省から示された「平成 19年度飼料等立入検査等実施の方針について(平成19年1月 24日付け18消安第11337号農林水産省消費・安全局長通 白、安全性未確認遺伝子組 換え体を含むおそれのある 飼料、農薬が残留している おそれのある飼料等のより リスクの高い飼料等に検査 対象を重点化して効率的か つ効果的に実施する。

(イ) 検査結果報告の迅速化 立入検査等の結果及び収 去対象飼料の試験結果の報 告にしいては、事中期にし等を行いの報告にし等を行いの報告により 見直間中に、の報告にも5 業務日短縮し、立入検査の 果にあっては立入検査の 収去品の試験結果にあら15 通状況を勘案して、重点化する検査対象を年度計画に定めて、効率的かつ効果的に検査を実施する。

(1) 検査結果報告の迅速化 立入検査等の結果及び収去 対象飼料の試験結果の弱見値 でいては、事務手続の見値に、 等を行い、中期目標期間中に、 現行の報告に要する短にいら 少なくとも5業務日では立り 位本の日から25業務試験を に、まっては試験を終了した。 いら15業務日以内に報告 る。 え体の流通防止等に重点化して飼料 倉庫、サイロ、飼料等製造事業場等 に、年間600箇所以上を目途とし、 効率的かつ効果的に検査を実施す る。

(イ) 検査結果報告の迅速化

立入検査等の結果及び収去対象飼料の試験結果の報告については、農林水産大臣への報告に要する期間を短縮することができるよう、LAN等を活用して本部及び各地方組織間の報告を簡素化する。

知)」に基づき、牛海綿状脳症の発生防止、飼料の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等を目的としたものに重点化して、624箇所に対して実施した。また、検査の実施に当たっては、各月毎の集中検査や集中分析による、効率的かつ効果的な検査の実施に努めた。

(イ) 検査結果報告の迅速化

立入検査等の結果及び収去対象飼料の試験結果の農林水 産大臣への報告については、事務処理に係る既存の規程の 改訂を行い、インターネットVPNを活用した本部及び各事 務所間における報告事務の簡素化等を図り、報告に要する 期間の短縮に努めた。

# ④ 土壌改良資材関係業務ア 集取品の検査業務

集取品の検査については、 集中的な検査を行うこと等に より、中期目標期間中に、平 成17年度を基準として、集取 品1点当たりに要する試験時 間を約10%削減する。

業務日以内に報告する。

4 土壌改良資材関係業務ア 集取品の検査業務

集取品の検査については、集中的な検査等による迅速化等を図り、中期目標期間中に、平成17年度を基準として、集取品1点当たりに要する試験時間を10%削減する。

4 土壌改良資材関係業務

ア 集取品の検査業務

集取品の検査については、集中的な 検査等による迅速化を図り、平成17年 度を基準として、集取品1点当たりに 要する試験時間を10%削減する。 ④ 土壌改良資材関係業務

ア 集取品の検査業務

集取品(29点)の検査については、集中的な検査と集中試験による迅速化を行い、平成17年度を基準として、集取品1点当たりに要する試験時間を11.8%削減した。

表 5 集取品1点当たりに要する試験時間

	H19実績	H17実績	増減率
試験時間	7.85時間	8.90時間	△11.8%

イ 地力増進法(昭和59年法律 第34号)に基づく立入検査業 務

地力増進法に基づく立入検 査については、表示が不適切 な製造業者、新規業者等に重 点化を図るとともに、立入検 イ 地力増進法(昭和59年法律第 34号)に基づく立入検査業務

効率的かつ効果的な立入検査 を行うため、過去5か年間の立 入検査の結果を踏まえ、表示が 不適切な製造業者、新規業者等 イ 地力増進法(昭和59年法律第34号) に基づく立入検査業務

効率的かつ効果的な立入検査を行う ため、過去5か年間の立入検査の結果 を踏まえ、表示が不適切な製造業者、 新規業者等に対する立入検査業務の重 イ 地力増進法 (昭和59年法律第34号) に基づく立入検査業務

過去5か年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等32件に対する立入検査業務の重点化を図り、効率的かつ効果的に実施した。また、結果の報告については、電子媒体を用いた各地域センターからの報告事務の簡

査の結果の報告については、 中期目標期間中に、農林水産 大臣の指示から報告までに要 する期間を、VA菌根菌資材を 除き、30業務日に短縮する。 に対する立入検査業務の重点化を図るとともに、立入検査の結果の報告については、集議中的な検査等による迅速化、稟議手続等の合理化等事務処理の効率化を図ることにより、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA 菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。

点化を図るとともに、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮するため、稟議手続きの合理化等事務処理の効率化を図ることにより、現行の目標期間(40業務日)に対して7業務日短縮する。

素化等の事務処理の効率化を図り、平成17年度を基準として7業務日短縮し33業務日以内に農林水産大臣へ報告した。

- (2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務
- ① 食品表示監視業務について は、国(地方農政局)、地方 公共団体等との役割分担を踏 まえ、センターの有する農林 物資の分析技術とその門技費に が必要とされたもに、 知見が必要とされるもに、検査 17年度を基準として「検 要する時間を中期目標期率に 10%削減し、検査の効率化 を図る。
- (2) 農林水産物等の品質及び表示 の適正化に関する業務
- (2) 農林水産物等の品質及び表示の適正 化に関する業務
- ① 品質表示基準の遵守状況の確認のための食品表示の監視業務(以下「食品表示監視業務」という。)について、農林水産物、飲食料品及び油脂(以下「食品等」という。)に関する分析技術とその活用によって蓄積された専門技術的知見が必要とされる検査等に明立ため、センターの調査研究等によって得られた成果を活用した特定品目に係る重点的な検査を2回以上行う。

また、食品表示監視業務に係る検査に要する時間を平成17年度を基準として中期目標期間中に10%削減するため、前事業年度に引き続き、分析試験ごとに分析実施センターの集約化等について検討し、総検査時間を4%程度削減する。

- (2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務
- ① 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査の実施に当たっては、試験研究機関等と連携して実施したセンターの調査研究の成果を活用し、次のとおりアサリ及び食肉加工品の重点的な検査を実施した。

〔アサリの地域系統群判別〕

・アサリの表示に関する特別調査

52件

〔食肉加工品の肉種鑑別〕

- 牛挽肉加工品の表示に関する緊急調査 110件
- 上記以外の食肉加工品の調査

50件(注)

注:食肉加工品に関する調査としては、110件の緊急調査 以外に2回(300件)実施したが、そのうち、センター の調査研究の成果を活用したDNA分析によるものが50 件で、他は既存のエライザ分析を活用した。

また、同一品目の分析試験を集中的に実施する等により、 食品表示監視業務に係る検査に要する時間を平成17年度を基 準として4.4%削減した。

- ② 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務については、食品表示の真正性確認に
- ② 農林物資の検査技術に関する 調査及び研究業務については、 食品表示の真正性確認に係る調
- ② 農林物資の検査技術に関する調査及 び研究の重点化を図るため、全調査研 究課題のうち、表示の真正性確認に係
- ② 平成19年度中に実施した調査研究課題24課題のうち、表示の真正性確認に係る調査研究を22課題実施し、全体に占める比率を91.7%とした。また、調査及び研究については、引き

係る調査及び研究を重点的に 行うため、表示の真正性確認 に係る調査及び研究課題の比 率を全体の80%以上とすると ともに、その実施体制の強化 を図る。 査及び研究を重点的に行うため、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とするとともに、各地方組織で実施していた調査及び研究を本部及び特定の地方組織に集約して行う。

る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とするとともに、調査及び研究については本部(横浜事務所を含む。)及び神戸センターに集約して行う。

なお、年度途中で実施すべき課題が 発生した場合には、この割合に留意し、 必要に応じて課題の調整を行う。 続き本部、横浜事務所及び神戸センターに集約して行った。 なお、年度途中に追加して実施すべき課題は生じなかった。

- ③ 登録認定機関の登録及びその更新時における調査については、農林水産省の調間(30 業務日(ただし、申請者に対し、照会、追加・補足質を打りるとができなれ、事務処理を行うことができない下同じ。))を中期目標期間中に10%削減する。
- ③ 登録認定機関の登録及びその 更新時における調査については、検査員の能力向上と適切場合 進行管理により、農林水目標 調査指示から報告までの目標 間(30業務日(ただし、申請資 し、照とされ、事務処理を うことができなかった等の を除く。第2の3において できい。))を中期目標期間中に10% 削減する。
- ③ 登録認定機関(登録外国認定機関を含む。以下同じ。)の登録及び登録の更新時における調査(以下「技術上の調査」という。)については、中期間中に農林水産省の調査指示から報告までの目標期間(30業務日(ただし、申請者に対し、照会、追加・補足資料等が必要とされ、事務処理をいては除く。第2の3において同じ。))を10%削減することができるよう、次に掲げる措置を講ずる。
- 〇 目標期間の削減を図るため、事務処 理の簡素・合理化等について検討を行う。
- 登録認定機関の技術上の調査に係る 基準文書を必要に応じて見直すととも に、検査員への周知徹底及び教育訓練 を行うことにより検査員の能力向上を 図る。

③ 技術上の調査については、次に掲げる取組を行うことにより、調査を行った436件すべての案件について、農林水産省の調査指示から27業務日以内に報告した。

○ 事務処理の簡素化・合理化等について検討を行い、検査員 (調査員又は調査員補)の資格所有者が調査を実施するため の決裁手続きを簡素化する等、技術上の調査に係る基準文書 を改正した。 また、検査員に対し、これまでの技術上の調査等の実績を

また、検査員に対し、これまでの技術上の調査等の実績を 事例演習に反映させた研修を2回(26名)実施し、検査員の 調査能力の向上を図った。

- ④ 農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務については、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減し、年間を通じた均等な業務の実施に努め、効率化を図る。
- ④ 農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務については、同一品目の集中的な実施、分析の作業工程の最適化等による効率的な分析の実施により、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減する。
- ④ 農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務については、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減するため、厚生労働省が通知している一斉試験法の果実、野菜等への適用、個別に分析していた農薬の同試験法への一体化等について検討し、試料の分析に要する時間を4%程度削
- ④ 次に掲げる取組を行うことにより、農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務の効率化に努めた。
- 〇 厚生労働省が通知している一斉試験法の果実、野菜等への適用、個別に分析していた農薬の同試験法への一体化等について検討した結果、試験法が妥当であることが確認されたため適用し、残留農薬の分析に要する時間を平成17年度を基準として5.0%削減した。

また、分析対象の選定や分 析の実施に当たっては、生産 資材の検査等業務との連携を 図った上で、戦略的かつ重点 的に行うものとする。 ⑤ 生糸のJAS規格による格付 業務については、平成21年2 月28日限りで廃止し、当該業 務に係る要員及び経費の合理 化を図る。

また、月別の分析業務量を平 準化することにより、業務の効 率化を図る。

さらに、分析対象の選定や分析の実施に当たっては、生産資材の特性や使用実態、センターの有する残留農薬等のデータ等の情報に基づき、検査等業務が連携して検討した上で、比較的リスクが高いおそれのある農作物等を対象に、戦略的かつ重点的に実施する。

減する。

また、分析要員に対する教育訓練と の実施時期の調整を図り、月別の分析 業務量を平準化することにより、業務 の効率化を図る。

さらに、比較的リスクが高いおそれのある農産物等の分析を戦略的かつ重点的に実施するため、分析対象や分析方法等の選定に当たっては、検査等業務を行う各部門が有するデータ等の情報に基づき、農林水産省関係部局と緊密に連携しつつ、検査関係各部門の協力の下、実施計画を策定し、適切に実施する。

- 〇 分析要員の教育訓練、技能試験等の実施時期を年度始め頃 に調整し、月別の業務量の平準化を図った。
- 〇 分析対象農薬の選定に当たっては、国内の登録農薬が400~500種類に及ぶことから、比較的リスクの高いおそれのある農薬を重点的に実施するため、農薬検査部門が有する農薬の使用量等に関する情報に基づき120種類程度に絞り込み、農林水産省関係部局と緊密に連携しつつ、食品検査部門において実施計画を策定し、適切に実施した。

⑤ 生糸のJAS規格による格付業務については、平成21年2月28日限りで廃止し、同日までの経過措置期間中は、受付、サンプリング等の一部の業務を除き、格付業務を神戸センターに集約することにより、要員及び経費

の合理化を図る。

⑤ 生糸のJAS規格による格付業務については、神戸センターへの業務の集約(受付、サンプリング等の業務を除く。)により不要となる横浜事務所の格付検査のための設備については、段階的に撤去等を行う。

また、撤去等を行い不要となった専 有部分については、早期に合同庁舎へ 返還し経費の合理化が図られるよう、 合同庁舎管理官庁と必要な調整を実施 する。 ⑤ 生糸のJAS規格による格付業務については、神戸センターへの集約により不要となった横浜事務所の格付検査のための設備の段階的な撤去等を行った。

撤去等を行った専有部分の一部については、合同庁舎管理 官庁と返還工事内容の確認を経て、平成20年3月31日付けで 専有面積の返還申請を行い、平成20年度から合同庁舎負担金 の軽減が図られることとなった。

# (3) 情報提供業務

食品等の品質及び表示、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の品質及び安全性等に係る情報提供業務について、その一元化を図るとともに、食の安全と消費者の信頼の確保の観点から重点化を図る。

- (3) 情報提供業務
- (3) 情報提供業務
- ① センターが有する専門的知見を活用しつつ、食品等の品質及び表示、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の品質及び安全性等、食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を重点的に収集・整理し、インターネット(ホームページ及びメールマガジンを含む。以下同じ。)による効率的かつ迅速な情報発信、講習会等を通じた的確な情報の提供を行うため、次に掲げる措置を講ずる。
- (3) 情報提供業務
- ① 次に掲げる措置を講ずることにより、センターが有する専門的知見を活用しつつ、食品等の品質及び表示、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の品質及び安全性等、食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を重点的に収集・整理し、インターネットによる効率的かつ迅速な情報発信、講習会等を通じた的確な情報の提供に努めた。

元的な対応を図るため、CIO ○ 食品等、肥料、農薬、飼料及び飼料 (Chief Information Officer : 情報化統括責任者)を設置す 調査の結果や、肥料取締法、農薬取締 る等の体制を構築する。 法、飼料安全法及び地力増進法に基づ

- 〇 食品等、肥料、農楽、飼料及び飼料 添加物並びに土壌改良資材の検査及び 調査の結果や、肥料取締法、農薬取締 法、飼料安全法及び地力増進法に基づ く業務により蓄積されたデータベース や情報システムを一元的に管理する体 制を構築し、そのための要員を配置す る。
- C10 (Chief Information Officer: 情報化統括責任者)を設置し、その指 導のもとデータベースや情報システム のあり方を検討し、必要な改善を図る。
- ② 食の安全と消費者の信頼の確保の観点から情報提供を行う内容の重点化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- 〇 外部の有識者を含む委員会を設置 し、次の事業年度に重点的に収集・整 理する情報分野を検討する。また、こ の委員会において、情報の収集、整理、 提供に関する業務の実施状況を点検・ 評価し、必要な改善を図る。
- 消費者、生産者及び事業者等の関心 の高い情報を重点的に収集するための アンケート調査等を実施し、随時、提 供内容の見直しを図る。

- 各業務により蓄積されたデータベースや情報システムを一元的に管理する体制の構築について情報提供推進委員会で検討し、提供可能な情報を把握するため既存のデータベースを調査するとともに、一元的管理を行うために必要な各データベースごとの的確な管理のための要員として、管理責任者及び所定の期間内のデータ入力状況を確認する進行管理者を配置した。
- O C10を設置し、その指導のもと情報提供推進委員会においてデータベース等のあり方についての検討を行い、その結果をC10へ報告するとともに、C10を委員長とする業務・システム最適化推進委員会を平成20年3月に開催し、データベースや情報システムの現状について検討した。

また、センター業務情報化システムのプログラムについて、 入力フォームの変更等の必要な改善を実施した。

- ② 次に掲げる措置を講ずることにより、食の安全と消費者の信頼の確保の観点から情報提供を行う内容の重点化を図った。
- 外部の有識者を含む情報提供業務検討・評価委員会を平成 20年3月に開催し、平成19年度の情報提供業務の実施状況を 点検・評価した。その結果、平成20年度に重点的に収集・整 理する情報分野として、話題性の高い情報に重点化するとと もに、また、センターにおいて実施した業務をPRすべきとの 指摘を受け、提供情報にあたっては、センターとしての取組 を可能な限り関連づけて提供する等の改善を図ることとした。
- O 消費者、生産者及び事業者等の関心事項を把握するための アンケート調査等を、次のとおり実施した。
  - ・ ホームページ、広報誌及びメールマガジンの利用者に対し、アンケート調査を行った。
  - ・ ホームページに関する意見要望等を随時受け付けるコンテンツを引続き設置した。
  - · 講習会及び研修会の課題等の選定に資するため、センターが開催する講習会の際に、アンケート調査を行った。

# ビスその他の業務の質の向上 に関する事項

1 共通事項

センターは、農場から食卓 までの一連の過程を対象に、 検査等業務を一体的に実施す ることにより、技術を通じて 食の安全と消費者の信頼の確 保に貢献する機関として、統 合メリットを発揮し、国民に 対して提供するサービスの質 の向上に努めることとし、以 下の取組を実施する。

スその他の業務の質の向上に関 する目標を達成するためとるべ き措置

1 共通事項

の他の業務の質の向上に関する目標を 達成するためとるべき措置

1 共通事項

第3 国民に対して提供するサー|第2 国民に対して提供するサービ|第2 国民に対して提供するサービスそ|第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 に関する目標を達成するためとるべき措置

1 共通事項

(1) 食の安全と消費者の信頼の 確保に向けた取組

検査等業務に関する知見や ノウハウの結集、検査等職員 や分析機器の機動的かつ重点 的な投入など、統合メリット を最大限活用し、食の安全と 消費者の信頼の確保に資する ため、以下の取組を実施する。

- ① 食の安全と消費者の信頼の 確保に資するため、次に掲げ る4つの分野を対象に8課題を 設定し、センターが有する知 見やノウハウを結集し、改善 解決を図るものとする。
  - ア 検査・分析能力の向上 イ 情報提供能力の強化
  - ウ 生産資材由来のリスクの 低減
  - エ 食品表示等の信頼性の向 F

(1) 食の安全と消費者の信頼の確 | 保に向けた取組

食の安全と消費者の信頼の確 保に資するため、①から③まで の取組を行う。

- ① 食の安全と消費者の信頼の確 保に資するため、中期目標期間 中に次に掲げるような8課題に ついて検討し、結論を得る。
  - ア 職員の分析能力の向上及び 平準化に向けた定期的な技能 試験の実施方法の検討及び試 験結果に基づく研修プログラ ムの作成
  - イ 検査結果の信頼度を向上さ せるための業務改善プログラ ムの作成及び当該プログラム に基づく業務の改善
  - ウ 海外における生産資材に係 るリスク管理情報や農薬等の

(1) 食の安全と消費者の信頼の確保に向 けた取組

新たなリスクへの対応などセンター 全体として取り組む課題の解決を図る 場合や、緊急時における迅速な食品の 安全性の確保等に資するため、次に掲 げる事項について適切な取組を行う。

① 食の安全と消費者の食に対する信頼 性を確保する観点から、センター全体 として取り組むべき課題を次に掲げる ような課題の中から、年度当初に2課 題以上選定し、専門技術的知見を有す る職員から構成するプロジェクトチー ムを設置し、調査分析等を効率的かつ 効果的に実施する。

また、外部の有識者を含む委員会を 設置し、取組内容の評価改善を図る。

- ア 職員の分析能力の向上及び平準化 に向けた定期的な技能試験の実施方 法の検討及び試験結果に基づく研修 プログラムの作成
- イ 検査結果の信頼度を向上させるた

(1) 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

次に掲げる事項について適切な取組を行うことにより、新 たなリスクへの対応などセンター全体として取り組む課題の 解決を図る場合や、緊急時における迅速な食品の安全性の確 保等に努めた。

- ① 食の安全と消費者の食に対する信頼性を確保する観点か ら、センター全体として取り組むべき課題を次のとおり2課 題選定し、専門技術的知見を有する職員から構成するプロジ ェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実 施した。
  - ・牛挽肉加工品緊急調査プロジェクトチーム

牛挽肉加工製品及びその表示についての国民の信頼を早 急に回復することを目的として、食品検査部門及び飼料検 **査部門によるプロジェクトチームを設置し、飼料検査部門** が特許を有するDNA検査用試薬(プライマー)を含む肉骨 粉の動物種を判別する分析技術を食品の肉種鑑別に利用す るなど、両部門の連携のもと迅速に効率的かつ効果的な検 査を実施した。

・前作に使用された農薬の残留分析プロジェクトチーム

- 安全性に係る情報等、消費者 等の関心が高く、重点的に収 集すべき情報に係る収集方法 の検討
- エ 広報誌、メールマガジン等の情報提供媒体の活用方策やプレゼンテーション方法等に関する情報提供能力の向上のためのプログラムの策定及び当該プログラムに基づく業務の改善
- オ 肥飼料や農薬に由来する食 品中の危害要因に係る情報の 収集・分析
- カ 肥飼料や農薬の使用実態及 び特性を踏まえた食品中の有 害物質の実態調査
- キ 有機農産物の表示等の新た な表示に対応した検査技術や 検査方法の改善・改良
- ク アからキまでに掲げるもの のほか、食の安全と消費者の 信頼の確保の観点から特に必 要な課題

上記の課題の取組に当たっては、外部の有識者を含む委員会を設置し、毎事業年度、取組内容の評価・改善を図るともに、専門技術的知見を有する場合により構成されるプロジェクトチームの設置等により、各業務の連携・調整を図りつつ、効率的・効果的に実施する。

② 緊急時において、迅速な検査 の実施による被害のまん延の防 止及び原因の特定を行うための 体制を確保するため、次に掲げ る取組を実施する。

- めの業務改善プログラムの作成及び 当該プログラムに基づく業務の改善
- ウ 海外における生産資材に係るリス ク管理情報や農薬等の安全性に係る 情報等消費者等の関心が高く、重点 的に収集すべき情報に係る収集方法 の検討
- エ 広報誌、メールマガジン等の情報 提供媒体の活用方策やプレゼンテー ション方法等に関する情報提供能力 の向上のためのプログラムの策定及 び当該プログラムに基づく業務の改 善
- オ 肥飼料や農薬に由来する食品中の 危害要因に係る情報の収集・分析
- カ 肥飼料や農薬の使用実態及び特性 を踏まえた食品中の有害物質の実態 調査
- キ 有機農産物の表示等の新たな表示 に対応した検査技術や検査方法の改 善・改良
- ク アからキまでに掲げるもののほか、食の安全と消費者の信頼の確保 の観点から特に必要な課題

② 緊急的にセンター一体となって被害 のまん延の防止及び危害原因の特定に 努める必要が生じた場合にあっては、 プロジェクトチームの設置やスタッフ 職員の活用などを行い、検査等に係る

ポジティブリスト制度が導入された中で、前作の作物に使用した農薬の作物残留に係るリスク低減に資するためのデータを得ることを目的として、食品検査部門及び農薬検査部門によるプロジェクトチームを設置し、農薬検査部門が有する土壌半減期の長い農薬等に関する知見を活用して分析対象農薬を選定し、両部門の連携のもと効率的かつ効果的な検査を実施した。

また、外部の有識者を含む業務評価委員会を平成20年3月に開催し、平成19年度の取組内容の評価を行うとともに、平成20年度のプロジェクト課題についての意見等を傾聴した。

② 次に掲げる取組を実施することにより、緊急的にセンターー体となって被害のまん延の防止及び危害原因の特定に努める必要が生じた場合にあっては、プロジェクトチームの設置やスタッフ職員の活用などを行い、検査等に係る知見やノウハウの結集を図りつつ、総力をあげて検査等を迅速かつ効果

害な物質の汚染の原因がこれ らの資材にあることが懸念さ れる場合には、食の安全を確 保するため、センターの総力 を挙げて検査を迅速かつ効果 的に実施し、被害のまん延防 止及び原因の特定に努める。

知見やノウハウの結集を図りつつ、総 力をあげて検査等を迅速かつ効果的に 実施するため、次に掲げる取組を実施 する。

的に実施するための体制を整備した。

- ア リスクに応じて必要となる専 門分野や分析機器の検証及び活 用方策の検討並びに地方組織を 含めた全国組織の連携方策及び 緊急時における指示・連絡体制 等の対応マニュアルの策定
- ア リスクに応じて必要となる専門分野 や分析機器の検証及び活用方策の検討 並びに地方組織を含めた全国組織の連 携方策及び緊急時における指示・連絡 体制等の対応マニュアルの策定
- ア リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器について検 証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連 携方策を定めた規程を改正し、同規程に基づき緊急時におけ る指示・連絡体制等の対応マニュアルを策定した。

- イ 対応マニュアルに基づく連絡 体制、専門的知見を有する職員 及び機器の登録・更新
- イ 対応マニュアルに基づく連絡体制、 専門的知見を有する職員及び機器の登 録• 更新
- イ 対応マニュアルに基づき、連絡体制並びに想定される要因 及びその内容別分類ごとに専門的知見を有する職員及び機器 を登録した名簿を見直し、更新した。

- ウ 対応マニュアルに基づく訓練 の実施、緊急時の事例の収集・ 解析、職員の専門的知見の向上 のための研修の実施等の対応能 力の向上
- ウ 対応マニュアルに基づく訓練の実 施、緊急時の事例の収集解析、職員の 専門的知見の向上のための研修の実施 等の対応能力の向上
- ウ 対応マニュアルに基づき、情報の収集を行い、緊急の事態 の発生に備えるとともに、想定される調査の内容別分類に係 る研修を4回(5名)実施した。

また、適切かつ正確な情報を消費者 に分かり易く、かつ、迅速に提供し、 消費者の被害及び生産者の風評被害の 防止、消費者の不安の解消等を図るた め、相談窓口の設置等を必要に応じて 行う。

また、輸入冷凍ギョウザによる薬物中毒事案の発生時には、 消費者相談窓口を土日においても開設するなど輸入食品に関 する相談400件に対応し、寄せられた健康危害に関連する情 報20件については、保健所、農林水産省、国民生活センター 等の関係機関に対して迅速に情報提供を行い、情報の共有化 に努めた。

- ③ ①及び②以外についても、 個々の業務の実施に当たって は、必要に応じて連携・調整 を図ることにより、質の向上 に努めるものとする。
- ③ ①及び②以外についても、個 々の業務の実施に当たっては、 必要に応じて連携・調整を図る ことにより、質の向上に努める ものとする。
- ③ ① ① 及び②以外についても、個々の業 】 務の実施に当たっては、必要に応じて 連携・調整を図ることにより、質の向 上に努める。
- ③ ①及び②以外の個々の業務の実施に当たって、連携・調整 を図る必要のある事案は生じなかった。

- (2) 情報提供業務の一元化及び 提供内容の充実
- ① 情報提供業務については、 利用者の利便性を向上させる ため、消費者、生産者及び事 業者を対象に、農場から食卓
- 供内容の充実
- ① 情報提供業務の一元化及び提 供内容の充実を図るため、次に 掲げる取組を実施する。
- (2) 情報提供業務の一元化及び提 | (2) 情報提供業務の一元化及び提供内容 の充実
  - ① 情報提供業務の一元化を図り、また、 消費者、生産者、事業者等の関心を把 握するために行ったアンケート調査の 結果を踏まえ提供内容の充実を図りつ
- (2) 情報提供業務の一元化及び提供内容の充実
- ① 情報提供業務の一元化を図り、また、消費者、生産者、事 業者等の関心を把握するために行ったアンケート調査の結果 を踏まえ提供内容の充実を図りつつ、次に掲げる取組により 的確かつ迅速に情報提供を行った。

までの一連の過程における食 品に関する情報を一元的に提供する。

また、生産資材に由来する有害な物質等のリスクに関する正しい理解や、食品の成分や原材料等に由来する品質ので表示に関する信頼の確保の観点から、幅広くかつ適切に収集した情報をわかりやすく提供するなど、内容の充実を図ることとする。

ア 情報提供業務の一元化

つ、次に掲げる取組により的確かつ迅 速に情報提供を行う。

#### ア 情報提供業務の一元化

- 食品表示の監視業務などJAS法関係業務、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等業務並びに農薬の登録業務等を通じて蓄積した情報を検査等業務の終了後30業務日以内にデータベースに登録する。
- 幅広い情報の収集・整理・分析を行い、必要な取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を毎月1回以上開催する。
- 情報提供業務部門や相談窓口等に肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の品質及び安全性等に関して専門的知見を有する職員を配置し、これらと併せて食品の品質及び表示等に関する消費者、生産者、事業者等からの相談に適切に対応する。

#### ア 情報提供業務の一元化

- 食品表示の監視業務などJAS法関係業務、肥料、飼料及び 飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等業務並びに農薬の登 録業務等を通じて蓄積した情報を検査等業務の終了後30業務 日以内にデータベースに登録した。
- 〇 検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員と する情報提供業務推進委員会を毎月1回開催し、ホームペー ジ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及 び分かりやすさ等について検討を行った。
- O 情報提供業務部門や相談窓口等に肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の品質及び安全性等に関して専門的知見を有する職員を配置し、これらと併せて食品の品質及び表示等に関する消費者、生産者、事業者等からの相談に次のとおり適切に対応した。
- 〇 消費者相談専用電話及び食品表示110番を活用するととも に、消費生活展等において消費者相談窓口を開設し、消費者 からの相談3,590件に対応した。

また、食品表示110番等を通じて収集した不正表示や違法な JASマーク表示に関する情報1,347件について、事務処理手順 書に基づき農林水産省関係部局等へ通報する等、迅速かつ的 確に対応した。

〇 事業者等からの食品表示、肥飼料等に関する相談27,138件 に対応した。

・肥料 6,928件
 ・飼料及び飼料添加物 1,550件
 ・土壌改良資材 98件
 ・食品 18,562件
 計 27,138件

は、利用者のアクセスを改善す るため、ホームページの適宜更 新、メールマガジンの配信先の 拡大(中期目標期間中に、平成 17年度末を基準として10%増 加)及び毎事業年度36回以上の 発信等、ホームページやメール マガジンの積極的な活用を図る とともに、広報誌を毎事業年度 6回以上発信し、最新の情報を 提供できるように努める。

- る相談に対応するとともに、本部、名 古屋及び神戸の各センターに設置した 食品表示に関する一元的相談窓口を適 切に運営する。
- また、情報の提供に当たって 〇 インターネット情報の内容を適宜更 新することにより、食品表示に関する 情報、JAS製品の品質に関する情報、 遺伝子組換え食品、農産物の残留農薬、 肥料、飼料、飼料添加物、土壌改良資 材及び農薬の安全性に関する情報や企 業、消費者等からの相談事例等を迅速 に提供する。

また、インターネットを通じた食の 安全と消費者の信頼確保に関する意見 交換会として「電子フォーラム」を3 回以上開催する。

食品安全委員会等のリスク評価機関 の動向や食品の安全と消費者の信頼の 確保に関する情報の提供を迅速に行う ため、希望者にメールマガジンを毎月 3回以上配信し、併せて配信先を中 期目標期間中に、平成17年度末を基

- 製造業者等からの食品表示等に関す | (社)日本食品衛生協会と連携して設置している3か所の 食品表示に関する一元的相談窓口を適切に運営し、食品表示 等に関する企業相談件数のうち2.196件の相談に対応した。
  - 食品表示に関する情報、JAS製品の品質に関する情報、遺 伝子組換え食品、農産物の残留農薬、肥料、飼料、飼料添加 物、土壌改良資材及び農薬の安全性に関する情報や企業、消 費者等からの相談事例等を迅速にホームページに掲載した。 (更新回数 244回、アクセス回数 657.896回)

# 「ホームページの主な掲載内容〕

- ・行政情報(報道発表、パブリックコメント情報、JAS規 格、食品表示等)
- ・食に関わる情報(Q&A、相談事例、個別リスク情報、国 際規格関係情報、キッズページ、相談窓口等)
- ・食品等検査関係情報(調査研究報告、分析マニュアル、 事業者の取組等)
- ・肥飼料検査関係情報(各種申請手続き、検査結果の公表
- · 農薬検査関係情報(登録·失効情報、農薬登録情報検索 システム、農薬登録申請関係、GLP適合確認申請等)
- ・センター情報(イベント情報、刊行物等)
- ・公表事項(独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達 情報等)

また、ホームページ上で、食の安全と消費者の信頼確保に 関する意見交換の場としての電子フォーラムを、次の3テー マについて開催した。

- ・知っていますか?賞味期限と消費期限
- もっともっと知りたい!有機食品
- 漬物いろいろ、好きですつけもの
- 電子メールマガジンを毎月3回以上、合計49回(延べ配信 数201,445通)配信した。

[メールマガジンの主な掲載内容]

- ・食品の安全と消費者の信頼確保に関する情報
- ・行政情報(報道発表、パブリックコメント情報等)
- ・消費者向けイベント情報

準として10%増加させることができ るよう、その拡大に努める。

また、行政情報、各種調査結果及び センター活動状況等についても情報提 供を行う。

〇 広報誌を6回以上発行する。

本部及び地方組織に設置した「消費 | 者の部屋」又は「消費者コーナー」を 活用して、展示物等による情報提供や 利用者の相談等への対応を行うととも に、啓発の目的を明確にした特別展示 を行う。

の 地方公共団体の職員等に対する講習 会及び研修会は、企業相談の実績を踏 まえた食品の表示、検査分析技術等の 専門技術的知見を活用した内容のもの を中心に必要に応じて適時適切に、全 センター合わせて30回以上開催する。

る取組等への参加要請があった場合に は、地方公共団体等の取組を支援する ため、講習会等に役職員の派遣等セン ターの有する専門技術的知見を活用し た対応を行う。

また、メールマガジンの案内チラシを講習会、消費生活展 等の際に配布するなどPR活動に努めた結果、配信先は平成19 年度末時点で4.245となり、平成17年度末(配信先3.421)を 基準として24.1%増加させた。

- 広報誌「新・大きな目小さな目」を6回(毎回6,500部)発 行し、地方公共団体の消費生活センター等に配布した。 「広報誌の主な掲載内容〕
  - ・肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報
  - ・食のQ&A (消費者相談事例)、表示のQ&A
  - 行政情報
  - ・食と農のサイエンス
- 本部及び各地域センターに設置している「消費者の部屋」 又は「消費者コーナー」において常設展示を行うとともに、 本部においては、さいたま新都心インフォメーションセンタ 一を活用し、消費者に対する情報提供に努めた。

また、期間を定めて、食品の表示等をテーマとした特別展 示を、本部及び各地域センターで14回(来場者 1.321名)実 施した。

〇 食品の表示、検査分析技術等の専門技術的知見を活用した 内容を中心として、消費者、事業者及び地方公共団体職員等 に対する講習会及び研修会を、次のとおり36回(2.238名) 開催した。

食品品質等知見活用講習会 10回(635名) ・食品等リスク情報共有化講習会 9回(704名) 地方公共団体職員等研修会 8回(130名) • 技術講習会 8回(709名) • 消費者被害防止講習会 1回 (60名) (この他、飼料製造管理者資格取得講習会 1回 (93名))

○ 地方公共団体等から消費者啓発に係 ○ 地方公共団体からの要請に応じて行う講習会(派遣講習) に36回(1,654名参加)、事業者等から依頼を受けて行う講習 会(依頼講習)に298回(約18,200名参加)役職員を講師と して派遣するとともに、消費生活展等への出展を12回 (513.276名来場) 実施した。

地方公共団体等からの参加要請に応じて、各種研修会及び

さらに、センターの有する専 門技術的知見を活用した講習会 及び研修会を、毎事業年度30回 以上開催するとともに、地方公 共団体等からの依頼に基づく講 習会への講師派遣については、 センターの有する専門技術的知 見を活用することができるもの について積極的に実施する。

# イ 提供内容の充実

また、わかりやすく情報提供 を行うため、上記の委員会等に より資料の内容や作成方法等に 関して毎事業年度、検討・評価 を行う。

さらに、迅速かつ的確に相談に対応するため、相談事例集の作成・更新、相談対応に関する 基準文書に基づく適切な対応、 職員の研修等を実施する。

#### イ 提供内容の充実

○ 提供情報の的確性、わかりやすさ等 情報提供業務の質の向上に資する方策 を検討するため、外部の有識者を含め た委員会を開催し、検討結果は情報提 供業務の改善に活用する。

- 消費者相談に迅速かつ的確に対応するため、農林水産省消費者の部屋、地方農政局、消費生活センター等関係機関と緊密に連携する。
- 消費者、生産者及び事業者等からの 相談への対応の質の向上を図るため、 これに対応する専門技術的知見を有す る者を養成するための研修を行うとと もに、受け付けた相談を整理し、重要 な事例を相談事例集に収録し、相談対 応マニュアルの改善と併せてその充実 を図る。

連絡会議等に職員を45回派遣し、事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を委員として40回派遣した。

また、他機関の研究所等からの依頼に応じて、残留農薬分析等についての受入研修等を10回(63名参加)行った。

### イ 提供内容の充実

〇 外部の有識者を含めた情報提供業務検討・評価委員会を平成20年3月に開催し、平成19年度の情報提供業務及び平成20年度の計画について評価及び検討を行った結果、子供にもわかりやすい情報提供をすべきとの指摘を受け、平成20年度の改善として、ホームページ上の子供向けのわかりやすい情報コンテンツの拡充を図ることとした。

- O 消費者相談において消費者被害情報を受け付けた場合に は、保健所、農林水産省、国民生活センター等に連絡する等、 迅速に対応した。
- 〇 相談業務に従事する職員に対して情報提供業務担当者研修 を6回(29名)実施した。
- 〇 受け付けた相談を整理し、またホームページに掲載している相談事例集の内容を精査した結果、「企業相談事例集」に掲載している有機農産物の格付実績を平成18年度の実績に更新するとともに、「食のQ&A」に消費者相談の事例7件を追加掲載した。

さらに、こうした取組の質的な向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報や提供方法について顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を確保する。

ウ 以上の取組により、アンケート調査結果等により顧客満足度 を測定し、5段階評価で中期目標期間中の各事業年度を通じて 3.5以上の顧客満足度を目標とし、個別の講習会等において、顧客満足度が3.5未満の場合には、情報提供の方法の見直し等、必要な改善措置を講ずる。 ウ 情報提供業務の改善を図るため、次 の業務において提供した情報や提供方 法の顧客満足度をアンケート調査等に より測定する。

また、個別の講習会等において顧客 満足度が5段階評価で3.5未満の場合に は、情報提供の方法の見直し等の必要 な改善措置を速やかに講ずる。

- 各種講習会及び研修会
- 講師派遣
- ・ホームページ
- ・メールマガジン
- 広報誌

- 消費者相談対応マニュアル及び企業相談対応マニュアルの 充実を図るため見直しを行ったが、改正を要する事項はなか った。
- ウ 提供情報の的確性、分かり易さ等の向上に資するため、講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報誌等の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。顧客満足度(5段階評価)は、次のとおりであった。
  - ・各種講習会及び研修会

食品品質等知見沽用講習会	3. 9
食品等リスク情報共有化講習会	4. 0
地方公共団体職員等研修会	4. 4
技術講習会	3. 7
当费 <b>老</b> 姑宝陆正慧翌会	3 0

講師派遣

- 舑帥水洭	
派遣講習	4. 8
依頼講習	4. 7
・ホームページ	3. 9
・メールマガジン	4. 1
• 広報誌	3. 9

また、個別の講習会等において顧客満足度が3.5未満であった5件の講習会及び講師派遣については原因究明を行い、今後は事前に対象者のレベル・会場の状況等を十分に把握しておく等の改善処置を講ずることとした。

- ② 肥料及び農薬の登録結果、食品、肥料、農薬、飼料及び 飼料添加物並びに土壌改良資材中の有害な物質等の分析結 果等については、消費者、生産者及び事業者への情報提供 に資する観点から、データベース化を図る。
  - このうち、肥料の登録情報
- ② 肥料及び農薬の登録結果、食品、肥料、農薬、飼料及び飼料及び 高、肥料、農薬、飼料及び飼料 添加物並びに土壌改良資材中の 有害な物質等の分析結果等については、消費者、生産者及び事業者への情報提供に資する観点 から、農薬登録情報検索システム、センター業務情報化システム等によりデータベース化を図る。
  - このうち、肥料の登録情報に
- ② 肥料及び農薬の登録結果、食品、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材中の有害な物質等の分析結果等について、消費者、生産者及び事業者への情報提供を効果的に行うため、検査等結果をデータベース化するとともに、必要な改善を図る。

また、肥料の登録情報については、

② 肥料及び農薬の登録結果、食品、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材中の有害な物質等の分析結果等について、検査等結果をデータベース化するとともに、各データベースについて必要な改善を図ることにより、消費者、生産者及び事業者への効果的な情報提供に努めた。

肥料の原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に

等については、登録後30業務 ついては、登録後30業務日以内 登録後30業務日以内にこれをデータベー 提供することを目的として、肥料登録1.133件について、登録後 日以内にデータベース化す にこれをデータベース化し、要 一ス化し、要望に応じてその原材料等 30業務日以内に登録情報等のデータベース化を行うととも る。 望に応じてその原材料等消費者 消費者の関心の高い情報を、迅速かつ に、ホームページにデータ提供している旨を掲載し、関係者 の関心の高い情報を迅速かつ確 確実に提供する。 からの要望に応じてデータを223件提供した。 実に提供する。 ③ 肥料、農薬、飼料及び飼料 ③ 肥料、農薬、飼料及び飼料添 ③ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並 ③ 研修又は講師の派遣を次のとおり行うことにより、肥料、 添加物並びに土壌改良資材の 加物並びに土壌改良資材の安全 びに土壌改良資材の安全性等の確保に 農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の安全性等の 安全性等の確保に資するた 性等の確保に資するため、研修 資するため、研修又は講師の派遣を行 確保に努めた。 め、都道府県等の職員、検査 又は講師の派遣を行う。このう う。このうち、 関係機関、製造業者等に対し ア 農薬の安全性等の確保に資するための講師派遣について、 ち、 て、法令に関する知識又はこ 東京都、京都府、(社) 日本植物防疫協会ほか8団体、農林水 産省横浜植物防疫所などから延べ16件(20名)の講師派遣依 れらの資材の検査技術等に関 する研修又は講師の派遣を行 頼があり、そのすべてに対応した。 う。特に、 なお、土壌改良資材に関する製造業者及び分析業者等を対 象とした研修又は講師派遣の要請はなかった。 イ 都道府県職員、生産業者等に対して法令に関する知識又は ア 肥料の取締りを行う都道府県 ア 肥料の取締りを行う都道府県職員の 職員、生産業者等を対象とした 検査技術の向上、生産業者等における 肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣を計31回(法 法令に関する知識又は肥料の検 肥料の安全性管理技術の向上等を図る 令関係21回(1.013名)及び検査技術関係10回(193名))実 **査技術等に関する研修及び講師** ため、法令に関する知識又は肥料の検 施し、肥料の取締りを行う都道府県職員の法令に関する知識 の派遣については毎事業年度20 査技術等に関する研修及び講師の派遣 及び検査技術の向上と、生産業者等における肥料の安全性管 同以上実施する。 を合わせて20回以上実施する。 理技術の向上等を図った。 イ 飼料の検査関係機関又は飼料 イ 飼料の検査関係機関又は飼料製造業 ウ 飼料の検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して 製造業者等の担当者に対する法 者等の担当者に対して法令に関する知 法令に関する知識又は飼料の試験技術等に関する研修を30回 令に関する知識又は試験技術等 識又は試験技術等の研修を10回以上実 (法令関係26回(943名)及び試験技術等の研修4回(15名)) の研修については、毎事業年度 施する。 実施した。 10回以上実施する。 また、都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に さらに、 関する各種会議(19回)へ講師を延べ23名派遣した。 ア 農薬については、農薬の検 ウ 農薬取締法第2条第1項に規定 ウ 農薬取締法第2条第1項に規定する特 エ 平成19年度においては該当がなかった。 査に係る技術的協力及び農薬 する特定農薬の指定に係る検討 定農薬の指定に係る検討については、 取締法第2条第1項に規定する については、農林水産大臣から 農林水産大臣からの指示に基づく期限 特定農薬の指定に係る検討等 の指示に基づく期限内に適切に 内に適切に行いその結果を報告する。 について、国からの要請に対 報告する。 し、適切に対応する。 エ 飼料製造管理者講習会につい│ エ 飼料製造管理者講習会の受講希望者│ オ 受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者 イ 飼料については、飼料製造 管理者講習会を2年に1回以上 ては、2年に1回以上実施すると 数を勘案して、必要に応じ実施する。 資格取得講習会を1回(93名)行った。

実施するとともに、国、関連 団体等が行う事業計画検討委 員会等へ参画し、専門的・技 術的見地からの協力を行う。

なお、研修等を実施した際 には、必要に応じて研修の受 講者等に対して、研修等の内 容に関するアンケートを実施 し、その結果を評価・分析す ることにより、研修等の内容 の改善を図る。

ともに、国、関連団体等が行う 事業検討委員会等への参画につ いては、専門的・技術的見地か らの協力を行う。

なお、研修等を実施した際に は、必要に応じて研修受講者、 会議主催者等に対して、研修又 は講義の内容についてアンケー ト等を実施し、その結果を評価 ・分析することにより、研修又 は講義の内容の改善を図る。

なお、必要に応じて研修受講者、会 議主催者等に対して研修等の内容に関 するアンケートを実施し、その結果を 評価・分析することにより、研修又は 講義の内容の改善を図る。

また、国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ延べ83回 参画し、専門的・技術的見地からの協力を行った。

研修等について適宜アンケートを実施し、その結果を基に 必要な改善を図った。なお、顧客満足度(5段階評価)は3.7 以上であった。

(3) 窓口業務の全国における実

肥料取締法、農薬取締法、 飼料安全法等の法令に基づく 届出及び登録証等の交付に係 る窓口業務については、事業 者等の利便性を向上させるた め、本部及び全国の地方組織 において処理する。また、消 費者等からの食品表示等に関 する相談窓口を、全国の地方 組織に設置する。

(3) 窓口業務の全国における実施 (3) 窓口業務の全国における実施

窓口業務を全国で実施するた め、次に掲げる取組を実施する。

- ① 関係法令に基づく事務処理内 容に係る所要の研修、食品表示 に関する研修等を行う。
- ② ホームページ等を活用して関 係団体や関係者への周知を図 る。

備、対応マニュアルの作成、職

肥料取締法、農薬取締法、飼料安全 法等の法令に基づく届出及び登録証等 の交付に係る窓口業務並びに消費者等 からの相談窓口業務を全国で実施する ため、次に掲げる取組を実施する。

- ① 関係法令に基づく事務処理内容に係 る所要の研修、食品表示に関する研修 等を行う。
- ② 関係団体や関係者の利便性の向上等 について、ホームページ等を活用して 周知を図る。

ュアルの作成・見直しを行うととも

(3) 窓口業務の全国における実施

次に掲げる取組を行うことにより、肥料取締法、農薬取締 法、飼料安全法の法令に基づく届出及び登録証等の交付に係 る窓口業務並びに消費者等からの相談窓口業務を全国で実施 した。

- ① 本部及び各地域センターの全窓口業務担当者に対し、関係 法令に基づく事務処理内容に係る所要の研修として「窓口業 務担当者研修」を10回(40名)実施するとともに、相談対応 業務に従事する職員に対し、食品表示、肥料、飼料、農薬等 の基礎知識に関する研修として「情報提供業務担当者研修」 を6回(29名)実施した。
- ② 次の届出の受付や登録証等の交付及び消費者等からの相談 をすべての窓口で対応する旨をホームページ等を活用して周 知した。
  - ・肥料登録証・仮登録証の交付
  - ・農薬登録票の交付
  - ・農薬取締法第6条第2項の規定に基づく農薬登録申請書記 載事項の変更に係る届出
  - ・飼料製造管理者届出事項変更届出のうち飼料又は飼料添 加物の種類及び名称の変更に係る届出
- ③ 窓口業務に係る関係規程の整 3 窓口業務に係る関係規程、対応マニ 3 窓口業務に係る関係規程、対応マニュアルを作成した。な お、窓口業務に関する苦情等はなかった。

員から成る委員会において苦情 に、苦情等があった場合には、必要に 等があった場合の改善方策等の 応じ業務改善委員会(仮称)において、 検討等を行うことにより、継続 改善方策等の検討等を行う。また、処 理結果等については、センター全体で 的に業務運営の改善を図る。 情報を共有し、マネジメントレビュー に反映させるものとする。 (4) 検査・分析能力の継続的向 (4) 検査・分析能力の継続的向上 (4) 検査・分析能力の継続的向上 検査分析に係る能力及び信頼 職員の検査分析技術力の維持・向上 性の向上を図るため、分析機関 を図り、検査分析結果の信頼性を確保 検査等業務の実施に当た り、検査分析機関としての国 としての国際標準であるISO/ するため、センターが行う検査分析業 IEC17025及びGLPの考え方によ 務全般について、ISO/IEC17025及び 際基準を導入するとともに、 統合によるスケールメリット る業務管理体制の確立、維持・ GLPの考え方に基づく分析試験業務管 を活かし、 改善を図り、検査分析業務に関 理を導入するため、引き続き関係規程、 する基準文書に基づき、分析機 管理手順書等を整備するとともに、次 器及び試薬等の維持管理、記録 に掲げる取組を実施する。 等を適正に行うとともに、統合 によるスケールメリットを活か ① 分析の精度管理 ① ISO/IEC17025 (しょうゆア ① しょうゆのアルコール分の測定及び ルコール分測定) の認定を維持 遺伝子組換え大豆の定性分析につい するため、マニュアルに基づく て、ISO/IEC17025の要求事項への適 適正な実験室の管理や分析を行 合性を維持するとともに、システムの うとともに、認定範囲の拡大を 継続的な改善に取り組む。さらに、認 検討する。 定範囲の拡大について検討する。 ② 分析精度の確認のため、外部機関又 ② 分析の精度管理のため、外部 機関又はセンター主催による実 はセンター主催による実験室間精度管 験室間精度管理を毎事業年度5 理を5回以上実施するとともに、不満 回以上実施し、その結果に基づ 足な結果であった場合には、原因を究 き必要な措置を講ずる。 明のうえ再試験、当該実験室の担当職 員に対する教育訓練等の必要な措置を 講ずる。 ② 分析精度を向上させるため ③ 分析手法の開発又は改良につ ③ 分析手法の開発又は改良について の分析手法の開発及び妥当性 いては、中期目標期間中に、有 は、地方組織を活用して、有害成分に

害成分に関する分析方法、基準

・規格の改善に対応する分析方法等30課題以上実施するととも

の確認

(4) 検査・分析能力の継続的向上

次に掲げる取組を行うことにより、職員の検査分析能力の 維持・向上を図り、検査分析結果の信頼性を確保に努めた。

分析試験業務運営委員会を1回、本部及び各地域センターで分析試験業務管理委員会を33回開催し、分析試験業務内部 監査の結果をもとにした分析試験業務に係るマニュアル類の 改正及び機器整備等、分析試験業務の管理に必要な事項を審 議し決定した。

- ① しょうゆのアルコール分の検査分析及び遺伝子組換え大豆の定性分析について、ISO/IEC17025の要求事項への適合性を維持するとともに、品質システムの継続的な改善に取組み、認定継続の承認を受けた。なお、認定範囲の拡大について検討した結果、平成19年度においては、取得済みの認定について品質システムの充実を図ることとし、拡大しないこととした。
- ② センター主催による実験室間精度管理を5回実施し、一部 を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果が得られな かったセンターに対しては、原因究明のため分析機器及び分 析方法等について確認する等の必要な是正処置を実施した。
- ③ 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため分析 法10課題(20成分)について開発又は改良するとともに、妥 当性の確認を行い、結果を取りまとめた。

し、併せて妥当性の確認を行う。

関する分析方法、基準・規格の改善に

対応する分析方法等5課題以上を実施

	に、妥当性の確認については、 地方組織を活用する。		
③ 分析技術及び分析能力を向上させるための研修及び技能 試験	④ 分析技術及び分析能力の向上を図るため、分析担当者に対して分析技術に関する研修を毎事業年度20回以上行うとともに、外部機関又はセンターが主催する技能試験を毎事業年度5回以上実施し、検査に係る分析に従事する職員を参加させる。	④ 分析技術及び分析能力の向上を図るため、分析担当者に対して分析技術に関する研修を20回以上行うとともに、外部機関又はセンターが主催する技能試験を5回以上実施し、検査に係る分析に従事する職員を参加させる。なお、技能試験の結果が不満足であった場合には、原因を究明のうえ再試験、当該職員に対する教育訓練等の必要な措置を講ずる。	<ul> <li>④ 分析担当者に対して分析技術に関する研修を次のとおり35回(233名)実施した。</li> <li>・分析技術研修 19回(51名)・分析技術向上研修 16回(182名)</li> <li>また、分析試験業務以外の業務に関する専門的な知識の習得を図るための研修を56回(361名)実施した。</li> <li>外部機関が主催する技能試験を14回、センターが主催する技能試験を8回、合計22回実施し、検査に係る分析に従事する職員(延べ206名)に参加させ、一部を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果が得られなかった試験者に対して原因究明を行った結果、センターで使用している分析法(検量線の作成方法)に問題があることが判明したため、分析法を変更する等の必要な措置を実施した。</li> </ul>
④ 高度な技術を必要とする分析等を、個々の検査等業務におけるノウハウ・知見を共有化しつつ、組織横断的に一体的に実施し、検査・分析能力を継続的に向上する。	⑤ 高度な技術を必要とするダイオキシン類やDNA等の分析については、一層の技術力の向上を図るため、必要な研修を実施し、専門スタッフを育成する。	⑤ 高度な技術を必要とするダイオキシン類やDNA等の分析については、一層の技術力の向上を図るための研修を実施し、専門スタッフを育成する。	⑤ 高度な技術を必要とするDNA等の分析については、一層の 技術力の向上を図るための研修をDNA分析に従事する職員に 対して1回(2名)実施し、専門スタッフを育成した。
なお、①は実験室間精度管理を毎事業年度5回以上、②の分析手法の開発及び改良は中期目標期間中に30課題、③の研修は毎事業年度20回、③	⑥ 試験研究機関との共同研究や 人事交流等を実施し、計画的な 人材の育成を行う。	⑥ 試験研究機関との共同研究や人事交 流等を実施し、計画的な人材育成を行 う。	⑥ 調査研究の年度計画に基づき試験研究機関との共同研究を 18課題実施するとともに、共同研究のための人事交流として 次のとおり職員を駐在させ、人材育成を行った。 ・食品総合研究所 2名 ・中央水産研究所 1名
の技能試験は毎事業年度5回 の技能試験は毎事業年度5回 以上、実施する。			- 中天小座研九別 「右
また、これらの取組の実施 に当たっては、センター全体 で検査・分析業務を平準化さ せるよう留意するものとす る。	また、これらの取組の実施に 当たっては、月別の検査業務量 の平準化の観点から、実施時期 を適切に設定する。	⑦ 上記①から⑥の取組の実施に当たっては、月別の検査業務量の平準化の観点から、適切な実施時期を設定する。	⑦ 上記①から⑥の取組の実施に当たっては、月別の業務量の 平準化の観点から実施時期の調整を行った。

- 2 生産段階における安全性等 の確保に関する業務
- (1) 肥料関係業務
- ① 肥料の検査等業務
- ア 肥料の登録又は仮登録の申 請に係る調査
- (7) 調査結果の報告について は、肥料の安全性の確保の 効率的かつ効果的な推進に 資するため、その申請に係 る調査の質を確保しつつ、 業務の効率化、職員の資質 の向上等を図ることによ り、中期目標期間中に、農 林水産大臣の指示から報告 までに要する期間を、現行 の目標期間 (新規登録申請 :30日)を5%削減する。
- 確保に関する業務
- (1) 肥料関係業務
- ① 肥料の検査等業務
- ア 肥料の登録又は仮登録の申請 に係る調査
- (7) 再生資源の利用促進によ り、汚泥等有害成分を含むお それの高い肥料の登録申請数 が依然として高水準で推移す ると見込まれる中で、肥料の 安全性の確保と食の安全の効 率的かつ効果的な推進に資す るため、その申請に係る調査 の質を確保しつつ、中期目標 期間中に、当該調査結果の報 告までの期間を、現行の目標 期間(新規登録申請:30日) に対して5%削減することが できるよう、次に掲げる事項 を推進する。
  - a 登録申請マニュアル及び 登録Q&Aの改訂・配布並び にこれらのホームページへ の掲載を行うとともに、職 員の問い合わせ対応能力の 向上を図ることにより、肥 料の登録申請に関する問い 合わせ事務の合理化を図 る。
  - b 最新の分析・鑑定手法の 導入に努め、分析・鑑定業 務の効率化を図る。
  - c 肥料用原材料のデータベ ースを、LANを用いて本部 及び地方組織間で共有化す

- 2 生産段階における安全性等の │ 2 生産段階における安全性等の確保に │ 関する業務
  - (1) 肥料関係業務
  - ① 肥料の検査等業務
  - ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る 調査
    - (7) 再生資源の利用促進により、汚泥 等有害成分を含むおそれの高い肥料 の登録申請数が依然として高水準で 推移すると見込まれる中で、肥料の 安全性の確保と食の安全の効率的か つ効果的な推進に資するため、その 申請に係る調査の質を確保しつつ、 中期目標期間中に、当該調査結果の 報告までの期間を、現行の目標期間 (新規登録申請:30日) に対して5 %削減することができるよう、次に 掲げる事項を推進する。
      - a 登録申請に関する問い合わせ事 務の合理化を図るため、登録申請 マニュアル及び登録Q&Aを改訂し 要請に基づき配布するとともに、 ホームページに掲載した登録申請 マニュアル等の活用促進に努め

また、併せて接遇研修等を実 施し、職員の問い合わせ対応能 力の向上を図る。

- b 分析・鑑定業務の効率化等を図 るため、最新の分析・鑑定手法に 関する文献・報文の収集を行う。
- c 新たな製法による銘柄の登録申 請があった場合には、LAN等を用 いて本部及び地方組織で情報を共

- 2 生産段階における安全性等の確保に関する業務
- (1) 肥料関係業務
- ① 肥料の検査等業務
- ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査
- (7) 登録申請1.133件に係る調査の質を確保しつつ、結果報 告に要する期間を削減するため、次に掲げる事項に取組み、 年間平均で27.7日と目標期間に対して7.7%削減し、肥料 の安全性の確保と食の安全の効率的かつ効果的な推進を図 った。

a 登録申請マニュアル及び登録Q&Aを改訂し要請に基づ き配布するとともに、ホームページに肥料登録申請手続 きの概要及び諸手続き等を掲載し、最新情報の活用を促 進した。

また、窓口業務に係る職員10名に対して接遇研修を実 施し、問合せ対応能力の向上を図った。なお、平成19年 度の問合わせ件数は6,928件であった。

- b 日本土壌肥料学会等9件に延べ16名参加し、最新の分 析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。
- c 新規に登録申請があった1.133件について、登録申請 書を電子データ (PDF) 化し、インターネットVPNを用い て事務所間で情報の共有化を実施した。

	ることにより、登録申請時 における安全性の可否の判 断の迅速化を図る。	有化することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るとともに、肥料用原材料のデータベースの作成を引き続き行う。	また、新たな製法の肥料の原料や材料のデータベース 化を引き続き行い、原料47件、材料151件を集積した。
(イ) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートを実施し、職員の窓口対応等についての顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期目標期間中に達成する。	(イ) 業務に 一業務に の改等のを の登等のを の登録を の登録を の登録を のので のので のので のので のので のので のので のの	(1) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートをその都度実施し、職員の窓口対応等、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を期目標期間はといる。 一下を表の報度等では、1000円ので3.5以上の顧客満足度を中期目標期間とでのでででででででででででででである。 一下内容の改善策をでは、2000円のでででででででででででででででででででででででででででででででででで	(イ) 登録申請窓口に来所した申請者等に対し、職員の窓口対応等についてアンケート調査を四半期毎に実施した結果、平成19年については368件の回答があり、その結果は5段階評価で3.9であった。また、担当者の研修会を開催するとともに、「肥料登録業務運営改善マニュアル」を見直し、肥料登録申請等の業務における窓口対応の質の向上に努めた。
(ウ) 仮登録肥料に係る肥効試験について申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設定する肥料の公定規格に関する基礎資料として農林水産大臣に報告する。	(ウ) 仮登録に係る肥料に係る肥別では、 一般にはするため、原則としりといいでは、 一年とのでは、 一は、 には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(ウ) 仮登録肥料に係る肥効試験については、施肥設計、土壌条件等を考慮した計画的な試験の推進により、一層の迅速化を図り、本事業年度に開始した試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、20年度末までに農林水産大臣に報告することができるようにする。	(ウ) 仮登録の申請で平成19年度内に試験結果を取りまとめるべきものはなかった。なお、平成19年度に仮登録肥料の申請を4件受付けた。
イ 収去品の検査 (7) 有害成分を含む肥料の流	イ 収去品の検査 (7) 有害成分を含む肥料の流通	イ 収去品の検査 (ア) 有害成分を含む肥料の流通による	イ 収去品の検査 (7) 収去品の検査について、次のとおり成分の内容に応じた

通による被害の発生防止に 資するため、成分の内容に 応じて収去から分析結果を 得るまでの標準処理期間を 定め、中期目標期間中に当 該標準処理期間を10%削減 する。 による被害の発生防止に資するため、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの標準処理期間を次のとおり定め、中期目標期間中に当該標準処理期間をそれぞれ10%削減する。

- a 人畜に有害な成分 検査週後 10業務日
- b その他の有害な成分 検査週後 20業務日
- c 有害な成分以外の成分 検査週後 30業務日

- (イ) 分析結果の内部監査等を 含む精度管理の向上を図る ための取組を実施する。
- (1) 分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上を図るため、信頼性保証体制の構築等、信頼性の確保に関するシステムを整備するとともに、次に掲げる取組を行う。
  - a 内部監査、マネジメント レビュー等、評価体制の整 備
  - b センター内の測定結果の 評価方法等、内部精度管理 に関する手順書の見直し・ 整備
  - c 文書管理及び記録管理に 関する手順書の見直し・整

被害の発生の防止に資するため、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの標準処理期間を次のとおり定めるとともに、中期目標期間中に当該標準処理期間をそれぞれ10%削減する。

なお、「人畜に有害な成分」としては、特定普通肥料が指定されるまでの間、ひ素、カドミウム、水銀及び鉛を暫定的に定める。

- a 人畜に有害な成分 検査调後 10業務日
- b その他の有害な成分 検査调後 20業務日
- c 有害な成分以外の成分
- 検査週後 30業務日
- (イ) 分析結果の内部監査等を含む精度 管理の向上を図るため、信頼性保証 体制の構築等、信頼性の確保に関す るシステムを整備するとともに、次 に掲げる取組を実施する。
  - a 内部監査、マネジメントレビュ 一等、評価体制を整備し、内部監 査、外部精度管理、内部品質管理 等の結果を評価する。
  - b センター内の測定結果の評価方 法等、内部精度管理に関する手順 書の見直し・整備のため、試験実 施手順書に付随する標準作業書、 試験機器管理手順書、標準物質管 理手順書及び試験品取扱手順書を 作成する。
  - c 整備した文書管理手順書及び記録管理手順書に従って、文書及び

区分けを行い、標準処理期間内に処理することにより、有 害成分を含む肥料の流通による被害の防止に努めた。

- a 人畜に有害な成分として暫定的に設定した、ひ素、カドミウム、水銀及び鉛の4成分について2,080点の検査を行い、いずれの成分も検査週後の10業務日以内に結果を取りまとめた。
- b その他の有害な成分として、ひ素、カドミウム、水銀及び鉛以外の普通肥料の公定規格に定める有害成分について2,466点の検査を行い、いずれの成分も検査週後の20業務日以内に結果を取りまとめた。
- c 上記a及びb以外の成分について7,498点の検査を行い、いずれの成分も検査週後の30業務日以内に結果を取りまとめた。

成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの期間を中期目標期間中に削減するため、汚泥肥料中の重金属(カドミウム、鉛、ニッケル及びクロム)の分析法について改良を行うとともに、それらの方法における信頼性の確保の調査・検討を実施し、分析・鑑定検査の迅速化に努めた。

- (イ) 分析結果について、次に掲げる事項を実施することにより内部監査等を含む精度管理の向上を図った。
  - a 内部監査手順書を作成し、1センターの内部監査及び マネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、 内部品質管理等の結果を評価した。
  - b 内部精度管理に関する肥料試験品質マニュアル及び文書管理手順書を見直し、試験実施手順書に付随する重金属及び水銀試験標準作業書、試験機器管理手順書、標準物質管理手順書及び試験品取扱手順書を作成した。
  - c 整備した文書管理手順書及び記録管理手順書に従って、文書及び記録の作成、登録、保管等を実施した。

Ī							
	ウ	鑑・都頼分との	定有流道をにし内	一料等害通府受係、容適	の成の県けるセに	受分防、て分ン応	託を止農、析タじ

記録の作成、登録、保管等を実施 する。

ウ 肥料及びその原料の分析・ 鑑定等の受託

有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの依頼を受けて、肥料等の有害成分に係る分析を実施することとし、センターにおいて検査の内容に応じて標準処理期間内に適切に処理する。

ウ 肥料及びその原料の分析・鑑 定等の受託

有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの肥料等の有害成分等の依頼分析については、ア、イ及びオ並びに③の業務に支障のない範囲内で実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。

理期间内に週別に処理する。 (7) 化学分析((イ)を除く。)

30業務日

(イ) ダイオキシン類分析

60業務日

- (ウ) 栽培試験(水稲等栽培期間 の長い作物を用いた試験を除 く。) 90業務日
- (エ) 鑑定(肉骨粉等のエライザ 法による場合にあっては、化 学分析として扱う。)

20業務日

また、標準処理期間内に上記 の依頼分析を適切に処理するた め、次に掲げる取組を行う。

- (7) 専門技術的知見の必要性が 低い作業等に係るアウトソー シングの推進により、検査業 務全体の合理化を図る。
- (イ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の 効率化を図る。
- (ウ) 稟議手続の合理化による事 務処理の効率化を図る。

ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の 受託

有害成分を含む肥料の生産・流通の 防止に資するため、都道府県、農業者 等からの肥料等の有害成分等の依頼分 析については、業務に支障のない範囲 内で実施することとし、次に掲げる標 準処理期間内に適切に処理する。

(7) 化学分析((イ)を除く。)

30業務日

(イ) ダイオキシン類分析

60業務日

(ウ) 栽培試験(水稲等栽培期間の長い 作物を用いた試験は除く。)

90業務日

(エ) 鑑定(肉骨粉等のエライザ法による場合にあっては、化学分析として扱う。)

また、標準処理期間内に上記の依頼 分析を適切に処理するため、次に掲げ る取組を実施する。

- (7) 専門技術的知見の必要性が低い作業等に係るアウトソーシングの推進により、検査業務全体の合理化を図る。
- (イ) 分析・鑑定手法の効率化等を図る ため、最新の分析・鑑定手法の文献 ・報文の収集及び改良の取組を実施 する。
- (ウ) 稟議手続きの合理化による事務処 理の効率化を図る。

ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託

都道府県からの依頼分析を1件(窒素全量の分析)実施するとともに、標準処理期間内に処理し、有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に努めた。

また、標準処理期間内に依頼分析を適切に処理するため、次に掲げる事項を実施した。

- (7) ICP質量分析法用標準液の調製をアウトソーシングして 業務の合理化を図った。
- (イ) 日本土壌肥料学会等9件に延べ16名参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行い、分析・鑑定業務の効率化を図った。
- (1) 決裁等の事務の簡素化による事務処理の効率化を図った。

エ 公定規格の改正等に資する調査研究業務

エ 公定規格の改正等に資する調査研究業務

調査研究の実施に当たって は、必要に応じて4のリスク管 理のための有害物質の分析業務 等と連携を図りつつ、次のとお り行う。

- (7) 人畜に被害を生ずるおそれ のある農産物の生産を防止 し、食品の安全性の確保を万 全なものとするため、肥料の 施用による農産物への安全性 の適正評価手法を確立し、も って肥料の安全性規格基準等 の改正に資するため、カドミ ウム含有肥料等の連用による 土壌へのカドミウムの蓄積 等、肥料の安全性に関する課 題を中心に調査を行い、毎事 業年度開催される外部の有識 者を構成員とする委員会の評 価を踏まえ、適正な見直しを 図りつつ、中期目標期間中に、 中間報告を含め、次に掲げる 3課題の調査結果を取りまと めて公表するとともに、農林 水産省に報告する。
  - a 有害成分を含有する肥料 の連用によるカドミウム等 有害成分の土壌への蓄積及 び作物の吸収に関する調査
  - b 有害成分の土壌中における変化及び作物吸収の相関 に関する調査
  - c 肥料の原料に使用される

エ 公定規格の改正等に資する調査研究業務

(ア) 人畜に被害を生ずるおそれのある 農産物の生産を防止し、食品の安全 性の確保を万全なものとするため、 肥料の施用による農産物への安全性 の適正評価手法を確立し、もって、 肥料の安全性規格基準等の改正に資 するため、次に掲げる調査を実施する。

- a 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への 吸収試験
- b カドミウムの土壌中における形 態の変化に関する調査
- c 産業廃棄物中の有害物質の含有

エ 公定規格の改正等に資する調査研究業務

(7) 人畜に被害を生じるおそれのある農産物の生産を防止し、食品の安全性確保を万全なものとするため、肥料施用による農産物への安全性の適正評価手法を確立し、もって、肥料の安全性規格基準等の改正に資するため、次に掲げる試験・調査を実施した。

- a 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、 農作物への吸収試験として、大豆へのカドミウム等の吸 収・残留試験を実施した。この成果を基に平成20年度も 大豆を用いたカドミウム等の吸収・残留調査を行うこと としている。
- b カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査として、肥料を施用した土壌を培養し、培養日数毎の土壌中のカドミウム全量、有機結合態カドミウム、ク溶性カドミウム、水溶性カドミウムを分析し、その変化を調査した。この成果を基に平成20年度も引き続き当該調査を行うこととしている。
- c 産業廃棄物中の有害物質の含有実態調査として、建築

おそれのある産業廃棄物等 に含まれる有害物質に関す る調査

なお、農林水産省から要請 のあった課題については、他 の調査に優先して対応し、指 定された期間内に報告する。 実熊調査

- (イ) 肥料の安全性の確保に資するため の肥料等に含まれる有害成分の評価 方法や、検査の迅速化・信頼性の確 保に資する観点から、次に掲げる調 査・検討を実施する。
  - a 汚泥肥料中の重金属の分析法の 検討
  - b 汚泥肥料中の窒素の定量法の比 較検討
  - c 肥料中の亜りん酸の定量法の検 討
  - d 肥料中のダイオキシンの抽出方 法の比較検討

また、調査を効率的かつ的確に実施するため、外部の有識者を構成員とする肥料等技術検討会を開催し、本事業年度に実施した調査結果の評価とともに、次の事業年度の調査計画の検討を行う。

なお、農林水産省から要請のあった課題については、他の調査に優先 して対応し、指定された期間内に報 告する。 廃材を原料に使用したたい肥中の重金属、農薬等を2か 月毎に8か月間調査した。この成果を基に平成20年度も たい肥中の重金属、農薬等の追跡調査を行うこととして いる。

- (イ) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれる有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点から、次に掲げる調査・検討を行った。
  - a 汚泥肥料中のカドミウム、鉛、ニッケル及びクロムの 分析法について、測定時間の短縮を目的とした改良を行い、あわせて分析法の信頼性の確保の調査・検討を実施 した。
  - b 汚泥肥料中の窒素の定量法について、燃焼法による窒素全量の定量法により測定時間の短縮を目的とした改良を行い、あわせて信頼性の確保の調査・検討を実施した。
  - c 肥料中の亜りん酸の定量法について、王水酸化法を検 討し測定時間の短縮を目的とした改良を行い、あわせて 信頼性の確保の調査・検討を実施した。
  - d 肥料中のダイオキシンの定量法の抽出方法について、 高速溶媒抽出装置を用いて測定時間の短縮を目的とした 改良を行った。

また、学識経験者等7名による「肥料等技術検討会」を 平成20年3月に開催し、調査結果の評価を行うとともに、 平成20年度の調査計画の検討を行い、調査の効率的かつ的 確な実施に努めた。

オ 牛海綿状脳症のまん延の防止に係る業務

牛海綿状脳症のまん延を防止するため、肥料用の肉骨粉 等の家畜用飼料への誤用・流 オ 牛海綿状脳症のまん延の防止 に係る業務

我が国において牛海綿状脳 症が発生したことを踏まえ、 牛海綿状脳症の発生の防止を オ 牛海綿状脳症のまん延の防止に係る 業務

我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生の防止を万全なものとするた

オ 牛海綿状脳症のまん延の防止に係る業務

我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛 海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、 用の防止等の観点から、肥料 原料用の肉骨粉等について製 造基準適合確認検査を行い、 製造基準に適合するものであ ると認めた製造事業場を公表 する。 万全なものとするため、

- (ア) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。
- (イ) 肥料用の肉骨粉等の家畜 用飼料への誤用・流用防止 等の観点から、肥料原料用 の肉骨粉等の製造基準適合 確認検査を行い、製造基準 に適合するものであると認 めた製造事業場を公表する。

め、

- (ア) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。
- (イ) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料 への誤用・流用防止等の観点から、 肥料原料用の肉骨粉等の製造基準 適合確認検査を行い、製造基準に 適合するものであると認めた製造 事業場を公表する。
- (7) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があった製造事業場(5事業場)については、適切に製造基準適合確認検査を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。
- (イ) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の 観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(41事業場) に対して製造基準適合確認検査を実施し、その結果をホー ムページで公表した。

② ①の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布

有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確性及び精度の維持に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。

また、標準試料の配布は、 申請を受理した日から7業務 日以内に行う。 ② ①の業務に附帯する業務

有害成分を含む肥料の生産・ 流通の防止に資するため、肥料 分析の正確性及び精度の維持に 必要な標準試料を2年に1回作成 して保管する。

また、標準試料の配布は、稟 議手続の合理化、発送資材の常 備等により、処理の迅速化を図 り、申請を受理した日から7業 務日以内に行う。

さらに、従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料について、作成の可否を検討し、必要であれば同様に作成する。

② ①の業務に附帯する業務

有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確性及び精度の維持に必要な標準試料として2種類の肥料認証標準物質を適切に保管する。

また、標準試料の配布は、稟議手続の合理化、発送資材の常備等により、 処理の迅速化を図り、申請を受理した 日から7業務日以内に行う。 ② ①の業務に附帯する業務

有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確さ及び精度の維持に必要な標準試料として平成18年度に作成した2種類の標準試料(高度化成肥料及び普通化成肥料)の保管管理を適切に実施した。

また、標準試料の配布は、部内決裁の簡素化と発送資材の 常備等、処理の迅速化を図り申請のあった38本について、申 請を受理した日から7業務日以内に行った。

- ③ 肥料取締法に基づく立入検 査、質問及び収去等業務
- ア 肥料取締法に基づく立入検 査については、有害成分を含 むおそれの高い肥料の生産業
- ③ 肥料取締法に基づく立入検 査、質問及び収去等業務
- ア 肥料取締法に基づく立入検査 については、有害成分を含むお それの高い肥料の生産業者への
- ③ 肥料取締法に基づく立入検査、質問 及び収去等業務
- ア 肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることと
- ③ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務
- ア 肥料取締法に基づく立入検査については、各月毎の集中検 査や集中分析による、効果的かつ効率的な検査の実施に努め た。また立入検査及び立入検査時の収去について、次に掲げ

者に重点化することとし、中期目標期間中に、全体の立入 検査事業所数に占める割て、30%増加させる。また、立立 検査時の収去について高いと が重点化すること体の収式に重点化することを体の収表に重点化することをはいまれて重点に重視間間である割合を、平成17年度を基準として、50%増加させる。 重点化を図ることとし、中期目標期間中に、全体の立入検査事業所数に占める割合を、平成17年度を基準として、30%増加させる。また、立入検査時の収むさせる。また、有害成分をするとでは、有害成分をする。につい高い肥料に重点化中に合い、中期目標期のる割に占める。このため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料に分の普通肥料の生産事業場に入るの結果に基づき、食品工業に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図及び収去点数を、中期目標期間でよいずれも30%以上削減するとともに、
- (イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数及び収去件数を、中期目標期間中に、それぞれ30%、50%以上増加させることとする。

立入検査の結果の報告につ いては、中期目標期間中に、 農林水産大臣の指示から報告 までに要する期間を、現行の 目標期間(40業務日)に対し また、立入検査の結果の報告 については、中期目標期間中に、 農林水産省の指示から報告まで に要する期間を、現行の目標期 間(40業務日)に対して10%短 し、中期目標期間中に、全体の立入検 査事業所数に占める割合を、平成17年 度を基準として、30%増加させる。

また、立入検査時の収去については、 有害成分を含むおそれの高い肥料に重 点化することとし、中期目標期間中に、 全体の収去点数に占める割合を平成17 年度を基準として、50%増加させる。 このため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数及び収去点数を、いずれも10%以上削減するとともに、
- (イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有する おそれの高い肥料の生産事業場に対 する立入検査件数と収去点数を、そ れぞれ15%、25%以上増加する。

また、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間(40業務日)に対して10%短縮させるため、次に掲げる事項

る事項を推進し、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることにより、汚泥肥料等の生産事業場への立入検査及び収去点数の占める割合を平成17年度に対してそれぞれ、27.3%及び61.5%増加させ、安全性確保の充実を図った。

表 1 有害成分を含むおそれの高い肥料の全体の立入検査 事業所及び収去点数に占める割合(再掲)

	H19実績	H17実績	増減率
立入検査件数	45. 7%	35.9%	27. 3%
収去点数	30. 2%	18. 7%	61.5%

(7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれの高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5か年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数を平成17年度に対してそれぞれ15.0%、20.2%削減した。

表 2 汚泥肥料等以外の普通肥料の立入検査件数及び収去 点数(再掲)

	H19実績	H17実績	増減率
立入検査件数	369件	434件	△15.0%
収去点数	733点	919点	△20. 2%

(イ) 汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれの高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を平成17年度に対してそれぞれ28.0%、49.5%増加した。

表3 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数(再掲)

	H19実績	H17実績	増減率
立入検査件数	311件	243件	28.0%
収去点数	317点	212点	49.5%

また、立入検査の結果の報告については、農林水産省の指示から報告までに要する期間を短縮するため、次に掲げる取組を実施したことにより、現行の目標期間(40業務日)に対して5%(2業務日)削減した。

て10%短縮する。

縮させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (ア) 有害成分ごとに、集中的に 分析・鑑定を行うことによ り、検査の効率化を図る。
- (イ) 専門技術的知見の必要性が 低い作業等についてアウトソ ーシングを推進することによ り、業務の合理化を図る。
- (ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の 効率化を図る。
- (I) LANの活用により、本部へ の報告等事務処理の効率化を 図る。

また、以上の取組を推進する

を推進する。

- (7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより、検査の効率化を図る。また、汚泥肥料の原料を本部に集約して溶出試験の分析を実施する。
- (イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてはアウトソーシングを 推進することにより業務の合理化を 図る。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する 文献・報文の収集を行う。
- (I) LAN等の活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図る。

また、以上の取組を推進するため、

- (7) 収去品の検査については、有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより、成分分析点数として12,044点実施した。さらに、検査の効率化を図るため、このうち、汚泥肥料の原料の溶出試験(51試料、969点)を本部で集中して実施した。
- (イ) ICP質量分析法用標準液の調製のアウトソーシングを実施した。
- (ウ) 日本土壌肥料学会等9件に延べ16名が参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。
- (I) 立入検査実施計画等について、インターネットVPNへの 掲載様式を定め、活用した。

なお、立入検査の結果、公定規格に定める有害成分の基準 値を超えた肥料生産業者(3件)、その他異物混入など肥料取 締法の遵守のために改善が必要として公表された肥料生産業 者等(82件)に対して改善指導を行った。

- イ 緊急時における農林水産大臣からの指示は11件あり、立入 検査及び収去品の分析・鑑定について、本部及び事務所間の 情報の共有や分析・鑑定のクロスチェック等、事務所横断的 な緊急検査体制による迅速な対応を実施し、速やかに農林水 産大臣に結果を報告した。
  - ・無登録肥料の生産・流通に係るもの:6件
  - ・牛海綿状脳症の発生に伴うと畜場汚泥に係るもの:1件
  - 異物混入の疑いがある肥料に係るもの:4件

また、「緊急立入検査マニュアル」を見直し、緊急検査体

- ため、緊急立入検査マニュアル (仮称)を整備する。
- 緊急立入検査マニュアルの見直しを行 う。

制における対応の強化と機動的かつ効率的な実施の推進を図 った。

- ④ 上記①から③までの業務のほか、農林水産省からの要請に 基づき、肥料に関する次の調査を実施し、その結果を報告し た。
  - ・し尿及び焼成汚泥肥料の原料・入手先に関する調査
  - ・家庭園芸用複合肥料の原料・宣伝パンフレットの調査
  - 下水汚泥を利用した肥料(登録肥料)の調査

- (2) 農薬関係業務
- ① 農薬の検査等業務
- ア 農薬検査の迅速化

農薬の登録申請に係る検査 の実施については、GLP制度 に基づいて実施することを求 めている試験項目について、 当該試験の信頼性に係る検査 を定型化することにより、検 **査精度の維持を図りつつ検査** を効率的かつ効果的に実施す ることとする。これにより、 旧農薬検の前中期目標におい て目標とした検査期間を、こ の中期目標期間中にさらに5 %程度短縮することとし、具 体的には、次に掲げる目標期 間内はいに検査を完了させる。

- (7) 農薬取締法第3条第1項第 4号から第7号までのいずれ かに掲げる場合に該当する かどうかの基準の設定が必 要な農薬の検査について は、1年4か月以内
- (4) (7)以外の農薬の検査に ついては、10.5か月以内
- (注1)検査の過程で追加試験 成績等の提出が必要な場

- (2) 農薬関係業務
- ① 農薬の検査等業務
- ア 農薬検査の迅速化

農薬の登録申請に係る検査の 実施については、GLP制度に基 づいて実施することを求めてい る試験項目の検査について、当 該試験の信頼性に係る検査項目 等の定型化を図る等、効率的か つ効果的に実施することによ り、旧農薬検の前中期目標にお いて目標とした検査期間を、中 期目標期間中に更に5%程度短 縮することとし、具体的には、 次に掲げる目標期間内に検査を 完了させる動ため、次に掲げる (ア)から(カ)の措置を講ずる。

- a 農薬取締法第3条第1項第4 号から第7号までのいずれか に掲げる場合に該当するかど うかの基準の設定が必要な農 薬の検査については、1年4か 月以内
- b a以外の農薬の検査につい ては、10.5か月以内
- (注)検査の過程で追加試験成績 等の提出が必要な場合におけ る当該追加試験成績等が提出

- (2) 農薬関係業務
- ① 農薬の検査等業務
- ア 農薬検査の迅速化

農薬の登録申請に係る検査の実施に ついては、GLP制度に基づいて実施す ることを求めている試験項目の検査に ついて、当該試験の信頼性に係る検査 項目等の定型化を図る等、効率的かつ 効果的に実施することにより、旧農薬 検の前中期目標において目標とした検 査期間を、この中期目標期間中に更に 5%程度短縮することとし、具体的に は、次に掲げる目標期間内に検査を完 了させる (注) ため、次の(ア)から(カ)ま での措置を講ずる。

- a 農薬取締法第3条第1項第4号から 第7号までのいずれかに掲げる場合 に該当するかどうかの基準の設定が 必要な農薬の検査については、1年4 か月以内
- b a以外の農薬の検査については 10.5か月以内
- (注)検査の過程で追加試験成績等の提 出が必要な場合における当該追加試 験成績等が提出されるまでの期間及 び登録申請された農薬のADI等が設定 されるまでに要する期間は、検査期 間に含まないものとする。

- (2) 農薬関係業務
- ① 農薬の検査等業務
- ア 農薬検査の迅速化(一部再掲)

農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に 基づいて実施することを求めている試験項目の検査につい て、当該試験の信頼性に係る検査項目等について平成18年度 に作成したチェックリストを活用し効率化を図るとともに、 次の(7)から(カ)までの措置を講じた。

平成19年度は、農林水産大臣から継続分を含め3.012件(平 成18年度比16.2%減)の検査指示があった。

このうち、基準設定必要農薬の検査指示は321件(平成18 年度比19.3%増)であったが、平成19年度内に検査が完了し た105件のうち、迅速化に係る目標期間である1年4か月以内 に検査を完了したものは97件(検査完了件数に対する割合: 92.4%) であった。

基準必要農薬で目標を達成できなかった8件は、同じ有効 成分で先行して申請している農薬がある場合においては、当 該農薬の残留農薬基準が告示(あるいは確定)されるまでの 間は、関係資料を農林水産省に送付できないこととなってい るためである。

また、基準設定不要農薬の検査指示は2.691件(平成18年 度比19.1%減)であったが、平成19年度内に検査を完了した 1.592件のうち、迅速化に係る目標期間である10.5か月以内 に検査を完了したものは1.524件(検査完了件数に対する割 合:95.7%)であった。

基準設定不要農薬で目標を達成できなかった68件は、防除 現場での混乱を防止し、円滑な防除指導を行うため、異なる 時期の申請について登録時期を合わせる必要があったこと等 合における当該追加試験 成績等が提出されるまで の期間及び登録申請され た農薬のADI等が設定され るまでに要する期間は、 検査期間に含まないもの とする。 されるまでの期間及び登録申請された農薬のADI等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

(7) 検査業務の進行管理の充実 検査を行うに当たり、検査 進行管理表に基づき各検査の 進捗状況を総合的かつ定期的 に点検し、検査の遅延の要因 を分析して、検査の迅速化を 図る。

具体的には、

- a 検査全体の進捗状況を検 査職員全員が随時把握でき るよう、LANシステムを改良 する。
- b 農薬取締法第3条第1項第4 号から第7号までのいずれか に掲げる場合に該当するか どうかの基準の設定が必要 な農薬の検査については、
- (a) 農林水産大臣からの検 査指示から、基準の設定 等を行う厚生労働省、環 境省及びリスク評価を行 う食品安全委員会に対し て必要な資料を送付する まで
- (b) 農林水産大臣からの検 査指示から、同大臣に対 する検査結果の報告まで

(7) 検査業務の進行管理の充実

登録検査に係る農薬について、検 査進行管理表を作成し、これに基づ き概ね3か月に1回の頻度で検査進行 管理会議を開催し、検査の遅延の要 因を分析し、適切な措置を講ずる。 また、検査遅延防止のため、毎月1 回、各検査担当課において検査進行 状況を確認し、遅延がある場合は適 切な措置を講ずる。さらに、

- a 検査進行状況の把握及び管理の 効率化を図るため、現状を分析の 上システム化を検討する。
- b 検査進行状況の把握及び遅延の 要因分析に資するため、検査期間 を検査指示から食品安全委員会送 付までの検査期間及び全検査期間 別に把握、整理を行う。

によるものであった。

表 4 平成19年度における目標期間の達成状況(再掲)

	指示件数	検査完了	目標達成	目標達成	目標期間
	(注1)	件数	件数	率 (注2)	
基準必要	321	105	97	92. 4%	16月
基準不要	2, 691	1, 592	1, 524	95. 7%	10.5月

- 注1) 平成19年度+継続分。
- 注2) 対検査完了件数比。

その他、1,129件の農薬について再登録に係る検査を行った。

# (7) 検査業務の進行管理の充実

「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎(5・8・11・2月)に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行うとともに、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課において検査進行状況を確認するなどにより検査の迅速化に努めた。なお、検査に遅延は見られなかった。

さらに、

- a 現状を分析し、現行システムの改良すべき点を明ら かにした。
- b 四半期ごとに検査が完了した農薬について検査期間 を検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及 び全検査期間別に把握、整理を行った。

の検査期間について、き め細かく検査の進捗状況 を把握し、検査期間の削 減を図る。

(イ) 微生物農薬の登録検査の迅 速化

微生物農薬の検査を迅速化するため、微生物農薬検討会の開催時期・回数を、登録申請状況に応じて柔軟化する。

(ウ) 農薬使用者の安全性の確保 に係る登録検査の迅速化

農薬使用者の安全性の確保 に係る検査を迅速化するため、農薬使用時安全性検討会 の開催時期・回数を、登録申 請状況に応じて柔軟化する。

- (エ) 事務処理の迅速化 通常の検査業務について、 決裁等の事務処理の迅速化を 図る。
- (オ) 職員に対する研修カリキュラムの策定及び研修の実施農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門的知識が要求されることから、内部研修に加え、外部研修に参加させることにより、職員の資質の向上を図る。
- (カ) 検査マニュアルの見直し 試験項目の増加及び各検査 の検査内容の高度化・複雑化 に対応するため、必要に応じ、

(イ) 微生物農薬の登録検査の迅速化

微生物農薬の登録検査を迅速化するため、微生物農薬検討会を、登録申請状況に応じて柔軟に開催する。

(ウ) 農薬使用者の安全性の確保に係る 登録検査の迅速化

農薬使用者の安全性の確保に係る 登録検査を迅速化するため、農薬使 用時安全性検討会を、登録申請状況 に応じて柔軟に開催する。

(エ) 事務処理の迅速化

通常の検査業務について、決裁等 事務処理の迅速化を図るため、決裁 関係規程の一層適切な運用を役職員 へ周知する等改善策を講ずる。

(オ) 職員に対する研修の実施

前事業年度に策定した体系的な研修カリキュラムを見直すとともに、 見直されたカリキュラムに基づいて 研修を実施する。

(カ) 検査マニュアルの見直し

試験項目の増加及び各検査の検査 内容の高度化・複雑化に対応するため、必要に応じ、検査マニュアルの (イ) 微生物農薬の登録検査の迅速化

微生物農薬検討会を2回開催し、3件の農薬について検討を行った。開催時期については登録申請状況を考慮して柔軟に対応した。

(ウ) 農薬使用者の安全性の確保に係る登録検査の迅速化

農薬使用時安全性検討会を3回開催し、21件の農薬について検討を行った。開催時期については登録申請状況を考慮して柔軟に対応した。

(エ) 事務処理の迅速化

平成18年度に定めた検査に係る決裁の運用を、平成19年 度においても文書で役職員に更なる周知、徹底を図った。

(オ) 職員に対する研修の実施

登録検査に要求される毒性及び残留性等に関する高度の専門知識の涵養を行うため、平成18年度に策定した体系的な研修カリキュラムを見直すとともに、見直されたカリキュラムに基づき13回(80名)の研修を実施した。また、内部研修で習得が難しい技術、知識等については9件の外部研修を活用し、19名の職員を参加させた。

(カ) 検査マニュアルの見直し

農薬による水質汚濁を未然に防止する観点及び土壌への 農薬の残留に起因する農作物の汚染を未然に防止する観点 から、平成19年4月2日付で「農薬の登録申請に係る試験成

	検査マニュアルの見直しを行う。	見直しを行う。	績について(平成12年農産第8147号農林水産省農産園芸局 長通知)」等が改正されたことを踏まえ、検査マニュアル について、所要の見直しを行った。
イ 登録農薬データの適正な管理 登録申請の際に提出される 試験成績等の情報の保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するととも に、情報管理に万全を期する ものとする。	イ 登録農薬データの適正な管理 登録申請の際に提出される試 験成績等の情報の保護を徹底す るため、次に掲げる取組を実施 する。 (7) 当該データ等の保管場所へ の不正侵入を防止するための 措置を強化する。	イ 登録農薬データの適正な管理 登録申請時に提出された試験成績等 の情報の保護を徹底するため、情報機 器・媒体も対象として、次に掲げる取 組を行う。 (7) 前事業年度に措置した、データ等 の保管場所への不正進入を防止する ための措置を適正に運用する。	イ 登録農薬データの適正な管理 情報機器・媒体も対象として、次に掲げる取組を行うことにより、登録申請時に提出された試験成績等の情報の保護を徹底した結果、不正アクセス等は発生しなかった。 (7) 平成18年度に設置した不正侵入防止装置を適正に運用した。
	<ul><li>(イ) 当該データ等の保護に関するマニュアルを策定する。</li><li>(ウ) CIOの統括の下で、LAN上のデータベースに対する適正な管理を進める。</li></ul>	<ul><li>(イ) 前事業年度に策定した、当該データ等に関する保護マニュアルを適正に運用する。</li><li>(ウ) CIOの統括の下で、LAN上のデータベースの適正管理等を引き続き進める。</li></ul>	(イ) CIOの統括の下、情報セキュリティに関する規程に基づき、LAN上の農薬登録データベースの適正管理等に努めた。 (ウ) CIOの統括の下、LAN上のデータベースを適正に管理した。
ウ 適切な技術的指導の実施 効率的かつ効果的な農薬の 検査に資するため、申請者から要望があった場合には、登 録に必要な試験成績の内容等 について技術的指導を実施す る。	ウ 適切な技術的指導の実施 農薬の検査の円滑化及び効率 化に資するため、次に掲げる申 請内容等に関する技術的指導を 適切に実施する。 (7) 農薬の登録検査において要 求される試験項目数が増加 し、各試験の内容も高度化・ 複雑化する中で、農薬の登録 検査を円滑に行うため、申請 者からの要望による技術的指 導について、迅速に対応する。	ウ 適切な技術的指導の実施 農薬の検査の円滑化及び効率化に資するため、次に掲げる申請内容等に関する技術的指導・助言を適切に実施する。 (7) 農薬の登録検査において要求される試験項目数が増加し、各試験の内容も高度化・複雑化する中で、農薬の登録検査を円滑に行うため、申請者からの要望による技術的指導・助言について、迅速に対応する。	ウ 適切な技術的指導の実施 次に掲げる申請内容等に関する技術的指導・助言を適切に 実施することにより、農薬の検査の円滑化及び効率化に努め た。  (7) 注意事項の変更、処方変更、原体製造場の変更、試験成 績の受入、容器・包装の変更等の申請者からの要望による 技術的相談について次のとおり対応した。平成18年度繰越 件数を含む平成19年度の受付件数922件のうち対応が終了 した相談は746件(80.9%)であり、その平均処理期間は、 58日(1.9か月)であった。  表6 平成19年度における申請者からの要望による技術的 相談  検討内容  受付件数 終了件数 未了件数 平均処理 (注)  注意事項の変更 574 485 89 36

			処方変更1731274694原体製造場の変更413110112試験成績の受入776314114容器・包装の変更99048その他483117104合計92274617658注) 受付件数は、平成18年度繰越件数+平成19年度受付件数一取り下げ件数を指す。
	(イ) 特に、農薬の新規有効成分 の登録申請に関する技術的指 導について迅速に対応する。	(イ) 特に、農薬の新規有効成分の登録 申請に関する技術的指導について迅 速に対応する。	(イ) 新規に申請される農薬の有効成分について申請者の要望 に応じて技術的相談を11回(計14剤)実施し、平成19年度 内に回答した11剤の平均処理期間は、60日(2か月)であった。
	(ウ) 農薬の安全な使用を確保するためのラベル表示の重要性が増す中で、相談者からのラベル表示についての相談に適切に対応する。	(ウ) 農薬の安全な使用を確保するためのラベル表示の重要性が増す中で、相談者からのラベル表示についての相談に適切に対応する。	(ウ) 平成19年度においては、ラベル表示についての相談事例 はなかった。
エ 今後、新たに見込まれる、 (7) 残留農薬基準のポジティ ブリスト化やそれに伴う ADIの設定のための既登録 農薬の再評価 (4) 水質汚濁に係る登録保留	エ 新規業務等への適切な対応 中期目標に挙げられている新 たに見込まれる事項等について は、社会情勢を踏まえ、農林水 産大臣からの指示に基づき、適 切実施するものとする。	エ 新規業務等への適切な対応 中期目標に挙げられている新たに見 込まれる事項等については、社会情勢 を踏まえ、農林水産大臣からの指示に 基づき、適切に実施するものとし、次 の業務に対応する。	エ 新規業務等への適切な対応 中期目標に挙げられている新たに見込まれる事項等につい ては、社会情勢を踏まえ、農林水産省からの要請に基づき、 次の業務に対応した。
基準の強化 (ウ) 生産量の少ない作物への 農薬登録の促進に関する農 作物のグループ化の促進 (エ) 遺伝子組換え生物農薬の 適切な検査方法の確立等の 行政措置等に対する対応に ついて、適切に実施するも のとする。		(7) 平成18年5月から導入された残留 農薬基準のポジティブリスト化に伴 い発生する事項の技術的検討	(7) 平成18年5月に施行された食品衛生法に基づく、残留農薬基準のポジティブリスト制度への移行に伴う次の技術支援要請に適切に対応した。 a 魚介類に対する残留農薬基準の設定に対する協力シジミにおける農薬残留問題に対応した魚介類の残留農薬基準設定に関し、基準設定に必要な資料の検討を行うとともに、対象農薬の資料の妥当性について技術的検討を行った。
<i>ω</i>			b 土壌処理農薬の土壌・作物残留試験 平成18年度に発生したイチゴ等における残留農薬基準 超過事例の原因究明に資するため、土壌・作物残留試験 を行い、農薬残留に影響を与える要因について緊急的に 調査した。

(イ) 生産量の少ない作物への農薬登録 の促進

- (イ) 生産量の少ない農作物への農薬登録の促進のため、登録 に必要な作物残留試験について、試験設計の審査及び助言 等を行った(審査5件、助言5件)。
- (ウ) その他
  - a 農薬の毒性に関する試験の適正実施に係る制度(農薬GLP制度)の適用対象試験に「農作物への残留性に関する試験」を追加することに係る検討(作物残留試験へのGLP制度の適用)

「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申(平成18年12月)」を受け、登録申請に用いる試験成績のうち作物残留試験を含めた薬効・薬害試験等の民間開放に向け、同試験施設の基準を「農薬GLP基準に適合した施設」に改正されることとなった。

このため、作物残留試験に関するGLP基準及び査察の 実施方法等の検討を行い、関係通知の改正作業等を支援 した。

b 農薬の疑いのある資材(疑義資材)の分析 4種類(31点)の疑義資材について、農薬の有効成分 が含まれているか否かの分析を行い、結果を報告した。

② ①の業務に附帯する業務 ア 農薬GLP適合確認業務の迅 速化

農薬の安全性に関する試験 成績の信頼性を確保する試るため、農薬GLP制度の適用対対し、農薬GLP制度の適用対対し、農薬GLP 動験の範囲が拡大し、農薬GLP ・複雑化及び適合で認供数の ・複雑化及び適合で認供数の ・複雑が見込まれること係ら が見込まれるに係りの を行うことの。具体的には、 とので変の実施後6週間安全局 で変の実施後6週間安全局長に 対し、査察結果を報告するも ② ①の業務に附帯する業務 ア 農薬GLP適合確認業務の迅速

- ② ①の業務に附帯する業務
- ア 農薬GLP適合確認業務の迅速化

農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬GLP制度の適用対象試験の範囲が拡大し、農薬GLP適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び適合確認件数の増加が見込まれることから、査察実施後6週間以内にGLP適合確認の査察結果を農林水産省消費・安全局長に報告することができるよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ② ①の業務に附帯する業務
- ア 農薬GLP適合確認業務の迅速化

平成19年度における試験施設への査察は、農林水産省からの要請に基づき、申請のあった15試験施設について実施した。 査察を実施した試験施設についての試験の分野別の内訳は次のとおりであった(一部重複を含む)。

[試験分野別の査察実施状況]

毒性試験 4施設物理的化学的性状試験 8施設水産動植物影響試験 6施設生体内等運命試験 2施設

また、(ア)から(ウ)までの措置を講ずることにより、査察を 行った全試験施設について目標期間である6週間以内(最大 5.4週、平均4.0週)に査察結果を報告した。 のとする。

- (7) GLP査察のためのマニュア ルを見直し、必要に応じて改 訂する。
- (イ) GLP査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門的な知識、経験が要求されることから、定期的な研修、実地査察への参加等を行うことにより、職員の資質の向上を図る。
- (ウ) 査察の実施後、原則として 3週間以内に査察結果を取り まとめ、その結果を基に、評 価会議を適時開催し、迅速な 評価を行う。

- (7) GLP査察実施後、部内に設置する 評価会議において、旧農薬検の前中 期目標期間中に改訂された現行マニュアルの適切性について意見聴取を 行い、必要に応じて、改訂版を作成 する。
- (イ) 査察員の資質の向上に努めるため、定期的な内部研修を行うとともに、外部機関が主催するGLPに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。

また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な職員と実地査察に参加させる等により、職員の資質向上を図る。

(ウ) 査察実施後、速やかに査察結果を 取りまとめ、その結果をもとに3週 間以内に農薬GLP中核職員等からな る評価会議を開催し、迅速かつ的確 な評価を行う。

- (7) 査察実施後に開催した評価会議において、現行マニュアルについて検討を行ったところ、改訂を要する事項はなかった。
- (イ) 平成19年度15回の査察のうち7回について、査察の経験が少ない者を7名同行させ実地研修を行った。また外部機関が主催するGLPに関する研究会に延べ8名、GLPに関する内部研修に6名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。

(ウ) 平成19年度査察を実施した15試験施設のすべてについて、目標期間である査察実施後3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果を基に、農薬検査部内に設置する評価会議を10回開催した。

査察実施から会議開催までの平均期間は1.6週間、最大で2.4週間であった。

# イ 国際調和の推進 今後、

- (ア) OECDにおける新たなテス トガイドライン等の策定
- (イ) コーデックス食品規格委員会(Codex Alimentarius Commission)における残留農薬に関する国際規格の設定
- (ウ) 外国・地域との間における農薬GLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの実施等の支援等の業務の増加が見込まれることから、これらに対して技術的

# イ 国際調和の推進

新たなOECDのテストガイドライン等の策定、外国・地域との間における農薬GLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、国との連携・協力の下、次に掲げる取組を実施する。

(7) 0ECD環境政策委員会農薬作業部会、同GLP作業部会等の会議に必要に応じ参加し、農薬登録制度に係る国際調和に貢献する。

# イ 国際調和の推進

新たなOECDのテストガイドラインの 策定等の国際調和業務、外国・地域と の間における農薬GLP制度の相互承認 に係る協定及び2国間取決めに対して 技術的に貢献するため、国との連携・ 協力の下、次に掲げる取組を実施する。

(7) 0ECD農薬作業部会及び同GLP作業 部会等の会議に、必要に応じて職員 を派遣するほか、国際的な議論に貢献するため、専門家会議に職員を登 録する。

# イ 国際調和の推進

新たなOECDのテストガイドラインの策定等の国際調和業務、外国・地域との間における農薬GLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めに対して技術的に貢献するため、国との連携・協力の下、次に掲げる取組を実施した。

(7) 0ECD農薬作業部会1回に職員を1名派遣した。

また、農薬残留テストガイドライン専門家会合に職員2名 を、GLP作業部会に職員1名を専門家として登録し、農薬残 留専門家会合1回に職員1名を派遣した。

さらに、2件のOECDテストガイドラインに係る意見を農

に貢献するため、必要に応 じ、国際会議等に職員を派 遣する。

- (イ) コーデックス食品規格委員会(Codex Alimentarius Commission)残留農薬部会(Codex Committee on Pesticide Residues)等の会議に必要に応じ参加し、国際的な農薬残留に係る基準の設定に貢献する。
- (f) 上記会議に積極的に貢献するため、会期以外の期間においても、会議における論点につき、日常的な検討を行うとともに、必要に応じて各国の検査機関との間で情報交換を行う。
- (I) 上記会議に関しては、関係 団体等との協力が不可欠であ ることから、可能な範囲で、 これらの者との連携を強化す る。
- (オ) 日・EU等の農薬GLPに係る 相互承認協定の履行に貢献す るため、日本における農薬GLP 適合確認施設のリストを作成 する。

- (イ) コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) 残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues) 等の会議に、 必要に応じて職員を派遣する。
- (ウ) 上記会議での検討事項に関して、 日常的な検討を行うための体制整備 を行う。この中で、引き続き、OECD のドシエ・モノグラフ及び電子テン プレートの利用に関する国際的動向 につき、情報収集を行う。 また、必要に応じて、各国関係機
- 関との情報交換を行う。 (I) 上記会議に関して、関係団体等と

意見交換会を開催する。

(オ) 日・EU等の農薬GLPに係る相互承 認協定の履行に貢献するため、日本 における農薬GLP適合確認施設のリ ストを作成し国へ報告する。

- 林水産省及び専門家会合へ提出した。
- (イ) コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission)残留農薬部会(Codex Committee on Pesticide Residues) の会議1回に職員を1名派遣し、コーデックス作物分類に関する1件の意見を農林水産省へ提出した。

この他、FAO主催のマイナー使用における農薬登録促進 国際ハイレベル会合(FAOグローバルマイナーユースサミット)1回に役職員2名を派遣した。

- (ウ) 各会議での検討事項に関して、日常的な検討を行うため、 農林水産省農産安全管理課に設置された国際対応検討チーム(毒性、残留、ドシエ・モノグラフ)に参画した。 米国及びオーストラリアから来訪した農薬登録責任者と
- (エ) 0ECDの農薬関係会議の課題及びFAOグローバルマイナーユースサミットの結果について、農薬工業会、日本植物防疫協会等の関係団体等との意見交換会を1回開催した。
- (オ) 日・EU相互承認協定(GLP分野)に基づき、平成18年度 に査察した農薬GLP試験施設のリストを農林水産省に報告 した。

# ウ 調査研究の重点化

検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものとして、次に掲げる調査研究を重点的に実施し、その結果を迅速に公表する。具体的には、農薬に関する業務に係る調査研究経費中に占める

#### ウ 調査研究の重点化

検査検定を主たる業務として 実施する法人にふさわしいもの として、中期目標第3の2(2) の②のウの(7)及び(4)に即した 調査研究課題を設定するととも に、農薬に関する業務に係る調 査研究経費中に占める当該調査

#### ウ 調査研究の重点化

(7) 調査研究課題の選定等

次のaからcまでに掲げる調査研究課題に取り組むこととし、このうちa及びbの調査研究課題に対しては農薬に関する業務に係る調査研究経費の80%以上を重点配分する。

a 農薬登録に係るOECDテストガイ

#### ウ 調査研究の重点化

(7) 調査研究課題の選定等

意見交換を行った。

全調査研究費41百万円のうち、a及びbに該当する調査研究経費は、39百万円であり、全調査研究費の95.1%をこれらに配分した。

a 農薬登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠

次に掲げる調査研究課題に係 る調査研究経費の割合を80% 以上とする。

(7) 農薬登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠組みの策定に当たり、これが我が国へ導入された場合の可否の検証

研究課題に係る調査研究経費の 割合を80%以上とし、次に掲げ る措置を講ずる。

(イ) 残留農薬基準の対象品目 の拡大等に対応した新たな 検査手法の開発 ドライン等の国際的枠組の策定に 当たり、これが我が国へ導入され た場合の可否の検証:

> ・水産動植物への影響評価に係る テストガイドラインの開発・検 証

> ・作物残留試験に係るテストガイ ドラインの改善・整備

- b 残留農薬基準の対象品目の拡大 等に対応した新たな検査手法の開 発:
  - ・補助成分に含まれる有害成分の 検査手法の開発

- c その他研究課題:
  - ・農業資材を経由した農薬汚染防 止対策

組の策定に当たり、これが我が国へ導入された場合の可 否の検証

・水産動植物への影響評価に係るテストガイドラインの 開発・検証

(課題名:幼若ホルモン様農薬のミジンコ類に対する 影響調査)

0ECDテストガイドライン211号(オオミジンコ繁殖 試験)に、幼若ホルモン様作用を検出するための観察 事項の追加を主体とする試験法の改訂案が提出されて いることから、試験法の検証のため、被験物質を除去 した後の回復性、作用機序の異なる農薬を供試した雌 雄比等の変化、他生物種での雄化作用に関する調査を 実施した。(平成20年度継続)

・作物残留試験に係るテストガイドラインの改善・整備 (課題名:農作物の加工調理による農薬の残留量の変化について)

より精密な農薬の暴露量推定のため、加工調理による農薬の残留量の変化を把握し、加工調理に関するガイドライン案を作成するための基礎資料の作成・収集を行うこととし、精米及び炊飯条件の違いによる農薬残留量の変動について調査した。(平成19年度終了)

- b 残留農薬基準の対象品目の拡大等に対応した新たな検 香手法の開発
  - ・補助成分に含まれる有害成分の検査手法の開発 (課題名:農薬製剤中におけるダイオキシン類の分析 法の確立)

第1期中期計画において実施した農薬中のダイオキシン類の分析に適した前処理法の検討結果を参考にして、ベンゼン環に塩素が結合している化学構造をもつ6種類の補助成分(防黴剤、安定化剤等)について前処理操作(抽出、精製等)の検討を行うとともに、ダイオキシン類の定量を行った。(平成19年度終了)

- c その他研究課題
  - ・農業資材を経由した農薬汚染防止対策 (課題名:クロピラリドの作物体残留量の把握) 先端技術を活用した農林水産高度化事業「飼料及び 堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の

		・長期残留性農薬の土壌中での動 態把握	確立」に参画し、クロピラリド残留堆肥を施用した土壌でほうれんそう及びかぶ(葉・根)を栽培し、収穫物を分析し、結果を畜産草地研究所に報告した。(平成20年度継続) ・長期残留性農薬の土壌中での動態把握(課題名:ヘプタクロル類の土壌中での動態把握) 先端技術を活用した農林水産高度化事業「ヘプタクロル類の土壌及び作物への残留予測と吸収抑制技術の開発」に参画し、4種類の異なる土壌にヘプタクロルを添加した試料と2種類のヘプタクロル含有土壌を用い、異なる温度条件下における減衰を調査し、結果を農業環境技術研究所に報告した。(平成19年度終了)
	(7) 調査研究の実施期間中において、経費及び人的資源につき、適切な進行管理を行う。	(イ) 調査研究実施中における措置 a 調査研究の実施期間中におい て、経費及び人的資源につき、適 切な進行管理を行うため、調査研 究推進委員会(仮称)において定 期的に検討を行う。	(イ) 調査研究実施中における措置 a 調査研究推進委員会を3回開催し、平成19年度計画に ついての外部評価委員指摘事項に対する対応、調査研究 の進捗状況と推進上の問題点、平成19年度調査研究成果 及び平成20年度調査研究計画案について検討を行い必要 に応じ修正等を行った。
	(イ) 調査研究の結果については、外部の有識者による評価を行うとともに、調査研究の結果を迅速に公表する。	b 原則として、すべての調査研究 結果については、事業年度内に外 部の有識者による事後(中間)評 価を行うとともに、調査研究の結 果を迅速に公表する。	b 平成20年3月に本年度の調査研究成果について外部評価委員による中間評価及び事後評価を実施した(ただし、課題名「クロピラリドの作物体残留量の把握」及び「ヘプタクロル類の土壌中での動態把握」は、別途委託者において評価されることから対象外とした)。その結果、AからDの4段階評価で評価委員2名中1名が1課題(課題名:幼若ホルモン様農薬のミジンコ類に対する影響調査)をCと評価したが、その他はA又はBの評価であった。なお、調査研究結果は、迅速に公表することとしている。
	(ウ) 外部の有識者による評価が 著しく低い調査研究について は、実施期間中であっても、 打ち切りを含めて抜本的に見 直す。	c 外部の有識者による評価が著し く低い調査研究については、実施 期間中であっても、打ち切りを含 めて抜本的に見直す。併せて、次 の事業年度の調査研究計画(案) についても、上記外部有識者によ る事前評価を行う。	c 上記外部評価委員による評価において、実施期間中の 調査研究に対する中間評価及び平成20年度の調査研究計 画(案)に対する事前評価を実施した。その結果、中間 評価において、調査研究を打ち切るような評価が著しく 低いものはなかった。また、計画(案)についても評価 が著しく低いものはなく、計画(案)どおり了承された。
 エ 情報の適正な収集・分析等	エ 情報の適正な収集・分析等	エ 情報の適正な収集・分析等	 エ 情報の適正な収集・分析等

農薬の検査を的確に行うため、コーデックス食品規格委員会又はOECDの加盟国において作成されている農薬の毒性及び残留性に関する評価概要書(モノグラフ)、国内外の農薬に関する文献・情報等を積極的に入手し、分析するともに、体系的に分類・整理・保管する。

コーデックス食品規格委員会 又はOECDの加盟国において作成 されている評価概要書(モノグ ラフ)等を積極的に入手し、分 析するとともに、体系的に分類 ・整理・保管し、今後の効率的 かつ効果的な農薬の検査の検討 に資する。 (7) 農薬の検査を適切に行うため、コーデックス食品規格委員会又はOECD の加盟国において作成されている評価概要書(モノグラフ)、国内外の農薬に関する文献情報等を積極的に入手し分析するとともに、体系的に分類・整理・保管を行う。

- (イ) 農薬の安全性等に関する情報提供 の推進
  - a ホームページ上の農薬の登録及 び失効に関する情報を更新するほ か、ホームページ上で従来提供し てきた農薬登録情報の提供形式に ついて、ユーザーの利便性の観点 から見直しを検討する。

b 消費者、生産者、事業者等から の問い合わせに適切に対応する。 (7) 情報収集については、平成19年度は農薬の検査に関連する分野として、「毒性」、「環境(化学系、生物系)」、「品質」、「効果及び薬害」、「残留農薬」及び「その他」の6分野に分類し、次のとおり文献又は学術誌を収集、整理、抄録作成を行った。

表7 文献又は学術誌の収集、整理、抄録

分 野	文献等の種類	抄録作成
毒 性	4種類	4タイトル
環境	25種類	20タイトル
品 質	11種類	5タイトル
効果及び薬害	6種類	17タイトル
残留農薬	5種類	82タイトル
その他	9種類	7タイトル
合 計	60種類	135タイトル

また、平成19年にEUで評価された11化合物の農薬の毒性 及び残留性の評価概要を収集した。

- (イ) 農薬の安全性等に関する情報提供の推進
  - a 平成18年5月より開始した農薬登録情報(登録番号、 用途(殺虫、殺菌、除草等)、農薬の種類、農薬の名称、 作物名、適用病害虫雑草名、使用目的、使用時期、使用 液量、本剤の使用回数、使用方法、適用場所等全17項目) が一覧可能なダウンロード形式でのデータ提供を平成19 年度も引き続き実施し、農薬に関する情報提供の推進を 図った。

平成19年4月から平成20年3月までにダウンロードページに対するアクセス数は計48,140件、月平均4,012件あり、ダウンロードされた農薬情報については、基本情報が月平均2,070件、詳細情報は月平均1,232件であった。

また、ダウンロードデータの二次利用(私的使用又は引用等著作権法上認められた行為以外の引用、転載、複製、改変等(再配信を含む)及び商業目的での利用)の要望が13件あった。

b ホームページの「ご意見・お問い合わせ」の「農薬の 登録情報等に関するお問い合わせ」のコーナーにおいて 消費者、生産者、事業者等からの問い合わせ143件(平 c 消費者、生産者、事業者等から ホームページに寄せられた意見を 検討するとともに、必要に応じ、 情報提供業務の改善を図る。 成19年度計138件及び平成18年度未回答の5件)のうち140件(対象外の3件を除く)について適切に回答した。

問い合わせがあってから回答までの期間は2週間以内と定め、期間内に回答した問い合わせは133件(95.0%)であった。

- c 各四半期ごとに寄せられた質問、意見のとりまとめを 行い、ホームページの「ご意見・お問い合わせ」の「農 薬の登録情報等に関するお問い合わせ」のコーナーの「よ くある質問」を追加・更新した。 また次の要望に対応した。
- (a) 農薬登録情報のダウンロード形式でのデータ提供は、Excel形式で行っているが、Excel以外の形式でも提供して欲しい旨要望があったので、平成19年11月よりcsv形式ファイルについてもダウンロード形式での提供を行うよう対応した。
- (b) 農薬の毒性に関する試験の適正実施について(平成 11年10月1日付11農産第6283号農林水産省農産園芸局 長通知)の英訳をホームページの「農薬検査関係」の コーナーに掲載した。
- (c) 農薬取締法 (昭和23年7月1日法律第82号) の英訳をホームページの「農薬検査関係」のコーナーに掲載した。
- (d) 国内のGLP試験施設の要望に応じて、国内農薬GLP適合確認施設一覧をホームページの「農薬検査関係」のコーナーに掲載した。
- (e) 食品安全委員会において評価された21農薬の資料概要をホームページの「農薬検査関係」のコーナーに掲載した。

オーアンケート調査の実施

センターが行う農薬の登録 及び適用病害虫等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務 について、申請者及び国内管 理人に対しアンケート調査を 行い、その結果を分析すると ともに、当該業務の質の向上 を図る。 オ アンケート調査の実施

業務の質及びサービスの一層 の向上を図るため、センターが 行う農薬の検査等の業務につい て、次に掲げるとおりアンケー ト調査を実施する。

- (7) 農薬登録申請者及び国内管 理人に対するアンケート調査
- (イ) 農薬登録情報利用者に対す

オ アンケート調査の実施

センターの業務の質及びサービスの 一層の向上を図るため、農薬登録申請 者及び国内管理人に対してアンケート 調査を実施する。 オ アンケート調査の実施

行政サービスの改善について、農薬登録申請者及び国内管理人(総計174者)に対し、郵送によるアンケート調査を行った。

アンケートの総回収数は79件(回収率45.4%)であった。 複数あった要望(指摘)については、改善措置を検討し、業 務の改善を図った。また、アンケート結果及び改善措置について、申請者及び国内管理人あて送付した。

### るアンケート調査

# 

農薬取締法第13条の2及び 第15条の3の規定に基づく農 薬等の集取及び立入検査を行 うに当たっては、農林水産大 臣の指示に従い適切かつ迅速 に実施する。

具体的には、集取及び立入 検査実施後、その結果を1か 月以内に農林水産大臣に報告 するものとする(は2)。

(注2)集取対象農薬の検査に 時間を要する場合には、当 該検査結果が得られ次第、 その結果を農林水産大臣に 報告するものとする。 ③ 農薬取締法に基づく立入検査 及び集取業務

農薬取締法第13条の2及び第 15条の3の規定に基づく農薬の 集取及び立入検査を行うに たっては、それらの実施後、か の結果を農林水産大臣に1か月 る取組を実施する。ただし、場 取農薬の検査に時間を要するれ 次第、その結果を農林水産 に報告するものとする。 ③ 農薬取締法に基づく立入検査及び集 取業務

農薬取締法第13条の2及び第15条の3の規定に基づく農薬等の集取及び立入検査を行うに当たっては、それらの実施後、検査の結果を農林水産大臣に1か月以内に報告するため、次に掲げる取組を実施する。

ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告するものとする。

#### ア マニュアルの改善

立入検査マニュアル及び集取 マニュアルについて、必要に応 じて見直しを行い、集取した農 薬等の検査の迅速化を図る。

#### イ 研修の実施等

集取及び立入検査について未 経験の職員又は経験数が少ない 職員については、的確かつ効率 的な検査が行えるよう、知識及 び技術の習得に必要な研修を実 施する。

ウ 事務処理の迅速化 通常の立入検査について、決

## ア マニュアルの改善

- (7) 立入検査マニュアルについて必要 に応じて見直しを行う。
- (イ) 集取マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。

#### イ 研修の実施等

集取及び立入検査について未経験の 職員又は経験数が少ない職員について は、的確かつ効率的な検査が行えるよ う、知識及び技術の習得のため、体系 的な研修計画の中で研修するととも に、立入検査に同行させる。

# ウ 事務処理の迅速化

決裁等事務処理の迅速化を図るた

③ 農薬取締法に基づく立入検査及び集取業務

農林水産大臣から指示のあった、28都道府県下の87製造場 に対して立入検査を実施するとともに、検査のため34点の農 薬を集取、分析した。

## 〇 製造場に対する立入検査等

農林水産大臣から指示のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に、 農薬の製造及び品質管理状況、法定事項の遵守事項等の検査 を実施するとともに、農林水産省の依頼により事故災害防止 に対する調査を行った。

農林水産大臣からの9件(87製造場)の立入検査実施指示に対し、立入検査実施後、大臣への結果報告に要した期間は次のアからウの措置を講じることにより、すべての検査で目標期間である1か月以内(最大24日、平均11.2日)に報告した。

## 〇 集取農薬等の検査結果

立入検査において集取した34点(平成19年度分)について、 有効成分の種類及び含有量、物理的化学的性状、容器又は包 装及びその表示事項等について検査を行った。

#### ア マニュアルの改善

平成19年度においては、マニュアル等の改訂を要する事項 はなかった。

#### イ 研修の実施等

立入検査について未経験の職員1名に対し研修を実施した。

#### ウ 事務処理の迅速化

平成18年度に定めた立入検査に係る決裁等事務処理の運用

	裁等の事務処理の迅速化を図 る。	め、決裁関係規程の一層適切な運用を 役職員へ周知する等改善策を講ずる。	を、平成19年度においても文書で役職員に更なる周知、徹底 を図った。
(3) 飼料及び飼料添加物関係業 務	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務
① 飼料及び飼料添加物の検査 等業務	① 飼料及び飼料添加物の検査等 業務	① 飼料及び飼料添加物の検査等業務	① 飼料及び飼料添加物の検査等業務
ア 飼料及び飼料添加物の基準 ・規格等の設定に関する調査 飼料の安全性を向上させるた め、次に掲げる飼料及び飼料 添加物の基準・規格等の設定 に関する調査を行う。	ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査における情報の収集・提供に当たっては、必要に応じて1(2)の情報提供業務と連携しつつ、次に掲げる取組を実施するものとする。	ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等 の設定に関する調査	ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 次に掲げる調査を実施することにより、飼料の安全性の向 上に努めた。
(7) 飼料又は飼料添加物の基準・規格等に関する最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。	(7) 飼料又は飼料添加物の基準 ・規格等に関する最新の科学 的知見を文献やインターネッ ト等により収集し、諸外国に おける規制の状況・情報を入 手し、関係する他法令による 規制の専門的・技術的な内容 等の調査を実施し、当該調査 結果を事業年度ごとに取りま とめる。	(7) 現在指定されている153品目のうち、15品目について、基準・規格等に関する最新の科学的知見を文献やインターネット等により収集し、外国における規制の状況・情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、調査結果を取りまとめる。	(7) 現在、飼料添加物に指定されている153品目のうちビタミン6品目、ミネラル6品目、色素3品目の計15品目について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、その結果を取りまとめた。
	また、農林水産省からの要請により、農林水産省が検討を行っている飼料又は飼料添加物の基準・規格、検討資料等の妥当性について検討を行う。	また、農林水産省からの要請により、農林水産省が検討を行っている 飼料又は飼料添加物の基準・規格、 検討資料等の妥当性について検討を 行う。	また、飼料添加物に新規指定申請されているL-アスコルビン酸ナトリウム等3品目について農林水産省からの要請により、基準・規格、申請資料等の妥当性について検討を行った。
(イ) 飼料添加物の指定に係る 動物試験等の信頼性を確保 するため、飼料添加物の動 物試験の実施に関する基準 に基づく検査を行う。	(イ) 飼料添加物の指定に係る動物試験等の信頼性を確保するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。また、飼料添加	(イ) 飼料添加物の指定に係る動物試験 等の信頼性を確保するため、飼料添 加物の動物試験の実施に関する基準 に基づく検査を行う。また、飼料添 加物の動物試験の実施に関する基	(イ) 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査 は申請がなかったため実施しなかった。 なお、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準につい てOECD-GLPと飼料添加物GLPの相違点等を調査し、取りま とめた。

また、飼料添加物の動物 試験の実施に関する基準、 0ECD安全性試験実施基準 等、諸外国における規制の 状況、関係する他法令によ る規制の専門的・技術的な 内容等の調査を行い、当該 調査結果を取りまとめる。

(I) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、 飼料等に関する国際機関の 基準・規格等の策定に参画 する。 物の動物試験の実施に関する 基準、OECD安全性試験実施基 準等、諸外国における規制の 状況、関係する他法令による 規制の専門的・技術的な内容 等の調査を行い、当該調査結 果を取りまとめる。

また、中期目標期間中に分析法全般の解説書を作成する。

(I) 飼料等に関する基準・規格 等の改善に資するため、ISO /TC34/SC10の国内審議団体 として、規格基準等の策定に 参画するとともに、必要に応 じてその他の国際会議等に参 画する。 準、OECD安全性試験実施基準等、外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、当該調査結果を取りまとめる。

- (ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公 定法化に資するため、次に掲げる分 析法の開発又は改良を実施するとと もに、その結果を取りまとめて公表 する。
  - a アジンホスメチル等の同時分析 法
  - b アメトリン等の同時分析法
  - c マラカイトグリーン等の同時分析法
  - d ナレド等の同時分析法
  - e 低濃度クロラムフェニコールの 分析法

- (I) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、次に掲げる業務を実施する。 a 国際基準との比較検討
  - b 国際基準設定のための共同試験 への参加

(ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、 年度計画に定めた5課題を含め、次の12課題(22成分)の 分析法の開発又は改良を行い、調査結果を「飼料研究報告」 として取りまとめた。

また、既存の分析法全般について見直しを行い、飼料分析基準全面改正案を取りまとめた。

- a アジンホスメチル等の同時分析法(2成分)
- b アメトリン等の同時分析法(3成分)
- c マラカイトグリーン等の同時分析法(2成分)
- d ナレド等の同時分析法(2成分)
- e 低濃度クロラムフェニコールの分析法(1成分)
- f EPTC等の同時分析法(2成分)
- g テブコナゾールの分析法(1成分)
- h サリノマイシンナトリウム等の一斉微量定量法(5成分)
- i 反すう動物由来DNAの検出法(1成分)
- i 豚由来DNAの検出法(1成分)
- k 水分の定量法の改良(1成分)
- I 耐熱性 α-アミラーゼ処理中性デタージェント繊維の 分析法の改良(1成分)
- (I) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、次に 掲げる業務を行った。
  - a カルシウム、マグネシウム、カリウム及びナトリウム について、我が国の公定法(飼料分析基準)と国際基準 (ISO)法との定量値の差異の原因を確認するための検 討を行った。
  - b 国際基準設定のための共同試験については、該当する 試験が実施されなかった。

t=		の安 次に	全性 掲に	ŧを	— 向上		_	_
(7)	料物等ニそ取飼又質及タのり	、びリ結	料湯  伝子を	加生組査業	物物換を年	の肉体施ご	有骨のしと	害粉モ、

また、このうち特に広域 的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。 c 必要に応じてISO会議に参加するとともに、国際規格案等への意見の提出

c ISO会議については、開催されなかった。また、国際 規格案等への意見照会はなかった。

#### イ モニタリング検査

モニタリング検査結果は、 事業年度ごとに取りまとめ、 ホームページに公表するとと もに、このうち特に広域的に 流通する主要な輸入飼料穀物 や乾牧草等の有害物質等によ る汚染状況については、四半 期ごとに取りまとめて公表す る。

## イ モニタリング検査

飼料の安全性を向上させるため、モニタリング検査計画を策定し、次に掲げるモニタリング検査を行う。

- (7) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査については、次に掲げるモニタリング検査項目及び成分点数を目標として実施する。
  - a 飼料及び飼料添加物中の飼料添 加物の基準・規格適合検査とし て、500点
  - b 飼料中の農薬、かび毒、有害 金属等の有害物質の基準適合検 香として、50,000点
  - c 飼料中の病原微生物の基準・規 格適合検査として、250点
  - d 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定 として、1,000点

モニタリング検査結果は、事業年 度ごとに取りまとめ、ホームページ に公表するとともに、

このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、

# イ モニタリング検査

モニタリング検査について計画を策定して次に掲げるとおり実施し、飼料の安全性の向上に努めた。

- (7) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査については、次のとおり実施し、いずれも年度計画に定めた目標を達成した。
  - a 飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合 検査として 606点
  - b 飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準 適合検査として 78.911点
  - c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として 296 占
  - d 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定として 1,378点

モニタリング検査結果については、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表した。

このほか、農林水産省が 策定する「サーベイランス モニタリング計画」に含 まれる有害化学物質・品目 についての検査を実施する 際には、「サーベイランス ・モニタリングの計画・実 施及び結果の評価・公表に 関するガイドライン」(平 成17年6月7日付け17消安第 2330号農林水産省消費・安 全局長通知。以下「評価・ 公表ガイドライン」とい う。)に従って迅速かつ的 確に行い、その結果を農林 水産省に報告する。

(イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正な使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調を動物医薬品検査所及びも変射県と連携して実施したの結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。

ウ 飼料の使用に起因する家畜 被害の発生時の対応

(イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正な使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び都道府県と連携して実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。

省に報告する。

ウ 飼料の使用に起因する家畜被 害の発生時の対応

飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省、都道府県等と連携しつつ、機動的かつ柔軟な組織体制をとるなど、迅速かつ効率的に有害な飼料の流通実態の把

四半期ごとに取りまとめて公表する。

このほか、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質・品は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・はイランス・モニタリングの計画・ガイン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的報告を農林水産省に報告する。

(イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料 の適正な使用に資するため、畜産農 家等における抗菌性飼料添加物の耐 性菌発現モニタリング調査を動物医 薬品検査所及び都道府県と連携して 実施し、取りまとめて公表する。 (イ) 動物医薬品検査所及び都道府県と連帯して畜産農家等に おける抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を 実施した。また、動物医薬品検査所と共同で調査結果を取 りまとめた。

なお、結果は家畜衛生週報(農林水産省消費・安全局畜 水産安全管理課、動物衛生課発行)に掲載した。

なお、このうち農林水産省が策定する「サーベイランス

・モニタリング年次計画」に含まれる有害化学物質/品目

についての検査を実施する際は、農林水産省が定めている

「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の

評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17

消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅

速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告した。

ウ 飼料の使用に起因する家畜被害の発 生時の対応

飼料の使用に起因する有害畜産物の 生産若しくは家畜等の被害の発生又は 有害な飼料の流通が確認された場合に は、被害の拡大等を確実に防止する観 点から、農林水産省及び都道府県等と 連携しつつ、機動的かつ柔軟な組織体 制をとるなど、迅速かつ適切に有害な 飼料の流通実態の把握、原因の究明等 を行うため必要な検査等を行う。 ウ 飼料の使用に起因する家畜被害の発生時の対応

飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害発生又は有害な飼料の流通が確認された場合における被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携しつつ、スタッフ制を活用して機動的かつ柔軟な組織体制をとり、次に掲げる事項について迅速かつ適切に対応した。

- ・エンドファイト毒素による中毒が疑われる事例の原因究明のため、給与した飼料の分析(4件、4点)
- ・硝酸態窒素による中毒が疑われる事例の原因究明のた

飼料の流通実態の把握、原因 の究明等を行う。 握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。

また、家畜被害の発生時の対応を迅速かつ適切に行えるよう、緊急時対応マニュアルの整備を行う。

また、整備した緊急時対応マニュア ルを必要に応じて、見直す。 め、給与した飼料の分析(1件、4点)

・輸入魚粉中からメラミンが検出されたことから、緊急に メラミンの分析法の検討及び分析精度の検証を行い、輸 入魚粉の分析(1件、17点)

また、家畜被害等発生時の迅速かつ適切な対応に資するため既定の緊急時対応マニュアルを改正し、インターネットVPN等を活用した報告体制を確立した。

# エ 標準品等の指定

飼料及び飼料添加物の成分 規格等に関する省令(昭和51 年農林省令第35号)の規定に 基づく抗生物質の常用標準品 (抗菌性物質の力価を定める ための標準として、センター が指定する特定製造番号の抗 菌性物質をいう。)の指定は、 少なくとも2年に1回以上行

なお、常用標準品の配布 は、申請を受理した日から 7業務日以内に行う。

# エ 標準品等の指定

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年集 林省令第35号)の規定に基立 抗生物質の常用標準品(抗標質の力価を定めるためのの として、センターが指定質を として、センターが指定質を として、センターが指定で を として、センターが指定で を として、センターが指定で として、センターが はなすると として、さると とのないよう はこり とのないよう に、少なくとも 2年に1回以上指 にを行うものとする。

なお、常用標準品の配布については、事務処理の迅速化により、申請を受理した日から7業務日以内に行う。

# エ 標準品等の指定

飼料及び飼料添加物の成分規格等に 関する省令(昭和51年農林省令第35号) の規定に基づく抗生物質の常用標準品 (抗菌性物質の力価を定めるための標 準として、センターが指定する特定製 造番号の抗菌性物質をいう。) の指定 に当たっては、必要に応じて常用標準 品の指定を行うとともに、常用標準品 の配布については、事務処理の迅速化 により申請を受理した日から7業務日 以内に行う。

## エ 標準品等の指定

21種類の抗生物質について常用標準品の指定を行い、21種類の常用標準品499本について、申請を受理した日から7業務日以内に配布した。

# 才 調査研究

飼料の安全性及び品質を向上させるため、必要に応じて 飼料の安全性及び品質に関す る調査等を実施し、調査結果 を取りまとめる。

### 才 調査研究

飼料の安全性及び品質を向上 させるため、飼料の安全性及び 品質の改善に関する調査研究の うち専門的・技術的事項に重点 化し、農林水産省の要請を優先 して調査研究を実施し、調査研 究の結果を取りまとめる。

#### 才 調査研究

農林水産省等からの次に掲げる委託 事業等について調査研究を行うととも に、緊急時等の農林水産省からの要請 を優先して調査研究を実施し、調査研 究の結果を取りまとめる。

(ア) 飼料中のダイオキシン型物質の スクリーニング分析手法の開発

## 才 調査研究

次に掲げる調査を実施し、結果を取りまとめることにより、 飼料の安全性及び品質の向上に努めた。

(7) 飼料中のダイオキシン型物質のスクリーニング分析手法の開発

【成果;農林水産研究高度化事業「飼料中のダイオキシン型物質のスクリーニング分析手法の開発」(平成17年度から継続)として、飼料原料(魚油、魚粉、動物性油脂及び肉骨粉)37検体の収集及び分析並びに事業中核機関である動物衛生研究所への検体の提供及び結果の報告】

(イ) エンドファイト毒素の牛に対す る影響及び畜産物残留性の解明

(ウ) 飼料及び堆肥に残留する除草剤 の簡易判定法と被害軽減対策の確立

(I) 自給飼料のマイコトキシン汚染 実態調査と簡易分析法の確立

(オ) 動物由来たん白質の検出法(エ ライザ法及びイムノクロマト法) の開発 (平成19年度終了)

(イ) エンドファイト毒素の牛への影響及び畜産物残留性の検 討

【成果:農林水産研究高度化事業「エンドファイト毒素の 牛への影響及び畜産物残留性の検討」(平成17年度から 継続)として、飼養試験に用いた乾牧草中のロリトレム B59点及び飼養試験終了後の牛組織中のロリトレムB90 点の分析並びに中核機関である動物衛生研究所への結果 の報告】(平成19年度終了)

(ウ) 飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減 対策の確立

【成果;農林水産研究高度化事業「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立」として、平成17年度に確立した飼料用乾牧草中の残留除草剤クロピラリドの分析法の共同試験の実施による分析法の妥当性の確認並びに乾牧草3種類8点の分析及び畜産草地研究所への結果の報告】(平成20年度継続)

(I) 自給飼料のマイコトキシン汚染実態調査と簡易分析方法 の確立

【成果;農林水産省委託プロジェクト研究「粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発」の一環として、デオキシニバレノール及びゼアラレノンの簡易分析法の共同試験の実施及び9種類のマイコトキシンについてトウモロコシサイレージ150点の調査並びに動物衛生研究所への結果の報告】(平成20年度継続)

(オ) 動物由来たん白質の検出法の開発〔共同研究〕

【成果; PCRによる飼料中の動物由来たん白質等の検出法について農業生物資源研究所と共同で以下の研究を実施した。本研究は職務発明に認定され、国内特許を出願した。

- ① 動物グループを特異的に検出するプライマーを設計するためのプログラムソフトを開発した。
- ② 反すう動物由来DNAを特異的に検出するプライマー を開発し、飼料分析基準に収載し、実用化した。
- ③ 豚由来DNAを特異的に検出するプライマーを開発し、 飼料分析基準に収載し、実用化した。
- ④ 本法の共同分析を5試験室で実施し、分析法の妥当性を確認した。】(平成20年度継続)
- (カ) 麦類等のかび毒汚染実態調査

【成果:厚生労働省の「食品の安心・安全確保推進研究事

業(食品のカビ毒汚染実態に関する研究)」に参画して、 トウモロコシ3点、コーンフレーク20点、スイートコー ン14点、コーングリッツ8点、コーンスターチ10点、枝 豆10点、雑穀米20点、米10点の分析及び厚生労働省への 結果の報告】(平成20年度継続) (キ) 飼料原料として使用されるソルガム中のゼアラレノン及 びその代謝物について汚染状況調査〔共同研究〕 【成果:東京家政大学との共同研究を実施し、ソルガムに おけるゼアラレノンの汚染状況及び汚染原因菌を明らか にした。】(平成20年度継続) カ 牛海綿状脳症の発生の防止 カ 牛海綿状脳症の発生の防止の カ 牛海綿状脳症の発生の防止のための カ 牛海綿状脳症の発生の防止のための対応 対応 のための対応 ための対応 我が国において牛海綿状脳 我が国において牛海綿状脳症 我が国において牛海綿状脳症が発生 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明の 症が発生したことを踏まえ、 が発生したことを踏まえ、牛海 したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発 ための国内及び海外の飼料工場等に対する飼料の流通経路等 牛海綿状脳症の発生の防止を 綿状脳症の発生の防止を万全な 生の防止を万全なものとするため、牛 の調査については、農林水産省からの要請がなかったため、 ものとするため、牛海綿状脳症 海綿状脳症の発生に関する感染源及び 万全なものとするため、牛海 実施しなかった。 綿状脳症の発生に関する感染 の発生に関する感染源及び感染 感染経路の究明のための国内及び海外 源及び感染経路の究明のため 経路の究明のための国内及び海 の飼料工場等に対する飼料の流涌経路 の国内及び海外の飼料工場等 外の飼料工場等に対する飼料の 等の調査を必要に応じて行う。 に対する飼料の流通経路等の 流通経路等の調査を必要に応じ 調査を必要に応じて行う。 て行う。 ② 飼料及び飼料添加物の検定 ② 飼料及び飼料添加物の検定及 ② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示 ② 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 及び表示に関する業務 び表示に関する業務 に関する業務 特定飼料等のうち飼料添加 特定飼料等のうち飼料添加物 特定飼料等のうち飼料添加物の検定 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示に関する業務 物の検定及び表示の業務は、 の検定及び表示の業務につい 及び表示の業務について、適正に実施 324件を適正に実施した。さらに、インターネットVPNを活用 申請のあった日から20業務日 て、適正に実施するとともに、 するとともに、事務処理の効率化によ した事務処理等の効率化により申請のあった日から20業務日 事務処理の効率化により、申請 以内に処理する。 り申請を受理した日から20業務日以内 以内にすべて処理した。 を受理した日から20業務日以内 に処理する。 に処理する。 ③ 飼料について登録検定機関 ③ 飼料について登録検定機関が行う検 ③ 飼料について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調 ③ 飼料について登録検定機関が が行う検定に関する技術上の 行う検定に関する技術上の調査 定に関する技術上の調査及び指導の業 **査及び指導の業務** 及び指導の業務 調査及び指導の業務登録検定 機関の行う検定業務の適切な 登録検定機関の行う検定業務 検定実績のある登録検定機関(2機関)に対して分析技術 登録検定機関の行う検定業務の適切 の維持状況を調査するとともに、技術的な指導を行うことに 実施に資するため、検定実績 の適切な実施に資するため、検 な実施に資するため、検定実績のある

定実績のある登録検定機関に対

して毎事業年度1回調査を実施

のある登録検定機関に対して

毎事業年度1回調査を実施す

登録検定機関に対して年1回調査を実施するとともに、必要に応じて検定精

より、登録検定機関による検定業務の適切な実施を推進した。

るとともに、検定精度の管理 等について技術的指導を行 う。 するとともに、必要に応じて検 定精度の管理等について技術的 指導を行う。

また、登録検定機関を対象として共通試料による共同試験を毎事業年度1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認するとともに必要に応じて検査技術について技術的指導を行う。

度の管理等について技術的な指導を行う。

また、登録検定機関を対象として共 通試料による共同試験を年1回実施し、 検定業務に係る技術水準を確認すると ともに、必要に応じて検査技術につい て技術的指導を行う。 また、共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を7機関(10事業所)に対して実施することにより、検定業務に係る技術水準の維持・向上を図った。

なお、検定機関の登録更新にあたり5機関(7事業所)に対して技術上の調査を実施した。

- ④ 飼料及び飼料添加物の製造 設備、製造管理の方法等に関 する検査等業務
- ア 特定飼料等製造業者の登録 等の申請に係る検査特定飼料 等製造業者の登録等の申請に 係る検査については、検査に 要する標準処理期間を中期計 画に定め、当該標準処理期間 内に検査を終了するよう努め る。
- イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。
- ウ 飼料及び飼料添加物の製造 ・品質管理の高度化に関する 調査
- (7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染及び反す

- ④ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する 検査等業務
- ア 特定飼料等製造業者の登録等 の申請に係る検査

特定飼料等製造業者(外国特定飼料等製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50業務日と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。

イ 規格設定飼料製造業者の登録 等の申請に係る検査

規格設定飼料製造業者(外国 規格設定飼料製造業者を除く。) の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理 期間を40業務日と定め、事務処 理の効率化を図ることにより、 当該標準処理期間内に検査を終 了するよう努める。

- ウ 飼料及び飼料添加物の製造・ 品質管理の高度化に関する調査
- (7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染及び反すう動

- ④ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務
- ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請 に係る検査

特定飼料等製造業者(外国特定飼料 等製造業者を除く。)の登録等の申請 に係る検査については、検査に要する 標準処理期間を50業務日と定め、事務 処理の効率化を図り、当該標準処理期 間内に検査を終了するよう努める。

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申 請に係る検査

規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を40業務日と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。

- ウ 飼料及び飼料添加物の製造・品質管 理の高度化に関する調査
- (7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉

- ④ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務
- ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査

特定飼料等製造業者の登録等の申請はなかった。

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査

規格設定飼料製造業者の登録等の申請はなかった。

- ウ 飼料及び飼料添加物の製造・品質管理の高度化に関する調 査
- (7) 飼料及び飼料添加物の製造・品質管理の方法等に関する調査として、次の業務を実施した。

う動物用飼料への肉骨粉等 の混入等による有害な飼料 の流通を未然に防止する観 点から、飼料及び飼料添加 物の製造設備、製造・品調管 管理の方法等に関する調査 を実施し、その管理の高度 化に係る技術的指導を行 う。

- (イ) 収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について技術的指導及び情報の提供を行う。
- (ウ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフラードの製造事業場の製造設等に関する調査を実施してであると認めた製造事業場を公表する。
- (I) 飼料を海外に輸出する業 者等からの要請に基づき、 当該飼料の製造事業場の製 造設備、製造・品質管理の 方法等に関する調査を実施 し、輸出先国の製造基準等

物用飼料への肉骨粉等の混入等による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。

また、製造管理等の状況を データベース化し、技術的指 導の高度化に活用する。

- (イ) 収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、センターの専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。
- (ウ) 牛海綿状脳症の発生の防止 に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂 及びペットフードの製造事業 場の製造設備、製造・品質管 理の方法等に関する調査を実施し、製造基準に適合するも のであると認めた製造事業場 を公表する。

(I) 飼料を海外に輸出する業者 等からの要請に基づき、当該 飼料の製造事業場の製造設 備、製造・品質管理の方法等 に関する調査を実施し、輸出 先国の製造基準等への適否を 骨粉等の混入及び抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。

また、製造管理等の状況をデータベース化し、技術的指導の高度化に活用する。

- (イ) 収去品の検査の結果、基準・規格 等に抵触する事例等が認められた場 合には、製造・品質管理の方法等の 改善について、センターの専門的知 見から技術的指導及び情報の提供を 行う。
- (ウ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全 を期する観点から、動物由来たん白 質、動物性油脂及びペットフードの 製造事業場の製造設備、製造・品質 管理の方法等に関する調査を実施 し、製造基準に適合するものである と認めた製造事業場を公表する。

(I) 飼料を海外に輸出する業者等からの要請に基づき、当該飼料の製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する調査を実施し、輸出先国の製造基準等への適否を確認する。

a 牛等用飼料に肉骨粉等が混入することを防止するため、牛等用飼料等を製造する事業場443箇所に対して検査を実施し、肉骨粉等の交差汚染防止に係る製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。

また、検査及び技術的指導に活用するため、製造管理 等の実施状況を確認するチェックリストを作成してデー タベース化した。

- b 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物 複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン に基づき、配合飼料20事業場及び飼料添加物9事業場に ついて確認検査を実施し、製造事業場確認証を発給した。
- (イ) 収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例が2件 認められたことから、製造・品質管理の方法等の改善に資 するためセンターの専門的知見による技術的指導及び情報 の提供を行った。
- (ウ) 動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造 事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する調査として、次の業務を実施した。
  - a 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造するすべての事業場(245箇所)について、製造・品質管理状況を確認し、そのうち新たに大臣確認を受けた製造事業場19箇所をホームページに公表した。
  - b 輸入魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場の管理 状況を333件確認した。
  - c ペットフード等の製造事業場からの申請に応じ製造基準適合確認検査を18件実施し、製造基準に適合すると認められた事業場をホームページに公表した。
- (I) 飼料を海外に輸出する業者からの要請に基づき、動物検 疫所の輸出証明書の発行要件となる肉骨粉等の使用に関す る製造基準適合確認検査を17件実施した。

への適否を確認する。

確認する。

5 ①から④までの業務に附帯 する業務

飼料の安全性及び品質を向上させるため、都道府県、畜産農家等からの飼料及び飼料添加物の依頼分析については、①から③まで及び⑥並びに5の業務に支障のない範囲内で実施する。

⑤ ①から④までの業務に附帯する業務

飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、 畜産農家等からの飼料及び飼料 添加物の依頼分析については、 ①から③まで及び⑥並びに5の 業務に支障のない範囲内で実施 する。

また、次に掲げる依頼検査の 内容に応じて標準処理期間を定 め、その期間内に適切に処理す る。

(7) 化学分析((ウ)を除く。)

30業務日

- (1) 生物分析 30業務日
- (ウ) ダイオキシン類分析

60業務日

標準処理期間内に適切に処理 するため、分析技術の高度化、 事務手続の合理化を図る。 ⑤ ①から④までの業務に附帯する業務

飼料の安全性及び品質の向上に資す る観点から、都道府県、畜産農家等か らの飼料及び飼料添加物の依頼分析に ついては、業務に支障のない範囲内で 実施する。

また、次に掲げる依頼分析の内容に 応じて標準処理期間を定め、その期間 内に適切に処理する。

(7) 化学分析((ウ)を除く。)

30業務日

- (1) 生物分析 30業務日
- (ウ) ダイオキシン類分析

60業務日

標準処理期間内に上記の依頼分析を 適切に処理するため、分析技術の高度 化、事務手続の合理化を図る。 ⑤ ①から④までの業務に附帯する業務

飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から都道府県、 畜産農家等からの飼料等の依頼分析については、5件(49成 分点数)実施した。

また、実施に当たっては、分析法の開発等分析技術の高度 化及び決裁等の事務の簡素化による事務手続きの合理化を図 ることにより、依頼分析の内容に応じて標準処理期間内に適 切に処理した。

- ⑥ 飼料安全法に基づく立入検 査等業務
- ア 飼料安全法に基づく立入検 査を行うに当たっては、農林 水産大臣の指示に従い適正に 実施するとともに、立入検査 及び質問の結果については、 立入検査を実施した日から30 業務日以内に農林水産大臣に 報告する。

また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終事業年度までに5業務日短縮する。

- ⑥ 飼料安全法に基づく立入検査 等業務
- ア 飼料安全法に基づく立入検査 を行うに当たっては、農林水産 大臣の指示に従い適正に実施す るとともに、立入検査及び質問 の結果の報告については、立入 検査を実施した日から30業務日 以内に農林水産大臣に報告す る。

また、農林水産大臣への報告 までに要する期間については、 中期目標期間の最終事業年度ま でに事務処理の効率化により5 業務日短縮する。

- ⑥ 飼料安全法に基づく立入検査等業務
- ア 飼料安全法に基づく立入検査を行う に当たっては、農林水産大臣の指示に 従い適正に実施するとともに、立入検 査及び質問の結果の報告については、 立入検査等を実施した日から30業務日 以内に農林水産大臣に報告する。

また、農林水産大臣への報告までに要する期間の短縮に資するため、LAN等を活用して本部及び各地方組織間の報告を電子媒体で送付することにより簡素化する。

- ⑥ 飼料安全法に基づく立入検査等業務
- ア 立入検査及び質問の結果の報告については、業務の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日からすべて30業務日以内に農林水産大臣に報告した。

また、立入検査等の結果の農林水産大臣への報告については、事務処理に係る既存の規程の改訂を行い、インターネットVPNを活用した本部及び各事務所間における報告事務の簡素化等、報告に要する期間の短縮に努めた。

イ 収去品の試験結果については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。

また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終事業年度までに5業務日短縮する。

ウ 収去品等の試験結果の信頼 性を確保する観点から、信頼 性保証部門等から構成する信 頼性保証体制及び試験操作手 順書に基づき、試験施設にお いて試験を円滑に実施する。 イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を収去した日から20業務日と定め、当該標準処理期間内に試験を終了するように努めるとともに、試験が終了した日から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。

また、農林水産大臣への報告 までに要する期間については、 中期目標期間の最終事業年度ま でに事務処理の効率化により5 業務日短縮する。

ウ 収去品等の試験結果の信頼性 を確保する観点から、前期中期 目標期間中に整備した試験責任 者、信頼性保証部門等から構成 する信頼性保証体制及び試験操 作手順書に基づき、試験を円滑 に実施する。 イ 収去品の試験結果の報告について は、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定 試験に要する標準処理期間を収去した 日から20業務日以内と定め、当該標準 処理期間内に試験を終了するように努 めるとともに、試験が終了した日から 20業務日以内に農林水産大臣に報告す る。

また、農林水産大臣への報告までに 要する期間の短縮に資するため、LAN 等を活用して本部及び各地方組織間の 報告を電子媒体で送付することにより 簡素化する。

ウ 収去品等の試験結果の信頼性を客観 的に確保する観点から、前期中期目標 期間中に整備した試験責任者、信頼性 保証部門等から構成する信頼性保証体 制及び試験操作手順書に基づき、試験 を円滑に実施する。

また、試験の精度を適正に保つため、 外部機関における精度管理を行い、信 頼性保証部門による試験の点検、確認 を行う。

イ 収去品の試験結果の報告について | イ 収去品の試験については、標準処理期間(20業務日)内に は、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定 | すべて終了した。

なお、収去品の試験結果の農林水産大臣への報告は、1,022 件中1,021件について20業務日以内に報告した。

また、収去品の試験結果の農林水産大臣への報告については、事務処理に係る既存の規程改訂を行い、インターネット VPNを活用した本部及び各事務所間における報告事務の簡素 化等、報告に要する期間の短縮に努めた。

- ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、信頼性 保証体制及び試験操作手順書に基づき試験を円滑に実施する とともに、試験結果報告書に係る査察を毎月実施(66件)した。 また、試験の精度を適正に保つため、次に掲げる外部精度 管理を実施した。
  - ・FAPAS (英国) 主催 2回 (アフラトキシン類、ゼアラレ ノン)
  - ・(財) 食品薬品安全センター主催 1回 (デオキシニバレノール及びニバレノール)
  - ・食品総合研究所主催 1回 (精米中のカドミウム)
- ⑦ 上記①から⑥までの業務のほか、農林水産省からの指示・ 要請に基づき、次の業務を実施し、その結果を報告した。
- ア 米国において、中国産原料を用いたペットフードからメラミンが検出されたことから、国内流通品(並行輸入品)の調査分析を1件(2点)実施した。
- イ 職員を海外に派遣し、飼料等の製造施設等の調査を次のと おり実施した。
  - ・飼料製造工場等の現地調査(カナダ)
  - ・豚由来血粉の製造施設の現地調査(米国)
  - 遺伝子組換え作物の実態調査(米国)
  - ・トウモロコシ中のアフラトキシン管理の実態調査(米国)

(4) 土壤改良資材関係業務

① 土壌改良資材の検査等業務 ア 土壌改良資材の表示の内容 に係る品質の検査

土壌改良資材の品質に関す る表示の適正化を図るため、 当該品質に関する表示の内容 が実際の品質と一致している か否かについての検査を実施 する。

イ 土壌改良資材及びその原料 の試験の受託

土壌改良資材の品質の保全 に資するため、都道府県、農 業者等からの依頼を受けて、 土壌改良資材等の試験を実施 するとともに、センターにお いて当該試験の内容に応じて 標準処理期間を定め、当該標 準処理期間内に適切に処理す る。

② 地力増進法に基づく立入検 杳業務

地力増進法に基づく立入検 査を行うに当たっては、農林 水産大臣の指示に従い適正に 実施するとともに、立入検査 の結果の報告については、中 期目標期間中に、農林水産大 臣の指示から報告までに要す る期間を、VA菌根菌資材を除 き、30業務日に短縮する。

- (4) 土壌改良資材関係業務
- ① 土壌改良資材の検査等業務
- ア 土壌改良資材の表示の内容に 係る品質の検査

土壌改良資材の品質に関する 表示の適正化を図るため、当該 品質に関する表示の内容が実際 の品質と一致しているか否かに ついての検査を実施する。

イ 土壌改良資材及びその原料の 試験の受託

土壌改良資材の品質の保全に 資するため、都道府県、農業者 等からの依頼を受けて、土壌改 良資材等の試験を極力実施する こととし、次に掲げる標準処理 期間内に適切に処理する。

- (7) 一般試験
- 30業務日 (イ) VA菌根菌資材試験

60業務日

(4) 土壌改良資材関係業務

- ① 土壌改良資材の検査等業務
- ア 土壌改良資材の表示の内容に係る品 質の検査

土壌改良資材の品質に関する表示の 適正化を図るため、当該品質に関する 表示の内容が実際の品質と一致してい るか否かについての検査を実施する。

イ 土壌改良資材及びその原料の試験の

土壌改良資材の品質の保全に資する ため、都道府県、農業者等からの依頼 試験については、業務に支障のない範 囲で実施することとし、次に掲げる標 準処理期間内に適切に処理する。

- (7) 一般試験
- 30業務日

60業務日

トラリア)

- (4) 土壌改良資材関係業務
- ① 土壌改良資材の検査等業務
- ア 土壌改良資材の表示の内容に係る品質の検査

土壌改良資材の品質に関する表示の内容が実際の品質と一 致しているか否かについての検査を32件実施し、品質に関す る表示の適正化を図った。

・海外のペットフードの法体系に関する調査(EU、オース

イ 土壌改良資材及びその原料の試験の受託

土壌改良資材の試験の依頼はなかった。

② 地力増進法に基づく立入検査 業務

地力増進法に基づく立入検査 を行うに当たっては、農林水産 大臣の指示に従い適正に実施す るとともに、立入検査の結果の 報告については、中期目標期間 中に、農林水産大臣の指示から 報告までに要する期間を、VA菌 根菌資材を除き、30業務日に短 縮する。

② 地力増進法に基づく立入検査業務

地力増進法に基づく立入検査を行う に当たっては、農林水産大臣の指示に 従い適正に実施するとともに、立入検 査の結果の報告については、農林水産 大臣の指示から報告までに要する期間 を、VA菌根菌資材を除き、現行の目標 期間(40業務日)に対して、7業務日 短縮するため、集中的な検査と同資材 の集中試験による迅速化とともに、稟 議手続きの合理化等事務処理の効率化 を行う。

② 地力増進法に基づく立入検査業務

地力増進法に基づく立入検査については、過去5か年間の 立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者 等32件に対する立入検査業務の重点化を図り、効率的かつ効 果的に実施した。また、結果の報告については、電子媒体を 用いた各地域センターからの報告事務の簡素化を行い、平成 17年度を基準として7業務日短縮し33業務日以内に農林水産 大臣へ報告した。

- 3 農林水産物等の品質及び表 示の適正化に関する業務
- (1) 食品表示監視業務
- ① 食品表示の監視業務につい ては、DNA解析技術、微量成 分の検査分析技術等の科学的 手法を用いた食品表示の真正 性の検査を毎事業年度6,000 件以上行い、偽装の疑いが生 じた場合には、農林水産省か らの指示に基づき、凍やかに 立入検査又は任意調査を実施 する。
- の適正化に関する業務
- (1) 食品表示監視業務
- ① 食品表示の監視業務について は、DNA解析技術、微量成分の 検査分析技術等の科学的手法を 用いた食品表示の真正性の検査 を、以下により、毎事業年度 6,000件以上行う。その結果、 偽装の疑いが生じた場合には、 農林水産省からの指示に基づ き、製造業者、販売業者、輸入 業者等に対し立入検査又は任意 調査(以下3の(1)において「立 入検査等 | という。) を実施し、 立入検査等の終了後原則3業務 日以内に報告する。

なお、立入検査等を行うに当 たっては、立入検査等を行う職 員に資格要件を設け、検査能力 等の資質、検査経験等を勘案し た立入検査等職員の適切な人選 を行い、立入検査等に関する基 準文書に基づき厳正に実施す る。

ア 前事業年度の検査で不適合の 多かった品目については、検査 件数を増加させる。

- 化に関する業務
- (1) 食品表示監視業務
- ① 食品表示の監視業務については、DNA 解析技術、微量成分の検査分析技術等 の科学的手法を用いた食品表示の真正 性の検査6.000件以上を適切に実施す るため、次に掲げる措置を講ずる。
- 3 農林水産物等の品質及び表示 │ 3 農林水産物等の品質及び表示の適正 │ 3 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務
  - (1) 食品表示監視業務
  - ① 食品表示の監視業務については、科学的手法を用いた食品 表示の真正性の検査を加工食品について5.370件、生鮮食品 について685件、合計6,055件実施した。

その結果、加工食品については、不適正な表示が認められ た370件について、製造業者等に対して文書による是正指導 を行うとともに、農林水産省による行政指導が必要と思われ る重大な不適合(116件)について、農林水産省に報告した。

また、生鮮食品については、不適正な表示が認められた55 件について、検査結果を農林水産省に報告した。

上記のほか、JAS規格の定期見直しに係る調査分析等にお いて不適正な表示が認められた8件について、製造業者等に 対して文書による是正指導を行った。

- ア 平成18年度の検査で不適合の多か った「農産物漬物」、「塩蔵わかめ」等 の検査件数を増加する。
- ア 平成18年度の検査において不適合率の高かった品目につい て、次のとおり検査件数を平成18年度より増加させた。

品目	平成18年度	平成19年度
	検査件数	検査件数
• 農産物漬物	157 (2.6)	175 (2.9)
<ul><li>塩蔵わかめ</li></ul>	63 (1.0)	103 (1.7)
<ul><li>ジャム類</li></ul>	216 (3.6)	231 (3.8)

注:()内の数値は、各年度の検査件数に占める割合(%) である。

イ 消費者の関心の高い品目を対 │ イ 消費者の関心の高い品目を対象とし │ イ 消費者の関心の高い品目について、次のとおり本部及び各

象に、毎事業年度4回以上の重 点的な検査を行う。

た重点的な検査を行うに当たっては、 調査事項、実施期間を調整し、各セン ターで一斉に行う等の効率的な対応に 努めることにより4回以上行う。

また、検査の計画及び実施に当たっ ては、農林水産省関係部局と連携して 行う。

- ウ 遺伝子組換えに係る表示が行 われている食品の検査を毎事業 年度500件以上行うとともに、 表示に疑義が生じた場合には、 分別生産流通管理に係る調査を 行う。
- ウ 遺伝子組換えに係る表示が行われ ている食品の検査については、製造 業者等の事業規模、地域バランス等 を勘案して対象製品を選定し、500件 以上の検査を適切に行う。

なお、分別生産流通管理の実施に 疑義があった場合には、製造業者、 流涌業者等に対する分別生産流涌管 理の実施状況等の調査を行うととも に、可能な範囲において、原料農産 物を入手し、遺伝子組換え体の混入 率について検査分析を行う。

- エ 食品の産地表示に関する検査 を毎事業年度600件以上行う。
- エ 食品の産地表示に関する検査につい ては、産地ごとの食品の流通状況等を 勘案し、検査を行うセンター、実施時 期等を調整して600件以上を適切に行 う。

地域センターで一斉に重点的な検査を5回行った。

[農林水産省関係部局と連携して行った調査]

- ・アサリの表示に関する特別調査 52件
- ・牛挽肉加工品の表示に関する緊急調査 110件
- ・牛肉及び牛肉加工品の表示に関する特別調査

牛肉 157件

牛肉加工品

82件

304件

「センターが独自で行った調査〕

- はちみつの表示に関する重点調査
- ・牛挽肉加工品の表示に関する緊急調査に追加して実施し た食肉加工品の表示に関する重点調査 218件
- ウ 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査につい ては、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して501 件実施した。(加工食品473件、生鮮品28件)

検査の結果、組換え遺伝子が検出されたもの等156件のう ち、分別生産流通管理の実施状況等の調査を155件行った。 また、平成18年度に実施した遺伝子組換え食品の検査のうち、 分別生産流通管理の調査未了分3件についても調査を行った。 さらに、可能な範囲において、原料農産物を入手し、遺伝子 組換え体の混入率について検査分析を行った。以上の調査の 結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。

なお、分別生産流通管理の調査を実施しなかった1件につ いては、調査対象となる製造業者が廃業していたため、調査 の対象外とした。

エ 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品 の流涌状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を 調整して911件実施した。(加工食品471件、生鮮品440件)

その結果、不適正な表示が認められた加工食品25件につい て、製造業者等に対して文書による是正指導を行うとともに、 農林水産省による行政指導が必要と思われる重大な不適合 (26件)について、農林水産省に報告した。

また、不適正な表示が認められた生鮮食品46件について、 検査結果を農林水産省に報告した。

表8 食品の産地表示に関する検査件数

•			- 10 1 - 1 1	
	品	目		件数
加:	工食品			471

取りまとめ毎事業年度公表す る。

- 取りまとめ、農林水産省関係部局と連 携し、報道発表等により公表する。
- 装の疑いが生じ、製造業者、販売業者、 輸入業者等に対する立入検査又は任意 調査(以下「立入検査等」という。) を農林水産省からの指示により実施す る場合には、適切に実施するとととも に、立入検査等の終了後原則3業務日 以内に報告するために、次に掲げる措 置を講ずる。
- 入検査等に関する基準文書に基づき厳 正に実施する。

また、基準文書は必要に応じて見直 しを行い、内容の充実を図る。

日を超えた場合には、その都度その原 因を究明し、以後の立入検査等の業務

乾しいたけ	178
農産物漬物(梅漬物)	81
アジ・サバ加工品	212
生鮮食品	440
アサリ	72
マグロ	116
シジミ	32
黒大豆	22
ネギ	108
タマネギ	90
合 計	911

- オ 検査結果については、結果を オ 検査結果については、早急に結果を オ 平成18年度の加工食品の表示の真正性に係る検査結果につ いて、農林水産省関係部局と連携し、プレスリリースを行う とともに、ホームページ上で公表した。
  - カ 食品表示の真正性の検査の結果、偽 カ 農林水産省からの指示等に基づき、食品表示監視業務に係 る立入検査等を適切に実施するとともに、立入検査等の終了 後3業務日以内に報告するため、次に掲げる取組を行った。

○ 立入検査等を行うに当たっては、立 ○ 立入検査等に関する基準文書に基づき、立入検査を2件(4) 事業所)、任意調査を112件(157事業所)、計114件(161事業 所)実施し、すべての案件について3業務日以内に報告した。 また、立入検査等のほか、農林水産省が指示又は指導を行 った事業者に対する改善状況の確認調査を25件(29事業所) 実施し、都道府県からの要請により、19件(21事業所)の立 入検査等に協力した。

> なお、基準文書の見直しを行った結果、改正を要する事項 はなかった。

○ 立入検査等の終了後の報告が3業務 ○ 立入検査等の終了後の報告は、すべての案件について3業 務日以内に報告した。

		改善に活用する。  キ 農林水産省又は都道府県が行う食品表示の真正性の検査又は調査において、協力要請又は技術支援等の要請があった場合には、可能な限り応じる。	キ 農林水産省又は都道府県が行う食品表示の真正性の検査又は調査において、協力要請又は技術支援等の要請があった305件について適正に対応した。
② 食品表示110番を通じて消費者等から寄せられる不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報の収集を行い、当該情報を食品表示の監視業務等に活用する。	② 食品表示110番等を通じて収集した不正表示に関する情報は、速やかに農林水産省関係部局等に通報するとともに、必要に応じて事実関係の確認のための調査、分析等を行う。	② 食品表示110番等を通じて収集した 不正表示に関する情報の農林水産省関 係部局等への通報及び必要に応じた事 実関係の確認のための調査、分析等に ついては、事務処理手順書に基づき迅 速かつ的確に行う。	② 食品表示110番等を通じて収集した不正表示に関する情報について、事務処理手順書に基づき、次のとおり迅速かつ的確に対応した。  ○ センターが受け付けた情報及び農林水産省等から回付された27件の情報に基づき、事実関係の確認のための買上検査を66件行い、表示の確認を行うとともに、20件について分析を行った。買上検査の結果については、農林水産省に報告するとともに、不適合が確認された15件について文書による是正指導を行った。
		また、事務処理手順書は必要に応じ て見直す。	〇 農林水産省からの依頼により、食品表示110番等の情報提供に基づく立入検査等を63件(88事業所)実施し、都道府県の実施する3件(3事業所)の立入検査等に協力した。 なお、食品表示110番に係る事務処理手順書は、農林水産省の定める「食品表示110番対応マニュアル」が改正されたことを受け、所要の改正を行った。
(2) 登録認定機関、認定事業者 に対する指導・監督業務 ① 農林物資の規格化及び品質 表示の適正化に関する法律の 一部を改正する法律(平成17 年法律第67号)による改正後 のJAS法(以下「改正JAS法」 という。)により、センター の業務に登録認定機関の登録 及びその更新の申請時におけ る調査が追加されたことか ら、「ISO/IEC17011適合性評 価機関の認定を行う機関に対	(2) 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務 ① 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一結等67号)による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適格化及び品質表示の適格化及び品質表示の適大に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)により、センターの業務に追加された登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査(以下「技術上の調査」という。)	(2) 登録認定機関、認定事業者に対する 指導・監督業務 ① 農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律(昭和25年法律第175 号。以下「JAS法」という。)に基づき センターが行う技術上の調査並びに登 録後において登録認定機関が引き続き 登録基準に適合しているか否かを確認 するための定期的な調査(以下「定期 的調査」という。)を適切に実施する ため、次に掲げる措置を講ずる。	(2) 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務  ① 次の措置を講ずることにより、JAS法に基づきセンターが行う技術上の調査及び定期的調査を適切に実施した。  ○ ISO/IEC17011に基づく業務執行体制を維持するとともに、

する一般要求事項」(以下「ISO / IEC17011」という。)に基づき、登録認定機関の登録及びその更新の申請時における技術上の調査」という。)を実施し、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間(30業務日)内に結果を報告する。

また、登録後において登録 認定機関が引き続き登録基準 に適合しているか否かを確認 するための定期的な調査(以 下「定期的調査」という。) については、原則として登録 認定機関ごとに毎事業年度1 回以上実施する。 については、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC17011」という。)に基づき実施し、農林水産省からの調査指示から報告までの目標期間(30業務日)内に結果を報告する。

また、登録後において登録認 定機関が引き続き登録基準に適 合しているか否かを確認するための定期的な調査(以下では 所則として登録認定機関(分析 業務の外部委託を行って以 、委託先の分析機関し以 を が、。 がごとに毎事業年度1回のための指導及び追加調査を行う。

なお、技術上の調査及び定期 的調査を中立かつ厳正に実施す るため、調査を行う職員に資格 要件を設ける。 を遂行するため、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC17011」という。)に基づく業務執行体制を維持し、基準文書を必要に応じて見直す。

O 技術上の調査を行うに当たっては、 農林水産省からの調査指示から報告ま での目標期間(30業務日)内に結果を 報告するため、調査の進行管理を的確 に行う。

- 技術上の調査の公平性、信頼性を確保するため、職員で構成する技術委員会(当該調査を行った者を除く。)において調査結果をレビューする。
- 定期的調査は、登録認定機関ごとに その認定事業者数等を勘案した調査計 画を作成し、計画的に行うとともに進 捗状況を常に把握する。
- O 定期的調査は、登録認定機関の認定 を行う事業所における調査(以下「事 業所調査」という。)をすべての対象 機関について、原則として1回以上行 う。

また、事業所調査は、③に定める立 会調査及び格付品検査と連動して行 う。 「登録認定機関等の調査等業務に係る要員の資格基準」及び 「技術委員会設置運営要領」等の基準文書の見直しを行った。

O 技術上の調査を次のとおり実施し、進行管理を的確に行う ことにより、調査を行った436件すべてについて目標期間(30 業務日)内に農林水産省へ調査結果を報告した。

表 9 技術上の調査件数

	新規	変更	合計
登録認定機関	10	383	393
登録外国認定機関	3	40	43
合 計	13	423	436

- 技術上の調査結果については、当該調査を行った者を除く 職員で構成する技術委員会において調査結果を審査すること により、調査の公平性、信頼性を確保した。
- 事業所調査については、登録認定機関ごとにその認定事業 者数等を勘案した調査計画を作成し、進捗状況の把握に努め、 計画的に実施した。
- 定期的調査を立会調査及び格付品検査と連動して次のとおりすべての対象機関である113機関(133事業所)に対して各1回実施した。

・飲食料品
 ・林産物
 ・生糸
 ・生産情報公表
 ・有機農産物等
 計
 15機関(19事業所)
 12機関(19事業所)
 13機関(13事業所)
 13機関(78事業所)
 113機関(133事業所)

また、農林水産省の指示により、センターの実施する定期 的調査以外の検査等により格付品に不適合が確認された認定 事業者を認定した登録認定機関に対して、その認定業務の適

			合性を確認するため臨時の事業所調査を2件実施した。
		○ 事業所調査、立会調査及び格付品検査の結果、必要がある場合は当該事業所、認定事業者等及び格付品についての追加の調査又は検査を実施する。	○ 格付品検査の結果、不適合の疑義が生じた案件について、 適合性確認のため現地調査を9件実施した。
		○ 事業所調査において適正でない事項 を認めた場合には、当該登録認定機関 に対して是正のための指導を行う。 なお、調査結果及び是正指導に伴う 改善状況については、速やかに農林水 産省関係部局へ報告する。	○ 登録認定機関等に対する事業所調査の結果、軽微な問題点 については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められ た80機関に対しては、文書により是正指導を行った。 なお、調査結果及び是正指導に伴う改善状況については、 速やかに農林水産省関係部局へ報告した。
		○ 技術上の調査及び定期的調査を中立 かつ厳正に実施するため、調査を行う 職員の資格要件であるIS09000審査員 研修コース修了者又はISO/IEC17011 等に関する内部研修修了者2名以上に よるチームを編成して調査を行う。 なお、調査を行う職員の資格要件は、 必要に応じて見直す。	○ 技術上の調査及び定期的調査については、調査を行う職員 の資格要件であるISO9000審査員研修コース修了者又はISO/ IEC17011等に関する調査員内部研修修了者2名以上によるチームを編成し、中立かつ厳正に実施した。 また、調査を行う職員の資格要件の見直しを行い、改正した。
② ISO/IEC17011に基づく技 術上の調査のための有資格者 を中期目標期間中に20名以上 養成する。	② 技術上の調査及び定期的調査 におけるデータの質の向上を図 るため、以下の措置を講ずる。	② 技術上の調査及び定期的調査におけるデータの質の向上を図るため、次に掲げる措置を講ずる。	② 次に掲げる措置を講ずることにより、技術上の調査及び定期的調査の質の向上を図った。
	ア 職員技術研修計画に基づき、 調査を行う職員に(財)日本適 合性認定協会の認定する IS09000審査員研修コースを受 講させ、ISO/IEC17011に基づ く調査のための有資格者を毎事 業年度に4名程度養成する。	ア (財)日本適合性認定協会の認定するIS09000審査員研修コースを受講させ、IS0/IEC17011に基づく調査のための有資格者を、4名以上養成する。	ア (財)日本適合性認定協会が認定するISO9000審査員研修 コースを6名に受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のため の有資格者を養成した。(総数47名)
	イ 調査を行う職員の資格要件を 満たす職員を養成するため、職 員技術研修計画に基づきISO/ IEC17011等に関する研修を開催 し、担当職員に対し3年に1回以	イ 技術上の調査及び定期的調査を行う 職員としての資格要件を満たす職員を 確保するとともに、調査技術の維持・ 向上を図るため、ISO/IEC17011等に 関する内部研修を実施する。	イ 職員技術研修中期計画に基づき、ISO/IEC17011等に関する 調査員内部研修を、新たに対象者となった者及び前回の受講 時から2年を過ぎた者等を対象に、計2回(26名)実施し、技 術上の調査及び定期的調査を行う職員としての資格要件を満 たす職員を確保するとともに、調査技術の維持・向上を図っ

	上の受講を義務付ける。		<i>t</i> =.
③ 登録認定機関に対する定期 的調により認定された認定登録記定機関に対するでは、 後間に対するでは、 の指導がを確認でである。 の指導がを確認である。 のは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	③ 登録認定機関に対する定期的 調査においては、登録認定機関 により認定された認定事業者が 行う格付に対する登録認定機関 の指導が適切に行われているか 否か確認するため、以下の検査 等を行う。	③ 登録認定機関に対する定期的調査に 資するため、登録認定機関の認定事業 者が行う格付に対する指導を適切にあ か否かを確認するための JAS製品の検査(以下「格付品検査」 という。)及び登録認定機関が適正に 認定に関する業務を行っているか 確認するための認定等の業務実施 場に立ち会って行う実施状況調査(以下「立会調査」という。)を行う。 また、定期的調査に資するために行う検査等は、以下により実施するとと もに、検査等の結果、必要な どとに状況の確認を行う。	③ 登録認定機関に対する定期的調査に資するため、登録認定機関が適切に認定事業者を指導しているか否かを確認するための検査等を、次のとおり実施した。
	ア JAS製品の検査を毎事業年度 700件以上行うこととし、検査 を行うに当たっては、各登録認 定機関の認定事業者数等を勘察 して登録認定機関ごとの検査 数を配分することを基本としる 前年度の定期的調査又は追 加調査で不適合があった登録記 定機関については、検査を重点 的に実施する。	ア 格付品検査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、700件以上の検査を実施する。 なお、前事業年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、通常の格付品検査件数の1.2倍程度の検査を実施する。	ア 格付品検査を各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して 726件実施し、不適合があった36件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正指導を行った。 なお、平成18年度の定期的調査で不適合があった登録認定機関について、通常の格付品検査件数の1.2倍程度の検査を 実施した。  ・飲食料品 217件・林産物 126件・ 4件・ 4件・ 4件・ 4件・ 4件・ 4件・ 726件・ 200円 200円 200円 200円 200円 200円 200円 200

イ 認定事業者に対する調査を登録認定機関の規模に応じてとと事業年度350件以上行うことと各等調査を行うに当たっては、審査を行うに当た事業者数等を勘案して登録認定機関の認定機関でを基本との事業年度の定期がある。 査と登録認定機関については追加調査で不いる。 査を重点的に実施する。 イ 立会調査は、各登録認定機関の認定 事業者数等を勘案して各登録認定機関 ごとの調査件数を配分することを基本 としつつ、350件以上の調査を実施す る。

なお、前事業年度の定期的調査又は 追加調査で不適合があった登録認定機 関については、通常の立会調査件数の 1.2倍程度の調査を実施する。 て、有機農産物の残留農薬分析を286件(不適合はなし)実施した。

イ 立会調査を各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して 417件実施し、不適合があった43件については、関係する登 録認定機関に対して文書により是正指導を行った。

・飲食料品	104件
・林産物	53件
• 生産情報公表	11件
・有機農産物等	249件
計	417件

また、農林水産省からの協力要請により、JAS法に基づく 経過措置による旧JAS法上の認定事業者に対する確認調査を 1件実施した。

さらに、平成19年度途中で有機農産物の認定事業者が不適 正な格付を行っていた事案が発生し、その原因として指摘さ れた登録認定機関が行う認定に係る調査の適合性について確 認するため、農林水産省からの要請に基づく特別調査を、有 機農産物の登録認定機関に対する立会調査(55件)及び事業 所調査(41件)時に実施した。(この特別調査件数は立会調 査及び事業所調査件数の内数である。)

なお、平成18年度の定期的調査で不適合があった登録認定機関に対して、立会調査を通常の件数の1,2倍程度実施した。

- ④ 改正JAS法第20条の2第1項 及び第2項の規定による立入 検査を行うに当たっては、
  - ア 検査能力等の資質、経験 等を勘案した立入検査職員 の適切な人選
  - イ 農林水産大臣から指示された調査事項の的確な実施ウ 農林水産大臣への迅速かつ正確な報告
  - 等に留意し厳正に実施する。 なお、改正JAS法第19条の9 第2項第6号に規定する登録外
- ④ 登録認定機関及び認定事業者に対する指導・監督業務の結果、違法なJASマークの表示の疑いが生じた場合には、農養は対象の指示に基づき、対し立、設定機関、認定事業者に以下④及び⑤において「立入検査等」という。)を実施し、立入検査の終了後原則3業務日以内に報告する。

また、立入検査等を行うに当たっては、立入検査等を行う職

- ④ 登録認定機関及び認定事業者に対する指導・監督業務の結果、違法なJASマークの表示の疑いが生じ、登録認定機関及び認定事業者に対する立入検査等を実施する場合には、適切に実施するとともに、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告するため、(1)の①のカと同様の措置を講ずる。
- ④ 農林水産省からの指示等に基づき、認定事業者に対する指導・監督業務に係る立入検査を適切に実施するとともに、立入検査等の終了後3業務日以内に報告するため、次に掲げる取組を行った。
- 〇 立入検査等に関する基準文書に基づき、立入検査を3件(4 事業所)、任意調査を24件(39事業所)、計27件(43事業所) 実施し、すべての案件について、3業務日以内に報告した。

また、立入検査等のほか、農林水産省が指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査を9件(9事業所)実施し、都道府県からの要請により、1件(3事業所)の立入検査等に協力した。

なお、基準文書については、表示監視業務における立入検

国認定機関に対して行う検査 についても上記の留意点を踏 まえて実施する。 員に資格要件を設け、検査能力 等の資質、検査経験等を勘案し た立入検査等職員の適切な人選 を行い、立入検査等に関する基 準文書に基づき厳正に実施す る。 査等業務の基準文書との整合性を図るために改正し、内容の 充実を図った。

O 立入検査等の終了後の報告は、すべての案件について3業 務日以内に報告した。

- ⑤ なお、今般のJAS法の改正により、登録格付機関制度が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、改正前のJAS法におけるる一な正前のJAS法におけるの場合をおその効力を有なおその効力を有いることから代機関に関するよう。
- ア 登録格付機関の登録後において格付業務が適切に行われていることを確認するための、各登録格付機関に対する毎事業年度1回以上の定期的な調査の実施
- イ 登録格付機関による格付業務 が適切に行われていることを確 認するための、登録格付機関が 格付を行ったJAS製品の検査及 び格付業務の調査の実施
- ウ 農林水産省からの指示により 認定事業者に対する立入検査等 を実施し、立入検査等の終了後 原則3業務日以内に報告

⑤ JAS法改正により、なおその効力を 有する登録格付機関について、指導・ 監督業務及び農林水産省からの指示に よる認定事業者に対する立入検査等の 業務を適正に行うため、次に掲げる措 置を講ずる。

ア 登録格付機関の格付業務の実施体制 が適正維持されていることを確認する ため、以下の対象機関について格付を 行う事業所における調査を1回以上行 う。

[登録格付機関]

・飲食料品及び油脂:2機関・その他の農林物資:2機関

- イ 登録格付機関が適正に格付を行って いることを確認するため、格付品の検 査及び格付業務(試料の抽出等)を行っている格付現場に立ち会って行う実 施状況調査を行う。
- ウ 農林水産省からの指示により認定事業者に対する立入検査等を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告する。

⑤ 次に掲げる措置を講ずることにより、改正前のJAS法に基づく登録格付機関に対する指導・監督業務等を適正に行った。

ア 登録格付機関に対する調査を次のとおり4機関(116事業所) に対して各1回実施し、調査の結果、不適合が認められた2機 関(2事業所)に対して、文書により是正指導を行った。

・飲食料品及び油脂・林産物計2機関(21事業所)2機関(95事業所)4機関(116事業所)

イ 格付品の検査を3件、格付現場に立ち会って行う実施状況 調査(立会調査)を9件実施した。

格付品検査立会調査・林産物3件9件

ウ 改正前のJAS法に係る認定事業者に対する農林水産省から の立入検査等の指示はなかった。

- ⑥ 食品表示110番を通じて収 集した情報のうち違法なJAS マーク表示に関する情報を JAS規格の監視業務等に活用 する。
- ⑥ 食品表示110番等を通じて収集した違法なJASマーク表示に関する情報は、速やかに農林水産省関係部局等に通報するとともに、必要に応じて事実関係の確認のための調査、分析等を行う。
- ⑥ 食品表示110番等を通じて収集した 違法なJASマーク表示に関する情報に ついては、(1)の②と同様の措置を講 ずる。
- ⑥ 食品表示110番等を通じて収集した違法なJASマーク表示に 関する情報について、事務処理手順書に基づき、次のとおり 迅速かつ的確に対応した。
- センターが受け付けた情報及び農林水産省等から回付され た情報に基づく事実関係の確認のための格付品の買上検査 は、対応すべき案件がなかったことから実施しなかった。
- 農林水産省からの依頼により、食品表示110番等の情報提供に基づく立入検査等を21件(35事業所)実施し、都道府県の実施する1件(3事業所)の立入検査に協力した。

なお、食品表示110番に係る事務処理手順書は、農林水産 省の定める「食品表示110番対応マニュアル」が改正された ことを受け、所要の改正を行った。

(3) JAS規格及び品質表示基準 の見直し等に係る業務

JAS規格及び品質表示基準の見直しに係る作業においては、消費者ニーズ等に即した適切な見直しを行うため、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を活用して見直し内容の素案について取りまとめる。

- ① 消費者、製造業者等の見 直しに関する要望等を把握 するためのアンケート調査
- ② JAS規格の見直しにあっては、JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査(1規格当たりおおむね20件以上)
- ③ 品質表示基準の見直しに あっては、品質表示基準の 対象品又は類似する製品の

- (3) JAS規格及び品質表示基準の 見直し等に係る業務
- ① JAS規格の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。
- ア 消費者、製造業者、実需者等のJAS規格利用状況及び見直しに関する要望を把握するためのアンケート調査
- イ JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査(1規格当たりおおむね20件以上)

- (3) JAS規格及び品質表示基準の見直し 等に係る業務
- ① JAS規格の見直しに当たっては、次に掲げる調査、検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。
- ア 消費者、製造業者、実需者等のJAS 規格利用状況及び見直しに関する要望 を把握するため、アンケート等による 調査を実施する。
- イ JAS規格の対象品又は関連する製品 の品質実態を適切に把握するための市 販品検査(1規格当たり概ね20件以上) を実施する。

また、センターにおける農林物資の 検査及びその他の調査等により、当該 品目に係る必要な情報が得られる場合

- (3) JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務
- ① 農林水産省から要請のあったJAS規格について、次に掲げる定期見直しに係る調査及び検査等を実施し、飲食料品22品目(42規格)、林産物3品目(11規格)について意見書を作成し、農林水産省へ報告した。
- ア 消費者等に対するアンケート又はヒアリングによる利用実 態調査を、次のとおり実施した。

・消費者団体 11品目(21規格)
 ・実需者 11品目(24規格)
 ・製造業者等 14品目(28規格)
 ・流通業者等 11品目(24規格)

- イ 市販品検査を、次の品目について、計448件実施した。また、検査を実施した27規格のうち、9規格については、1規格当たり20件以上の検査を実施した。18規格については市場流通量が少ない等の理由から、1規格あたり20件以上の検査を実施できなかった。
  - 飲食料品 11品目(21規格、398件)

- 品質実態を適切に把握する ための市販品検査(1基準 当たりおおむね20件以上)
- ④ 国際規格との整合性を把握するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査
- ⑤ 消費者及び製造業者等から見直しに対する意見を聴取するためのワーキンググループの開催
- ⑥ JAS規格の見直しにあっては、JAS規格の分析法の改善並びに分析値の信頼性の確保のための分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認

- ウ JAS規格と国際規格の整合性 を確認するための、国際規格及 び市販品の品質実態に関する調 査
- エ 消費者、製造業者、実需者等 から見直しに対する意見を聴取 するためのワーキンググループ の開催
- オ JAS規格の分析法の改善並び に分析値の信頼性の確保のため の分析法及び格付サンプリング 法の妥当性確認

② 品質表示基準の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映した見直し内容の素案を作成する。

- には、調査件数の調整を図る。
- ウ JAS規格と国際規格の整合性を確認 するための、国際規格及び市販品の品 質実態に関する調査を実施する。
- エ 消費者、製造業者、実需者等からJAS 規格見直しに対する意見を聴取するため、必要に応じて消費者説明会や関係者を対象としたワーキンググループによる検討会を開催する。
- オ JAS規格の分析法の改善並びに分析 値の信頼性の確保のための分析法及び 格付サンプリング法の妥当性確認を行 う。

② 品質表示基準の見直しに当たっては、次に掲げる調査、検査等を行い、 それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。 ・林産物

2品目(6規格、50件)

- ウ 国際規格の内容についての調査及び国際規格に対応する市 販品の品質実態に関する調査を次の品目について実施した。
  - 飲食料品4品目(4規格、78件)
- エ 消費者団体に対する説明会を4回、消費者団体及び業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを13回開催した。
- オ 分析法及び格付サンプリング法について情報収集を行うと ともに、妥当性確認試験及び従来手法と新たな手法の同等性 確認試験を次のとおり実施した。
  - ・文献調査

飲食料品10品目(10項目)林産物5品目(31項目)

・ヒアリング

飲食料品 19品目 (28回) 林産物 2品目 (3回)

・妥当性確認のための共同分析試験

飲食料品 9品目(9項目)

測定方法確認のための分析試験

 飲食料品
 1品目(1項目)

 林産物
 5品目(2項目)

従来手法と新たな手法の同等性確認

飲食料品 4品目(5項目)

また、学識経験者、業界関係者等で構成する分析手法又は サンプリング方法に関する妥当性確認検討委員会を8回開催 し、分析方法の妥当性確認試験設計及びその試験結果並びに サンプリング手法の妥当性について検討を行った。

② 農林水産省から要請のあった品質表示基準について、次に 掲げる見直しに係る調査及び検査等を実施し、15基準につい て意見書を作成し、農林水産省へ報告した。

- ア 消費者、製造業者等の品質表 示基準の見直しの要望を把握す るためのアンケート調査
- ア 消費者、製造業者等の品質表示基準 認知の状況及び見直しに関する要望を 把握するため、アンケート等による調 査を実施する。

ア 製造業者に対するヒアリングを7基準について行った。

イ 品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を適切に 把握するための市販品検査(1 基準当たりおおむね20件以上) イ 品質表示基準の対象品又は類似する 製品の品質実態を適切に把握するため の市販品検査(1基準ごとに概ね20件 以上)を実施する。

また、物資の検査及びその他の調査 等により、当該品目に係る必要な情報 が得られる場合には、調査件数の調整 を図る。 イ 市販品検査を、7基準について計340件実施した。また、検査を実施した7基準のうち、5基準については、1基準当たり20件以上の検査を実施した。2基準については市場流通量が少ない等の理由から、1基準当たり20件以上の検査を実施できなかった。

- ウ 品質表示基準と国際規格との 整合性を確認するための、国際 規格及び市販品の品質実態に関 する調査
- ウ 品質表示基準と国際規格の整合性を 確認するための、国際規格及び市販品 の品質実態に関する調査を実施する。
- ウ 国際規格の内容についての調査及び国際規格に対応する市 販品の品質実態に関する調査を3基準(177件)について実施 した。

- エ 消費者、製造業者等から見直 しに対する意見を聴取するため のワーキンググループの開催
- エ 消費者、製造業者等から品質表示基準見直しに対する意見を聴取するため、必要に応じて消費者説明会や関係者を対象としたワーキンググループによる検討会を開催する。
- エ 消費者団体に対する説明会を4回、消費者団体及び業界団 体等をメンバーとしたワーキンググループを4回開催した。

また、農林水産省関係部 局の要請に基づき、JAS規 格の制定等のために必要な 調査等を行う。

- ③ 農林水産省関係部局の要請に 基づき、JAS規格の制定等のた めに必要な調査等を行う。
- き、JAS規格制定等のために必要な調査を行う。

③ 農林水産省関係部局の要請に基づ

③ 農林水産省の要請に基づき、品質表示基準の見直しに係る 調査として、牛由来原材料を使用した加工食品の実態調査と して、表示確認調査を264件実施した。

- ④ ①から③に係るパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を行う。
- ④ ①から③までに係るパブリックコメントの募集及びその結果について説明会を行う。
- ④ 農林水産省が行ったJAS規格及び品質表示基準の見直しに関するパブリックコメントの募集及び募集結果に係る説明会について希望者を募ったところ、参加希望者がいない又は少人数であったため、説明会を開催せず、参加希望者には個別対応により見直しの内容の説明を行った。
- ⑤ ①から④までに係る調査等の結果については、必要に応じて広報誌、インターネット等により公表する。
- ⑤ ①から④までに係る調査等の結果について、センターが公 表すべき案件はなかった。

#### (4) 農林物資の格付業務

今般のJAS法の改正により、 センターが自ら行う生糸の格 付業務が廃止されることにな ったが、平成21年2月28日ま での間は、当該業務を行うこ ととされていることから、同 日までの間は、当該業務を適 正に行う。

#### (4) 農林物資の格付業務

センターが自ら行う生糸の格 付業務については、生糸の格付 に関する基準文書に従い適正に 行う。

#### (4) 農林物資の格付業務

センターが自ら行う生糸の格付業務 については、生糸の格付に関する基準 文書に従い適切に実施する。

また、検査の結果については厳正に 管理する。

#### (4) 農林物資の格付業務

センターが自ら行う生糸の格付業務については、生糸の格 付に関する基準文書に従い適正に16件実施した。 また、検査の結果については厳正に管理した。

#### (5) 国際規格に係る業務

ISO (国際標準化機構) の TC34、TC89/SC3及びTC218の 国内審議団体として情報の収 集、国内の意見集約等の国際 標準作成に関する活動を行 う。

また、農林水産省の要請が

あった場合には、食品、林産

物等の分析の専門家として、

各種の国際会議に出席する。

#### (5) 国際規格に係る業務

ISO(国際標準化機構)のTC34、 TC89/SC3及びTC218の国内審議 団体として国際標準作成に関す る活動を行うため、必要に応じ て外部有識者等からなる委員会 を設置し、情報の収集、国内の 意見集約等行う。

#### 国際規格に係る業務

国際規格に我が国の意見を反映させ るため、次に掲げる措置を講ずる。

- ISO (国際標準化機構)のTC34、TC34 動を行うため、以下の措置を講ずる。
- 〇 必要に応じて外部有識者等からなる 委員会を設置し、情報の収集、国内の 意見集約等を行う。
- 〇 必要に応じて、国際会議に職員等を 派遣する。

/SC12、TC89/SC3及びTC218の国内審 議団体として国際標準作成に関する活

また、農林水産省から各種の 国際会議への出席要請が行われ る場合に備え、各種情報の収集 整理、国際規格に関する知見

- ② 農林水産省から各種の国際会議への 対応要請に備え、次に掲げる措置を講
- 国際規格及び各国規格に関する情報 を収集、整理する。

#### (5) 国際規格に係る業務

次に掲げる措置を講ずることにより、国際規格に我が国の 意見を反映させるよう努めた。

- 1SO (国際標準化機構)のTC34 (食品専門委員会)、TC34/ SC12 (官能検査分科会)、TC89/SC3 (木質パネル専門委員会 /合板分科委員会)及びISO/TC218(木材専門委員会)の国 内審議団体事務局として、次のとおり国内委員会等の開催及 び国際会議への職員の派遣を行うとともに、各委員会で検討 されている案件についての情報の収集を行い、委員へ提供す る等、国際標準作成に資するための活動を行った。 [TC34]
  - ・WG9 (飼料及び食品チェーンにおけるトレーサビリティに係る 作業部会)

国内委員会 1回開催

・WG12 (農業へのISO9001:2000の適用に係る作業部会)

国内検討会 1回開催

国際会議 1回出席(1名)

「TC89/SC3及7以SO/TC218〕 国内委員会 2回開催

国際会議 2回出席(2名)

- ② 農林水産省からの国際会議への対応要請に備え、次に掲げ る取組を行った。
- 国際的に流通している食品等の海外における製造技術、国 際規格、各国規格等に関する情報を収集、整理した。

また、コーデックス食品規格委員会(Codex)関連の国内 会議に13回出席し、Codex委員会総会及び各部会等で検討さ れている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整

の蓄積等に努める。

る。

○ 必要に応じ、国際的に流通している 食品等の品質及び表示の調査分析を行 う。

- 理した。
- O Codexに提案されている国際規格案について、当該規格案 の品質要件及び分析法を検討するため、市販品の調査分析を 次のとおり行い、結果を取りまとめ、農林水産省に報告した。
  - ・発酵大豆ペースト (Fermented soybean paste (注1)) 75件
  - · 非発酵大豆製品 (Non-Fermented soybean products (注 2)) 47件

注1: みそに相当

注2:豆腐、油揚げ等に相当

- (6) 農林物資の検査技術に関す る調査研究業務
- ① 農林物資の検査技術に関する調査研究については、現在必要とされている次のような偽装表示の監視・取締りのための検査技術の開発を積極的に行うとともに、大学又は研究機関との共同試験等により、調査研究の質の向上を図る。
- (6) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務
- ① 農林物資の検査技術に関する 調査及び研究については、現在 必要とされている次のような偽 装表示の監視・取締りのための 検査技術の開発に重点化する。

また、必要に応じて大学、試験研究機関、分析機関等との共同試験等を実施することにといるともに、他機関で開発された判別技術の中で検査に活用できるともに技術導入を図り、検査に活用する。

- (6) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務
- ① 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている偽装表示の取締りのための検査技術の開発に重点化を図るとともに、質の向上並びに課題の選定、実施方法及び成果についての適正な点検・評価を行うため、次の掲げる措置を講ずる。

また、調査研究の質の向上を図るため、必要に応じて大学、試験研究機関、分析機関等との共同試験等を実施することにより調査及び研究の質の向上を図るとともに、他機関で開発された判別技術の中で検査に活用できると考えられるものについては積極的に技術導入を図る。

○ 食品等の検査技術に関する技術開発 の動向等を把握するため、調査研究に 係る試験研究機関の連絡会、各種学会 等へ積極的に参加するほか、行政部局 のニーズを把握するために農林水産省 の各種会議に参加し、情報収集を行う。

- (6) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務
- ① 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、次に掲げる措置を講ずることにより、現在必要とされている偽装表示の取締りのための検査技術の開発に重点化を図るとともに、質の向上並びに課題の選定、実施方法及び成果についての適正な点検・評価を行った。

16課題について、試験研究機関等と共同で調査研究を実施するとともに、次の2課題について、他機関で開発された判別技術の導入を行うことにより、調査研究の水準の向上を図った。

- ・畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性確認
- ・FRIP法を用いた魚介類の簡易種判別法の検討

さらに、「PCR法を用いた肉種鑑別法の検討」を行い、飼料の肉骨粉で確立されていた畜種判別法を食肉及び食肉加工品に活用した。

- 調査研究の実施に当たっては、次の取組を行うことにより、 食品等の検査技術に関する技術開発の動向等の把握に努め た。
  - ・ 食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、学会誌、試験研究機関の研究報告書等から必要な情報を入手した。
  - 食品総合研究所及び中央水産研究所等の主催する試験

ア 生鮮食品については、品種 ア 生鮮食品については、青果物 及び原産地の判別技術の開発 や魚類等のうち外観から容易に 判別がつかないものについて品 種及び原産地の判別技術の開発

〇 農林物資の検査技術に関する調査研究課題は20課題以上とし、そのうち中期目標に示された次に掲げる3分野等の偽装表示の監視・取締りのための検査技術の開発に関する課題が全課題に占める割合を80%以上とする。

なお、年度途中で緊急に実施すべき 課題が発生した場合には、課題件数に 留意しつつ、必要に応じて実施する課 題の調整を行う。

・生鮮食品については、青果物や魚類 等のうち外観から容易に判別がつか ないタマネギの原産地、ブリ等の種 等の判別技術 研究推進会議等に計5回参画し、また、各種学会に10回 参加し、学会発表を行うとともに情報収集を行った。

○ 調査研究を次のとおり24課題実施した。このうち中期目標に定められた3分野に関する課題は22課題(うち生鮮食品13課題、加工食品6課題、遺伝子組換え食品3課題)であり、全課題に占める割合を91.7%とした。

また、調査研究の予備調査として、事前調査研究を3課題実施した。

- ア 生鮮食品については、次のとおり13課題実施した。
- (7) 無機分析による生鮮農産物の原産国スクリーニング判別 法の開発

【成果:国産60件、外国産60件のゴボウについて、ICP-AES 及びICP-MSを用いて27元素を測定し、5元素濃度から成るスクリーニング判別法として活用可能と思われる精度の判別関数(判別率95%)を構築した。】(平成20年度継続)

(イ) 無機分析によるニンニクの原産国判別法の開発 〔共同研究〕

【成果;平成18年度に構築した国産及び中国産の判別関数を基にマニュアル案を作成し、3試験室で妥当性確認を行った結果、すべての試料について正しく判定された。事前運用試験の結果により明らかになった問題点を修正した上でマニュアルを完成させ、ホームページに掲載した。】(平成19年度終了)

(ウ) 無機分析によるショウガの原産国判別法の開発 [共同研究]

【成果;平成18年度に構築した国産及び中国産の判別関数を基にマニュアル案を作成し、3試験室で妥当性確認を行った結果、すべての試料について正しく判定された。事前運用試験の結果により明らかになった問題点を修正した上でマニュアルを完成させ、ホームページに掲載した。】(平成19年度終了)

(I) 無機分析によるタマネギの原産国判別法の開発 [共同研究]

【成果;国産279件、外国産74件のタマネギについて、ICP -AES及びICP-MSにより27元素を測定し、判別分析を行った。その結果、11元素濃度から成る判別関数(判別率;国産97%、外国産82%)を構築した。】(平成19年度終了)

(オ) 無機分析によるカボチャの原産国判別法の開発 [共同研究]

【成果:トンガ産11件、メキシコ産16件、ニュージーランド産14件、国産13件のカボチャについて、ICP-AES及びICP-MSにより、平成18年度に特定した産地判別の指標となる3元素も含めて26元素を測定し、判別関数を構築するためのデータを収集した。】(平成20年度継続)

- (抗) 窒素安定同位体比を用いた化学肥料使用判別法の開発 【成果:化学肥料使用の有無が窒素安定同位体比に及ぼす 影響について検討するため、有機農産物と化学肥料使用 農作物の安定同位体比を測定し、統計処理を行った。そ の結果、化学肥料使用の有無及び地域による有意差が認 められた。】(平成19年度終了)
- (キ) 照射食品の検知技術の開発及び妥当性確認 [共同研究] 【成果;照射食品の検知方法である熱ルミネッセンス法 (TL法) の再照射線源である γ線の代替として X線が利用可能かどうか検討するため、平成18年度に開発した小型の X線照射装置を用いて、試験法の妥当性確認を行った。その結果、単一試験室における妥当性が確認された。】 (平成20年度継続)
- (ク) 畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性確認 〔共同研究〕

【成果:神戸大学で開発された国産と豪州産牛肉の判別法の有効性を検証するため、黒毛和種311件、国産ホルスタイン種304件、豪州産300件分析し、その結果4種のマーカーにより判別が可能であることを確認した。さらに、平成20年度に複数機関で妥当性確認試験を実施するに当たって、より判別精度を高めるために分析方法を改変した。】(平成20年度継続)

- (ケ) ブリ近縁種及び類似魚類の種判別法の開発〔共同研究〕 【成果;メダイ、イボダイについてミトコンドリアDNAチトクロムb遺伝子の塩基配列の解析を行った。この解析結果と平成18年度に解析した塩基配列を基に、ブリ属4種、Seriole//a属3種、メダイ及びスギの計9魚種を判別できる方法を開発した。】(平成20年度継続)
- (コ) マグロ属の凍結履歴判別法の検討〔共同研究〕 【成果;平成18年度のハンディタイプ近赤外分光分析計を 用いた調査研究において「凍結」と「非凍結」サンプル 間の波長について有意差が見られたため、平成19年度は 汎用型近赤外分光分析計による測定条件の検討を行っ た。その結果、測定した吸光度の二次微分値から判別関 数を作成した。】(平成19年度終了)
- (サ) 魚類の名称ガイドライン記載種を中心としたDNA解析及 び種判別法の検討〔共同研究〕

【成果:魚介類39種のミトコンドリアDNAチトクロム/遺伝子の部分配列及び貝類、頭足類及び甲殻類のミトコンドリアDNA16SrRNA遺伝子の部分配列を解析し、国際的なDNAデータベースに登録した。さらに国際的なDNAデータベースから収集したデータを用いて、魚類の名称ガイドライン記載種の推定法の案を作成した。】(平成20年度継続)

- (ジ) FRIP法を用いた魚介類の簡易種判別法の検討[共同研究] 【成果;九州大学で開発された3種のクモガニ科甲殻類(ズワイガニ、ベニズワイガニ、オオズワイガニ)の判別法であるFRIP法について、過去の調査研究で解析済みのデータを基に、表示監視業務で使用可能か検討を行った結果、実用化の可能性が示唆された。】(平成20年度継続)
- (A) 無機分析による貝類の原産国判別法の開発〔共同研究〕 【成果;国産43件、中国産13件、韓国産15件の貝類の殻について、ICP-MSにより14元素を測定したところ、3元素が判別に有用な元素であることが確認された。】(平成20年度継続)

- イ 加工食品については、原材 イ 加工食品については、消費者 料表示の真正性、原材料の原 の関心が高い品目を中心に原材
- ・加工食品については、消費者の関心 が高い角肉練り製品等の原材料表示
- ・加工食品については、消費者の関心 / 加工食品については、次のとおり6課題実施した。
- が高い魚肉練り製品等の原材料表示 (7) 超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いた食

産地等の判別技術の開発	料表示の真正性、原材料の原産地等の判別技術の開発	の真正性、昆布等の原料原産地等の判別技術	品のスクリーニング産地判別の簡易・迅速測定法の検討 【成果;新型蛍光X線分析装置(新型EDXRF)を用いて、国産原木39件、中国産原木36件、中国産菌床31件の乾しいたけについて13元素を測定した。その結果、ICP-AES及びICP-MSで測定困難なBr,S,CIを新型EDXRFで測定することにより、ICP測定時よりも高い精度の判別関数(判別率93~100%)を構築した。】(平成20年度継続)  (4) PCR法を用いた肉種鑑別法の検討 【成果;センターが特許を出願した飼料中の動物由来のDNA検出用プライマーを用いて肉種鑑別法を検討した結果、高度に加工された食品においても肉種鑑別が可能であることが確認された。なお、平成19年6月に発生した牛挽肉加工品偽造表示事案の際には、検討結果を基に作成した暫定マニュアルを用いて緊急に肉種鑑別を実施した。】(平成19年度終了)  (ウ) 無機分析によるうなぎ加工品の原料原産地判別法の開発【成果;加工の影響が少ないと考えられるうなぎ蒲焼試料の肉間骨を分析対象部位とし、国産蒲焼19件、中国産蒲
			の肉間骨を分析対象部位とし、国産浦焼19件、甲国産浦焼15件について、ICP-MSを用いて9元素を測定した。その結果5元素濃度から成る判別関数(判別率91%)を構築した。】(平成20年度継続)  (I) 無機分析による昆布の原料原産地判別法の開発【成果;国産80件、中国産70件のマコンブについて、ICP-MSで13元素を測定し、判別分析を行った。その結果、3元素濃度から成る判別関数(判別率100%)を構築した。】(平成20年度継続)  (オ) 加工食品の原料魚種判別法の開発~タラ類以外のすり身原料魚種~〔共同研究〕【成果;練り製品に使用される可能性がある20種類の魚種について、ミトコンドリアDNAの一部塩基配列を解析した。また、平成19年度に開発したハモ、イトヨリダイ属3種及び平成18年度に開発したスケトウダラ、ミナミダラ及びホキの特異的検出PCR法を26魚種に対して実施したところ、7魚種の特異性が確認された。】(平成20年度継続)

		(カ) 辛子めんたいこの原料魚種判別法の開発〔共同研究〕 【成果;平成18年度に開発したスケトウダラ、マダラ属2 種及びミナミダラを特異的に検出するプライマーセット を改良し、マニュアル案を作成した。このマニュアル案 を用いて3試験室で事前運用試験を行い、その結果を基 に再度特異的検出プライマーの改良及びマニュアル案の 変更を検討した。】(平成20年度継続)
ウ 遺伝子組換え食品については、遺伝子組換え原材料の定性及び定量分析技術の開発	 ・遺伝子組換え食品については、新たに遺伝子組換えに係る表示が義務付けが見込まれる新規承認組換え農産物についての遺伝子組換え体の検知技術	ウ 遺伝子組換え食品については、次のとおり3課題実施した。 (7) 農産物からの遺伝子組換え体の検知技術の開発 <新規承認組換え農産物の検知技術> 【成果: GMアルファルファDNAの定性検知感度を明らかにするため、GMアルファルファの大上に組込んだGM様のプラスミド上に組込んだGM様のプラスミドを構築した。これらのプラスミド及び計2種の内在性DNA配列を同一のプラスミドを構築した。これらのプラスミドからプラスミドを構築した。これらのプラスミドからプラスミドを構築した。これらのプラスミドからプラスミドを構築した。 (4) 農産物からの遺伝子組換え体の定量分析技術の確立 <gmトウモロコシのスクリーニング定量分析法> [共同研究] 【成果: 妥当性確認試験を実施するための事前検討として、3機関による予備試験を行い、これらの試験結果を受けて共同試験用の実験プロトコルを作製した。また妥当性確認試験用のブラインド試料の作製に必要なサンプルを確保した。】(平成20年度継続)  (ウ) 農産物からの遺伝子組換え体の定性分析技術の確立 <gmトウモロコシの定性分析法> [共同研究] 【成果: 妥当性確認試験のために抽出方法について検討し、前処理方法を確定した。その結果を基に、共同試験用の実験プロトコルを作成した。】(平成20年度継続)  エ 重点3分野以外の調査研究を、次のとおり2課題実施した。(ア) 生糸機械検査システムの開発に関する研究 【成果:平成18年度に開発した縦型実用検査装置の改良を行った。また、国際的な生糸電子検査基準の策定に協力するために、日本及び中国において同一試料による比較試験を行った。なお、この調査研究の成果により、平成</gmトウモロコシの定性分析法></gmトウモロコシのスクリーニング定量分析法>

19年7月27日付けで「生糸のずる節検出方法及び装置」 の特許を取得した。】(平成19年度終了)

(イ) 主要な食用水産動植物とその加工食品に存在するヒ素の 形態別濃度の解明〔共同研究〕

【成果:6種の水産生鮮品及び6種の水産加工品について、ICP-MSにより総ヒ素濃度及び7種の形態別ヒ素加工物濃度を測定した結果、生鮮品及び加工品ともに検出されたヒ素の形態は毒性の低い化合物が多く、食品としての危険性はきわめて低いことが確認された。】(平成19年度終了)

- オ 事前調査研究を次のとおり3課題実施した。
- (7) 波長分散型蛍光X線分析装置を用いた農水産物の原産国 判別法の検討

【成果:国産44件、韓国産22件、北朝鮮産22件、中国産28件、トルコ産15件及びメキシコ産4件のマツタケについて、波長分散型蛍光X線分析装置により18元素を測定した。その結果、日本と東アジア(韓国、北朝鮮及び中国)産を判別する、7元素濃度から成る判別関数(判別率82%)を構築し、マツタケの原産国判別の可能性が示唆された。】(平成19年度終了)

- (イ) 安定同位体比を用いた畜産物の原産国判別法の検討 【成果;畜産物について、酸素安定同位体比の測定が可能 かどうか検討した結果、試料の吸湿性等の影響で測定困 難であることが明らかになった。また炭素及び窒素の安 定同位体比測定による豚肉及び鶏肉の原産国判別の可能 性を検討した結果、豚肉について、炭素安定同位体比に よる原産国判別の可能性が示唆された。】(平成20年度調 査研究として継続)
- (ウ) 近赤外分光法によるそば粉と小麦粉の混合割合の推定法 の検討

【成果;近赤外分光法により、そば粉及び小麦粉の各タンパク質に特異的な吸収領域を検出した結果、各波長領域における2次微分値において有意差が認められたことから、そば粉と小麦粉の識別の可能性が明らかになった。この結果により、そば粉と小麦粉の混合試料を用いて配合割合を定量可能か検討したところ、そば粉と小麦粉の

また、課題の選定に当たっ ては、外部の有識者からの客 観的な意見を踏まえて決定す る。	また、課題の選定・評価に当 たっては、外部有識者からの客 観的な意見を踏まえて行い、毎 事業年度20課題以上実施する。	○ 必要性の高い調査研究課題の選定、 実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務運営に 反映させるため、外部の有識者を含め た調査研究総合評価委員会(仮称)を 開催する。 また、調査研究の適切な進行管理及 び内部評価に基づく計画変更の指示等 を効率的に行うため調査研究推進委員 会(仮称)を開催する。	混合割合を推定できる可能性が示唆された。】(平成20年度調査研究として継続)  〇 外部の有識者を含む調査研究総合評価委員会を平成20年3月に開催し、平成19年度調査研究成果の評価を行うとともに、平成20年度の調査研究課題として「DNA分析を使用した牛肉の雌雄判別法の検討」、「安定同位体比を用いた豚の原産国判別法の検討」、「近赤外分光法によるそば粉と小麦粉の混合割合推定法の検討」等23課題を選定した。また、本部、横浜事務所及び神戸センターにおいて調査研究推進委員会を計3回開催し、平成19年度における調査研究の実行計画について検討する等、調査研究の進行管理等を行った。なお、検討の結果、計画変更を要する課題はなかった。
② 調査研究の成果については、公開発表会を毎事業年度 1回以上実施するとともに、 検査・分析業務等に迅速に活用する。	② 調査研究の成果については、 毎事業年度1回以上の公開発表 会を開催するとともに、調査研 究報告書、インターネット等に より広く一般に公開する。	<ul><li>② 調査研究の成果を積極的に公表するため、次に掲げる措置を講ずる。</li><li>〇 調査研究報告書を作成し、関係機関へ配布するとともに、インターネット等により広く一般に公表する。また、公開発表会を開催する。</li></ul>	② 次に掲げる措置を講ずることにより、調査研究の成果を積極的に公表した。  ○ 平成18年度の調査研究の成果について「食品関係等調査研究報告第31号」を作成し、公表するとともに、調査研究結果の概要をホームページに掲載した。 また、公開調査研究発表会を平成19年11月に開催し、「DNA分析による国産牛と豪州産牛の判別法の検討」、「無機元素分析によるマコンブの原料原産地判別法の開発」等11課題について発表した。(外部からの参加者82名)
	また、調査研究の成果については、検査・分析のためのマニュアルに反映し、検査・分析業務等に迅速に活用する。	〇 調査研究の成果を検査分析等業務に 迅速に活用するため、検査・分析マニュアルの作成等を行う。	〇 「ショウガの原産国判別マニュアル」、「ニンニクの原産国判別マニュアル」、「サバ属魚類の魚種判別マニュアル」及び「マアジとニシマアジの魚種判別マニュアル」を作成し、ホームページに掲載した。
(7) 依頼検査 製造業者等から依頼された 農林物資の品質、成分等に関 する検査を適切に行う。	(7) 依頼検査 製造業者等から依頼された農 林物資の検査を適切に行うため、依頼検査に関する基準文書 を作成するとともに、依頼者の 機密保持を図るため検査結果の 厳正な管理を行う。	(7) 依頼検査 製造業者等から依頼された農林物資 の検査を適切に行うため、依頼検査に 関する基準文書を作成するとともに、 必要に応じて見直しを行う。 また、依頼者の機密保持を図るため 検査結果の厳正な管理を行う。	(7) 依頼検査 依頼検査に関する基準文書の見直しを行うとともに、製造業者等から依頼された、林産物(1件)及び生糸(46件)に係る依頼検査を基準文書に基づき適切に実施した。また、依頼者の機密保持を図るため、検査結果の厳正な管理を行った。

- (8) 緊急時の要請に関する業務 (8) 緊急時の要請に関する業務 農林水産大臣から独立行政 法人農林水産消費安全技術セ ンター法(平成11年法律第18 3号) 第12条の規定に基づき 調査、分析又は検査を緊急に 実施するよう要請があったと きは、機動的かつ柔軟な組織 体制をとるなど、最優先で組 織的に取り組み、必要な調査、 分析又は検査の迅速かつ正確 な実施に努めるとともに、そ の結果について農林水産大臣 に迅速に報告する。
  - 独立行政法人農林水産消費安 全技術センター法(平成11年法 律第183号) 第12条の規定に基 づく緊急時の調査等について は、農林水産大臣からの要請に 従い、機動的かつ柔軟な組織体 制をとるなど、最優先で迅速か つ的確に実施し、その結果を速 やかに農林水産大臣に報告す る。

必要な分析方法、データを効 率よく検索できるよう、調査研 究結果や研究論文等の情報を収 集し、体系的に整理する。

農林水産大臣から独立行政法人農林 水産消費安全技術センター法(平成11

| (8) 緊急時の要請に関する業務

年法律第183号) 第12条の規定に基づ き調査、分析又は検査を緊急に実施す るよう農林水産大臣から要請があった ときに、迅速かつ的確に対応すること ができるよう、次に掲げる措置を講ず る。

- 〇 調査研究結果及び緊急時に活用する 可能性の高い研究論文等を整理し、必 要に応じた分析方法、データを効率的 に検索できる情報管理体制を維持する とともに、緊急要請に迅速に対応でき るよう要請が想定される事案について それぞれの専門家を登録し、必要に応 じて見直す。
- 〇 農林水産大臣から要請があった場合 には、プロジェクトチームを設置する 等により、他の業務に優先して要請さ れた調査、分析又は検査の迅速かつ正 確な実施に努めるとともに、調査結果 を速やかに報告する。

(8) 緊急時の要請に関する業務

次に掲げる措置を講ずることにより、農林水産大臣から独 立行政法人農林水産消費安全技術センター法第12条の規定に 基づき、調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請のあ ったときに、迅速かつ的確に対応する体制を整備した。

- 要請が想定される事案ごとに研究論文及び分析方法等を整 理し、また、外部からの提供情報を含め、日々入手した情報 の蓄積と整理を引き続き行い、情報管理体制の充実に努めた。 また、平成19年度の3法人統合に伴い緊急調査の実施体制 を見直し、関係する規程を改正するとともに、同規程に基づ く緊急時における指示・連絡体制等の対応マニュアルを策定 した。また、想定される要因及びその内容別分類ごとに専門 的知見を有する職員及び機器を登録した名簿を見直し、更新 した。
- 〇 平成19年度については、独立行政法人農林水産消費安全技 術センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急 時の調査、分析又は検査の要請はなかった。

4 リスク管理に資するための 有害物質の分析業務

農林水産省が行う科学的知 見に基づく食品安全行政に資 するため、食品等に含まれる 有害物質の分析を実施するも のとする。

その実施に当たっては、農 林水産省が策定する「サーベ イランス・モニタリング計画」 に含まれる有害化学物質・品 目についての実態調査を実施 する際には、評価・公表ガイ ドラインに従って迅速かつ的

- 害物質の分析業務
- (1) 農林水産省が行うリスク管理 に資するための有害物質の分析 については、農林水産省が策定 する「サーベイランス・モニタ リング計画」に含まれる有害化 学物質・品目についての実態調 査を優先的に実施する。
- の分析業務
- (1) 農林水産省が行う食品の安全性に関 するリスク管理について、その的確な 実施に資するため、有害化学物質の分 析に当たっては、次に掲げる措置を講 ずる。
- 〇 農林水産省が策定する「サーベイラ ンス・モニタリング計画」に含まれる 有害化学物質・品目についての実態調 査を優先的に実施する。

- 4 リスク管理に資するための有│4 リスク管理に資するための有害物質│4 リスク管理に資するための有害物質の分析業務
  - (1) 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理につい て、有害化学物質の分析に当たっては、次に掲げる措置を講 ずることにより、的確な実施に努めた。
  - 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年 次計画」に含まれる有害化学物質・品目についての実態調査 を優先的に実施した。

#### 「農産物)

残留農薬

2.038検体

かび毒(注1)

210検体

注1:デオキシニバレノール (DON)、ニバレノール及び

確に行い、その結果を農林水 産省に報告する。

その際、肥料、農薬、飼料 及び飼料添加物並びに土壌改 良資材の検査等業務と連携・ 調整を図るとともに、当該業 務を通じて蓄積された知見等 を活用し、生産現場等におけ るリスク低減対策の支援等に 資するよう、これらの資材の 特性や使用実態等を踏まえつ つ、農林水産省が策定する「サ ーベイランス・モニタリング 計画」の下で分析対象を選定 するなど、中期目標期間中に4 件以上の課題についてテーマ を設定するとともに、その結 果について取りまとめる。

さらに、分析結果の信頼性 を客観的に保証することがで きるシステムを確立するもの とする。 (2) その際、検査等業務に従事す る職員から成るプロジェクトチ ームを毎事業年度設置し、それ ぞれの情報や知見の活用、テー マの検討等を行うことにより、 肥料、農薬、飼料及び飼料添加 物並びに土壌改良資材の検査等 業務と連携・調整を図るととも に、当該業務を诵じて蓄積され た知見等を活用し、生産現場等 におけるリスク低減対策の支援 等に資するよう、これらの資材 の特性や使用実態等を踏まえつ つ、農林水産省が策定する「サ ーベイランス・モニタリング計 画」の下で分析対象を選定する。

具体的には、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等業務の有する生産資材の特性や使用実態等の情報を活用しつつ、

- ① 農薬が残留するおそれの高い作物
- ② 汚泥肥料の施用等により有害重金属を含むおそれのある

- 新たに顕在化したリスクに機動的に 対応し得るよう、必要に応じて対象有 害化学物質及び実施検体数の調整を図 るものとする。
- (2) 次の①~④に掲げる課題など比較的 リスクが高いおそれのある農産物等に ついて、1テーマ以上を設定して次に より有害物質の分析を行う。
- 〇 検査等業務に従事する職員からなる プロジェクトチームを設置し、検査等 業務を行う各部門が有するデータを活 用して分析対象や分析方法等の選定を 行う。
- 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等業務と連携・調整を図るとともに、当該業務を通じて蓄積された知見等を活用し、生産現場等におけるリスク低減対策の支援等に資するよう、これらの資材の特性や使用実態等を踏まえつつ、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき実施するものとする。
  - ① 農薬が残留するおそれの高い作物
  - ② 汚泥肥料の施用等により有害重金 属を含むおそれのある作物

ゼアラレノン

#### 〔飼料〕

・かび毒(注2)1,137検体・有害金属(注3)783検体・残留農薬662検体・ダイオキシン類37検体

注2:オクラトキシンA、アフラトキシン類、ゼアラレノ ン及びDON

注3:カドミウム、無機ヒ素、水銀及び鉛

- O 新たに顕在化したリスクで、センターが対応すべき事案は なかった。
- (2) 農薬が残留するおそれの高い作物について、次のとおり有害物質の分析を行うことにより、生産現場等におけるリスク低減策の支援等に寄与した。
- ポジティブリスト制度が導入された中で、前作の作物に使用した農薬の作物残留に係るリスク低減に資するためのデータを得ることを目的として、食品検査業務及び農薬検査業務に従事する職員からなる「前作に使用された農薬の残留分析プロジェクトチーム」を設置し、検査等業務を行う各部門が有するデータを活用して、分析対象や分析方法等を選定した。
- 〇 生産現場におけるリスク低減対策の支援に資するよう、前作の農作物に使用した農薬の残留状況について調査を行うため、農林水産省が策定した「平成19年度食品の安全性に関する有害物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく国産野菜の残留農薬分析の実施に当たっては、通常の検査に加え、農薬検査部門が有する土壌半減期の長い農薬等に関する知見を活用して選定した分析対象農薬を、食品検査部門において効率的かつ効果的に101件分析した。

作物

- ③ カビ毒の発生する可能性の 高い地域の作物
- ④ 上記に掲げるもののほか、 生産現場等におけるリスク低 減対策の観点から必要な課題 等、4件以上の課題について、 中期目標期間中にテーマを設定 して実施する。
- っては、評価・公表ガイドライ ンに従って迅速かつ的確に行 い、その結果を農林水産省に報 告する。
- 保証するため、精度管理、分析 法の妥当性の確認等を的確に実 施する。

また、当該業務に従事する要 員の資格要件を定め、必要な教 育及び訓練を行う。

- ③ カビ毒の含有のリスクが高い作物
- ④ 上記に掲げるもののほか、生産現 場等におけるリスク低減対策の観点 から必要な課題

- は、農林水産省が定めている評価・公 表ガイドラインの要件に従って迅速か つ的確に実施し、その結果を農林水産 省に報告する。
- (4) 分析結果の信頼性を客観的に (4) 分析結果の信頼性を客観的に保証す るため、ISO/IEC17025及びGLPの考え 方に基づく精度管理、国際的プロトコ ルの考え方に基づく分析法の妥当性の 確認等を的確に実施する。

また、当該業務に従事する要員の資 格要件を定め、分析機器の操作等の分 析技術に関する教育及び訓練を行う。

- (3) 有害物質の分析の実施に当た │(3) 有害物質の分析の実施に当たって │(3) 有害物質の分析の実施に当たっては、農林水産省が定めて いる評価・公表ガイドラインの要件に従って迅速かつ的確に 実施し、その結果を農林水産大臣に報告した。
  - (4) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、次に掲げる取 組を行った。
  - 内部精度管理として、分析の都度、添加回収試験等を行う ことにより分析の精確さを管理するとともに、外部精度管理 として、分析担当者に対して担当試験に係る外部技能試験に 1回以上参加させた。

また、野菜・果実の残留農薬に係る分析法を改良したこと に伴う当該分析法の妥当性確認試験を行い、その妥当性につ いて確認した。

〇 「リスク管理分析担当者資格認定マニュアル」において当 該業務に従事する要員の資格要件を定めるとともに、分析技 術及び分析試験業務の品質管理・品質保証に関する教育訓練 を実施した。

- 5 カルタヘナ担保法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用 等の規制による生物の多様性 の確保に関する法律(平成15 年法律第97号)第32条第1項の 規定に基づき、同条第2項の農
- 5 カルタヘナ担保法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等 の規制による生物の多様性の確 保に関する法律(平成15年法律 第97号) 第32条第1項の規定に基 づき、同条第2項の農林水産大臣 林水産大臣の指示に従い、立 の指示に従い、立入り、質問、

5 カルタヘナ担保法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制 による生物の多様性の確保に関する法 律(平成15年法律第97号。以下「カル タヘナ担保法」という。) 第32条第1項 の規定に基づき、同条第2項の農林水産 大臣の指示に従い、立入り、質問、検

5 カルタヘナ担保法関係業務

次に掲げる措置を講ずることにより、カルタヘナ担保法第32 条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、 立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する体制を整備し た。

入り、質問、検査及び収去を 的確に実施し、その結果を速 やかに農林水産大臣に報告す る。	検査及び収去を的確に実施し、 その結果を速やかに農林水産大 臣に報告する。	査及び収去を的確に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。また、立入り、質問、検査及び収去を実施した場合には、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。  ○ 立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。  ○ 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は適切に実施する。	なお、農林水産大臣から立入り、質問、検査及び収去の指示はなかった。  〇 立入検査等を行うための規程類については、立入検査等の要員の資格を規定する等の改正を行った。  〇 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼はなかった。
6 国際協力業務 可能な範囲において、研修 生の受入れ、海外への専門家 の派遣等の国際協力を行う。	6 国際協力業務 可能な範囲において、センタ 一の技術力を活用した専門家の 海外派遣及び海外からの研修生 の受入れを行う。	6 国際協力業務 農林水産省、独立行政法人国際協力 機構等の関係機関からの国際技術協力 等の要請については、可能な範囲にお いて、開発途上国等からの技術支援専門 家の海外派遣を行うとともに、海外か らの研修員の受入れを行う。 また、必要に応じて独立行政法人国 際協力機構の主催する研修等に職員を 派遣する。	6 国際協力業務 国際協力機構等からの国際技術協力等の要請を踏まえ、次の取組を行った。  ○ 国際協力機構(JICA)から技術団員の派遣要請があり、職員を1回(1名)派遣した。  ○ JICAから技術協力専門家の派遣要請があり、役職員を講師として2回(2名)派遣した。  ○ JICA等からの要請により海外からの研修員を受入れ、JAS制度、日本の飼料安全制度、食品及び飼料等の分析技術等に関する研修を7回(延べ16か国、46名)実施した。  また、環境省環境調査研修所の主催する海外研修生指導者研修及び国際獣疫事務局(0IE)の主催する獣医行政実績評価研修にそれぞれ役職員(2名)を派遣した。
第4 財務内容の改善に関する 事項 適切な業務運営を行うこと により、収支の均衡を図る。 また、自己収入(JAS法に基 づく格付業務及び飼料安全法	第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 自己収入(JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)を平成18年度予算を基	第3 予算(人件費の見積もりを含む。)、 収支計画及び資金計画 本事業年度の予算(人件費の見積も りを含む。)、収支計画及び資金計画は、 別表1、2及び3に定めるとおりとす る。	第3 予算 (人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 財務諸表等を参照のこと。 〇 平成19年度においても予算の執行を適切に行い、平成18年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。

に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)の増額を図る。	準として、毎事業年度1%以上の 増額を図る。 「略〕	また、平成18年度予算を基準として、 1%以上の自己収入(JAS法に基づく格 付業務及び飼料安全法に基づく特定飼 料の検定業務に係る収入等を除く。)の 増額を図るための取組を行う。 [略]	○ 執行に当たって、30万円以上の入札及び契約に係る文書にあっては、決裁終了後に監事に回付するよう関係規程類を改正し、入札及び契約を適正に実施した。また、契約に係る情報の公表について、契約事務取扱規程を改正し、国と同じ様式により公表した。 ○ 年度当初及び年度途中において必要に応じた予算配付を行うことにより、適切かつ効果的な資金配分を行った。 ○ 自己収入(JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)について、講師派遣の要請に積極的に対応する等の自己収入の増額のた結果、平成19年度予算額を上回る自己収入(9,086,496円)を得た。なお、センターは運営費交付金を主な財源として運営しており、これによっては利益は生じない。この他、検査・検定手数料、講習事業収入等により当期利益が生じているが、これは通常の業務範囲内での利益計上である。このため、中期目標期間終了後、運営費交付金残額と合わせた利益金は、国庫に返納することとして、特に目的積立金として申請していない。
	第4 短期借入金の限度額 平成18年度 : 7億円 平成19年度~平成22年度 : 13億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ 神戸センターの移転・新築の際、現庁舎の跡地の売却収入が発生するまでの間、一時的に資金が不足した場合に業務活動に充当する経費の借入れ	第4 短期借入金の限度額 平成19年度 : 13億円  (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ 神戸センターの移転新築の際、現庁舎の跡地の売却収入が発生するまでの間、一時的に資金が不足した場合に業務活動に充当する経費及び移転新築等に係る経費の借入れ	第4 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入れの遅延等の短期借入を行う事案はなかった。
	第5 重要な財産を譲渡し、又は   担保に供しようとするときは、	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に   供しようとするときは、その計画	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、   その計画

#### その計画

神戸センターの移転・新築に伴| のとし、より有利な売却を図るこ<sup>1</sup>を行う。 とができるよう、十分に検討を行 移転新築費用の一部に充当する。

浜町1-4

(面積:7.292.12m<sup>2</sup>)

建物:旧館

昭和2年築、RC-4-1造 延べ床面積4.401.18m<sup>2</sup>

新館

昭和6年築、SRC-4-1诰 延べ床面積11.623.26m<sup>2</sup>

(注)土地の面積、建物の延べ床 面積については、独立行政法 人への移行時に国から出資さ れた面積を記載 なお、第4 に記述したとおり、当該売却 収入が発生するまでの間、一 時的に資金が不足した場合に は、短期借入れを実施するこ ととし、当該短期借入れの担 保として現庁舎の土地及び建 物を供する。

神戸センターの移転・新築に伴い不要 い不要となる現庁舎及び土地につしとなる現庁舎及び土地の処分について、 の解体・撤去を行った上で土地を | 売却する、②庁舎の解体・撤去を行わず、 | 行わず、庁舎と一体で土地を売却 | かの方法によるものとし、より有利な売 する、のいずれかの方法によるも | 却を図ることができるよう、十分に検討 | 遊休資産にはなっていない。

なお、第4に記述したとおり、当該売 う。なお、現庁舎等を処分したこ│却収入が発生するまでの間、一時的に資 とによる当該売却収入については、│金が不足した場合には、短期借入れを実 施することとし、当該短期借入れの担保 土地:兵庫県神戸市中央区小野 | として現庁舎の土地及び建物を供する。

重要な財産の譲渡及び担保に供する事案はなかった。

なお、センターが所有する重要な資産として、庁舎及びその いては処分する。その際、①庁舎│①庁舎の解体・撤去を行った上で土地を│敷地、ほ場を所有しているが、庁舎については、センターが実 |施するすべての検査等業務に、ほ場については、肥料の公定規 売却する、②庁舎の解体・撤去を | 庁舎と一体で土地を売却する、のいずれ | 格の改正等に資する調査研究業務に使用している。

これらの資産は、引き続き事務・事業に必要な資産であり、

### 第6 剰余金の使途

検査検定業務に係る業務運営の ための分析機器の購入の経費に充一器の購入の経費に充当する。 当する。

#### 第6 剰余金の使途

検査検定業務に係る業務運営の効率化 効率化及び業務の質の向上を図る│及び業務の質の向上を図るための分析機

#### 第6 剰余金の使途

剰余金を使用する事案はなかった。

なお、利益剰余金(34.399.080円)は生じているが、これは、 検査・検定手数料、講習事業収入等の他、前中期目標期間繰越 積立金(自己収入取得資産の減価償却費、棚卸し資産等に充当 したものの残額)、積立金によるものである。

### 事項

なし

# 務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画 業務の適切な実施を確保する ため、老朽化が著しく耐震上問 題のある神戸センターの現庁舎 について、移転・新築すること とし、併せて新築時に大阪及び 岡山の両事務所の業務を移管し、 これらの事務所を廃止する。

また、業務実施上の必要性及 び既存の施設・設備の老朽化等 に伴う施設及び設備の整備・改 修等を計画的に行う。

#### [略]

- 2 職員の人事に関する計画 (人 2 職員の人事に関する計画 (人員及び | **員及び人件費の効率化に関する** 目標を含む。)
- (1) 方針

業務の適切かつ効率的な実施 を確保するため、食品、肥飼料、 農薬の各検査等業務間の人事交 流に努めるとともに、共通部門 である一般管理、企画調整、情 報提供の各業務に適正な人員配 置を行う。

## に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

業務の適切かつ効率的な実施を確保 するため、平成20年度の竣工に向け神 戸センター新庁舎の建設を行うととも に、業務実施上の必要性及び既存の施 設・設備の老朽化等に伴う施設及び設 備の整備・改修等を計画的に行う。

所 名	整備内容	
本 部	農薬散布棟改修工事	
仙台	検査設備等改修工事	
神戸	新庁舎建設工事	

### 第5 その他業務運営に関する│第7 その他主務省令で定める業│第7 その他主務省令で定める業務運営│第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

本部(農薬検査部)の農薬散布棟改修工事及び仙台センタ 一の検査設備等改修工事を実施した。また、神戸センター新 庁舎建築工事においては進行管理に努め、平成20年度の竣工 に向け3か年度計画の2年目として基礎工事及び躯体工事を実 施した。

さらに、平成19年度補正予算により措置された本部及び福 岡センターの遺伝子分析検査設備拡充工事に着手した。

- 人件費の効率化に関する日標を含む。)
- (1) 方針

業務の適切かつ効率的な実施を確保 するため、食品、肥飼料、農薬の各検 に、共通部門である一般管理、企画調 整、情報提供の各業務に適正な人員配 置を行う。

- 2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関す る日標を含む。)
- (1) 方針

食品、肥飼料、農薬の各検査等業務間の人事交流に努める とともに、次のとおり共通部門である一般管理、企画調整、 情報提供の各業務に適正な人員配置を行うことにより、業務 の適切かつ効率的な実施の確保に努めた。

- 地方組織の一般管理部門(総務課、会計課)は各地域セン ターのみに設置し、本部横浜事務所及び各地域センターの事 務所には設置せず、一般管理部門の合理化を図った。
- 旧3法人にそれぞれ設置していた企画調整部門をさいたま 本部の企画調整部に一元化し、合理化を図った。
- 肥飼料、農薬等の生産資材や食品等に関する情報を消費者、 生産者、事業者等へ一元的に提供できるよう、各部門の担当 者を情報提供部門に配置し、情報提供体制の整備を行った。

- (2) 人員に関する指標 簡素で効率的な政府を実現す るための行政改革の推進に関す
- (2) 人員に関する指標 業務の効率化を図り、人員を削減す ることにより、人件費(退職金及び福
- (2) 人員に関する指標

業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点(注)の 常勤職員722名から688名(平成20年1月1日時点)と34名削減 る法律に基づき、平成18年度以降の5年間において、センター全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法員計算)並びに非常勤役職員会の大事院勧告を踏まえた給与及び人事院勧告を踏まえた。)について5%以上の削減を行うともはのが、一般問題を行うに当たり、一般問題の統合等による管理の合理化等の統合メリットを発現することにより、更なる人件費の削減を行う。

利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、平成17年度決算額を基準として2%以上の削減を行うとともに、第1の1(5)の1.5%相当額の抑制を行うに当たり、一般管理部門の統合等による管理部門の合理化等の統合メリットを発現することにより、更なる人件費の削減を行う。

また、国家公務員の給与構造 改革に併せ、人事院勧告を踏ま えて、役職員の給与について必 要な見直しを進める。さらに、 「経済財政運営と構造改革に関 する基本方針2006」に基づき、 国家公務員の給与構造改革を踏 まえ、人件費改革を平成23年度 まで継続する。

#### (参考)

平成17年度の人件費 5,175百万円 期初の常勤職員数 742 人

(注) 平成19年4月1日に統合した 旧肥飼検及び旧農薬検の平成 17年度の人件費及び期初の常 勤職員数 (旧肥飼検1,081百万円、149人、旧農薬検540百万円、72人)を含む。なお、 平成19年4月1日の統合時にお ける常勤職員数は、700人で また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人件費改革を進めるものとする。

することにより、平成17年度決算額を基準として人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を4.8%削減した。

注:独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。なお、平成18年1月1日における職員数は旧3法人の職員数を合算したものである。

なお、平成19年度において、センターの給与体系は国と同一であったものの、国に比べて地域手当の異動保障を受給する者の割合が高かったことから、給与水準が国と比べて高くなった(ラスパイレス指数100.1)ところであるが、人件費抑制に向けた人員削減を行っていくに当たり、組織の見直しの際に併せて管理職数も合理化していくことで、今後解消を図る見通しである。

また、国家公務員の給与構造改革に併せ、人事院勧告及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ、平成18年度において見直した俸給表を引き続き職員給与規程において適用するとともに、地域手当の支給割合の改定等を行い、人件費改革を進めた。

ある。 平成22年度の人件費見込み 4.641百万円 期末の常勤職員数 680 人 ただし、上記の額は、役員報 酬並びに職員基本給、職員諸手 当、超過勤務手当、休職者給与 及び国際機関等派遣職員給与に 相当する範囲の費用であり、今 後の人事院勧告を踏まえた給与 改定分は含んでいない。 (3) 人材の確保についての計画 (3) 人材の確保・育成 (3) 人材の確保・育成 農林水産行政と連携した業務 農林水産行政との連携を図り、セン 次に掲げる措置を講ずることにより、農林水産行政との連 運営を推進するため、業務上密 ターの業務に必要な人材を確保するた 携を図り、センターの業務に必要な人材を確保した。 接な関連を有する消費・安全局 め、次に掲げる措置を講ずる。 を中心とした行政部局との円滑 ○ 人事交流については、農林水産省の 〇 農林水産省消費・安全局等と人事交流(転出42名、転入54 な人事交流を行う。 行政部局等と計画的に実施することと 名)を実施した。 また、職員の採用に当たって し、一方に偏らないよう諸事情に即し、 は、業務を遂行する上で必要と 双方が出し合うことを基本とする。 される分析の基礎的能力、農林 〇 職員の採用に当たっては、業務の円 〇 農学、水産等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中 水産物や食品及び生産資材に関 滑な推進を図るため、分析の基礎的能 から5名を採用し、必要な人材を確保した。 する専門的知識等を有する農 力、農林水産物や食品、生産資材の専 学、化学等及び行政の試験区分 門的知識等を有する農学、化学等及び 行政の試験区分の国家公務員試験合格 の国家公務員試験合格者を中心 として採用する。 者等から採用する。 〇 採用情報については、インターネット ○ 採用情報については、インターネット等を活用した広報活 ト等を活用した広報活動により、優秀 動を行い、優秀な人材の確保に努めた。 な人材の確保に努める。 3 積立金の処分に関する事項 3 積立金の処分に関する事項 3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金 前中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき前中期目 前期中期目標期間中の繰越積立金は、 前期中期目標期間中に自己収入財源で は、前期中期目標期間中に自己 標期間中に支払っている前払費用等の平成19年度相当額 収入財源で取得し、当期中期目 (18,299,747円)を取り崩した。 取得し、当期中期目標期間へ繰り越し 標期間へ繰り越した有形固定資 た有形固定資産の減価償却等に要する 産の減価償却等に要する費用に 費用に充当する。

充当する。